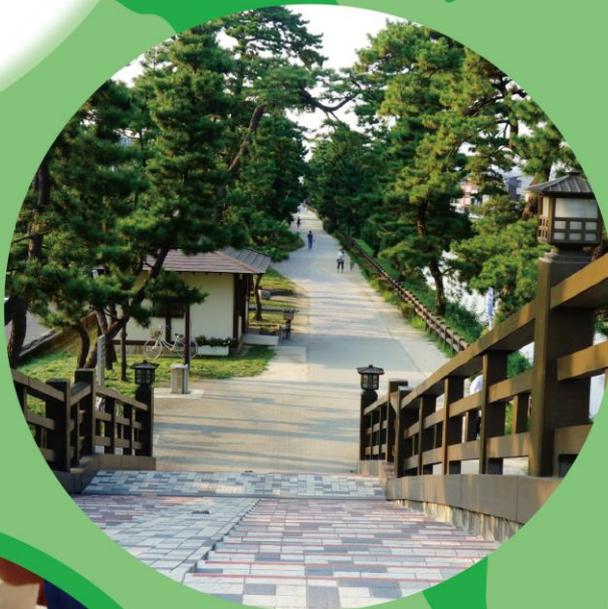




第二次草加市 環境基本計画(第三版)



生物多様性 そうか戦略(第二版)



人と自然が共に生きるまち
そうか

発行：令和6年(2024年)3月



草加市

ごあいさつ

草加市では、本市の環境像であります「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指して、河川の水質浄化や生物多様性の保全、地球温暖化の防止などの環境施策に、多くの皆様のご協力を得ながら取り組んでおります。

これまでの具体的な取組といたしましては、平成11年（1999年）6月に行った草加市環境共生都市宣言を受け、平成12年（2000年）に、草加市環境基本計画を策定し、水環境の改善や地球環境の保全などの取組を市民・事業者の皆様と手を取り合いながら進めてまいりました。



平成28年（2016年）には、第二次草加市環境基本計画を策定し、前計画からの理念に基づく取組を継続してきた結果、本市の代表的な河川である綾瀬川の水質は大きく改善、温室効果ガスや家庭ごみの排出量の削減など、第四次草加市総合振興計画に掲げる「水環境の保全」や「環境を守り育てる」の施策実現に向けた取組を着実に進めているところです。

一方、近年の環境を取り巻く情勢は大きく変化してきており、地球温暖化による気候変動、エネルギー問題やプラスチックごみによる海洋汚染などの環境課題が、私たちの日常生活や社会経済に大きな影響を与えています。

これらの課題解決に向けて本市が取り組むべき環境施策は、省エネルギーの推進や生物多様性への理解の促進、公害防止対策の推進などの個別施策に加え、本市の持続可能性を支えるSDGs戦略の柱をなす施策として位置付けていく必要があると考えております。

今回、新たに策定した計画では、脱炭素や自然保全に向けた取組を一体となって進めるため、本市の環境施策の基本的方針を示す環境基本計画に、生物多様性の保全計画である生物多様性そうか戦略を合本して環境施策の展開を図るとともに、本計画を通じてより多くの皆様に、本市の環境施策を理解していただくための情報発信や将来に繋がる人材育成強化を図ることで、未来を担うこどもたちに豊かな社会を引き継いでいけるように様々な取組を実施してまいります。

また、本計画の推進に当たりましては、引き続き、市民・事業者・行政が連携しながら、本市の環境像の実現を目指し、より良い未来の草加のまちづくりに向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画の見直しに当たりまして、熱心にご議論いただきました本市環境審議会委員の皆様、草加環境推進協議会会員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じてご意見、ご提言をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

草加市長 山川 百合子

I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項

第1章 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項

1. 環境基本計画の見直しの背景.....	2
2. 生物多様性そうか戦略見直しの背景と策定の意義.....	3
3. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の合本の背景.....	4
4. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の位置付け.....	5
5. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の対象範囲.....	6
6. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の期間.....	6
7. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の推進主体.....	7
8. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の期間内における主な社会変化.....	8
9. 総合振興計画から抽出した計画の主軸要素.....	14
10. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の見直しの方向性.....	15

第2章 草加市の地域概況

1. 自然的条件.....	16
2. 経済的条件.....	17
3. 社会的条件.....	18

II 第二次草加市環境基本計画（第三版）

第1章 環境像と環境目標

1. 環境像.....	22
2. 環境目標.....	23
3. 環境施策の柱.....	24
4. 環境施策の総合体系.....	32
5. 環境目標とSDGsとの関係.....	34

第2章 環境施策の展開

1. 水環境の保全と創造.....	35
2. 身近な自然の保全と創造.....	37
3. 脱炭素社会の推進.....	40
4. 生活環境の保全.....	50
5. 環境に配慮した行動の実践と拡大.....	52

第3章 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 区域施策編策定の背景.....	55
2. 区域施策編の基本的事項.....	58
3. 温室効果ガス排出量の現況と将来推計.....	59
4. 温室効果ガス排出量の削減目標.....	61
5. 再生可能エネルギーの導入目標.....	62
6. 温室効果ガス排出量削減に向けた取組（緩和策）.....	63

第4章 草加市気候変動適応計画

1. 適応計画の基本的事項.....	68
2. 気候変動の現状・将来予測.....	69
3. 適応に関する基本的な考え方.....	73
4. これまでに生じている影響及び将来予測される影響.....	77
5. 影響に対する主な取組（適応策）.....	81

Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）

第1章 基本事項

1. 基本理念・基本方針..... 86

第2章 草加市の自然と生物多様性の危機

1. 生物多様性について..... 88
2. 草加市の守りたい自然とその現状..... 93
3. 草加市の生物多様性の危機..... 104
4. 草加市の生物多様性に関する取組..... 113

第3章 草加市における生物多様性の課題

1. 生物多様性そうか戦略に係る課題..... 114
2. 自然環境類型別の課題..... 115
3. 地区別の課題..... 117

第4章 実行計画

1. 施策方針と保全実行計画..... 119
2. 施策と取り組み内容..... 122
3. 地域区分別の保全方針..... 136
4. 主体別行動指針..... 140

Ⅳ 計画の進行管理等

1. 計画の推進体制..... 144
2. 計画の進行管理..... 145
3. 人材育成..... 146

Ⅴ 参考資料

- 資料1 草加市環境共生都市宣言..... 150
資料2 草加市環境基本条例..... 151
資料3 計画の策定経過..... 157
資料4 委員名簿..... 158
資料5 用語集..... 159

●本文において、単語の右上に「*」がついている単語は、「Ⅴ 参考資料 - 資料5 用語集」に用語説明が記載されています。

●本文に掲載しているグラフは、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。



I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の 基本的事項





第1章 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項

1. 環境基本計画の見直しの背景

草加市（以下、「本市」といいます。）は、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、平成28年（2016年）3月に「第二次草加市環境基本計画」を策定し、令和2年（2020年）3月には第二版へと見直しを行い、「第二次草加市環境基本計画（第二版）」を策定しました。

「第二次草加市環境基本計画（第二版）」では、「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指すべき環境像として掲げ、それを実現するために環境の保全と創造に向けた施策に取り組んできました。

一方で、環境を取り巻く情勢は大きく変化してきており、地球温暖化による気候変動、エネルギー問題やプラスチックごみによる海洋汚染*など、地球規模の環境課題による影響が、私たちの日常生活や社会経済に大きな影響を与えています。

特に地球温暖化対策については、国が令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」の宣言を行い、本市においても令和3年（2021年）4月に越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町と共同で「ゼロカーボンシティ*」宣言を行うなど、脱炭素社会*の構築に向け積極的な地球温暖化対策に取り組むことが求められています。そして、地球温暖化をはじめとしたこれら諸問題の解決には、地球温暖化対策や廃棄物、生物多様性といった分野ごとの取組だけでなく、横断的な取組による課題の同時解決を目指すことが必要とされています。

このような背景の中、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、本市の目指すべき環境像及び環境目標の実現を目指して、令和6年度（2024年度）以降の環境政策を効果的に推進するため、「第二次草加市環境基本計画（第三版）」（以下「環境基本計画」といいます。）への見直しを行うこととします。

コラム カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、地球温暖化の原因である二酸化炭素（以下、「CO₂」といいます。）をはじめとする温室効果ガス排出量から、みどりの保全（植林、森林管理など）による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。





2. 生物多様性そうか戦略見直しの背景と策定の意義

(1) 生物多様性そうか戦略見直しの背景

本市は、平成31年(2019年)3月に「生物多様性そうか戦略(初版)」を策定し、①生物多様性への理解の促進－主流化・生物多様性を「知る」－、②「守り・育てる」－水とみどりの質を向上する－、③市民との協働を推進する－「参加」による向上－の3つの基本方針を設定し、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組を進めてきました。

同戦略策定から5年が経過し、国内外の動向や本市の生物多様性をとりまく状況に変化もみられることから、「人と自然が共生するまち そうか」を目指し、本市における生物多様性を「知る」「守り・育てる」「参加する」ための新しい計画として、「生物多様性そうか戦略(第二版)」(以下、「生物多様性そうか戦略」といいます。)への見直しを行うこととします。

(2) 生物多様性そうか戦略策定の意義

生物多様性基本法第13条第1項では、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独又は共同により、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならない。」とされており、策定の意義は次の3点に要約されます。

生物多様性そうか戦略策定の意義

- 地球上の生物は約3,000万種、それぞれの生物種は40億年の進化の歴史の中で奇跡的に生まれてきた「かけがえのないもの」です。
- 多様な生物と大気・水・土壌等が相互に関わりあって生態系は形成されており、人類もそのバランスの中で生存しています。生物種が失われると、生態系を介して影響が連鎖していくため影響は計り知れず、かつ取り戻すことはできません。
- 自然や生きものの減少は人類の生存基盤を脅かす危機で、国際条約や国家戦略の下、本市も生物多様性の保全に取り組んでいくことが必要です。



I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第1章

3. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の合本の背景

令和3年（2021年）に公表された「生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書」では、気候と生物多様性は相互に関連があり、生態系の保護や再生のための対策が温室効果ガス排出削減等の対策（緩和策）、気候変動による影響の回避・軽減対策（適応策）に相乗効果をもたらすこと、さらに、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが相乗効果の最大化やトレードオフ*の最小化に効果的であると指摘しています。一方、再生可能エネルギー*発電設備の導入に伴う周辺の自然環境の変化により、生物多様性に悪影響が生じるなど、気候変動対策と生物多様性保全対策の間にトレードオフが生じる場合もあります。

国の環境政策においては、炭素中立（カーボンニュートラル）に加え、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ*）の同時達成により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しており、それぞれの施策間でトレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進を図り、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現が重要としています。

カーボンニュートラル

温室効果ガス排出量から、
みどりの保全による吸収を差し引いて、
合計を実質ゼロ

ネイチャーポジティブ

自然と調和のとれた事業活動を通じて
自然資本の保全・再興に貢献

サーキュラーエコノミー

資源の確保や環境負荷低減の取組を
競争力の強化や成長戦略に繋げる
循環経済

本市においても、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）を、より一体となって進めるため、本市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的方針を示す環境基本計画に、生物多様性の保全計画である生物多様性そうか戦略を合本して環境施策の展開を図ります。





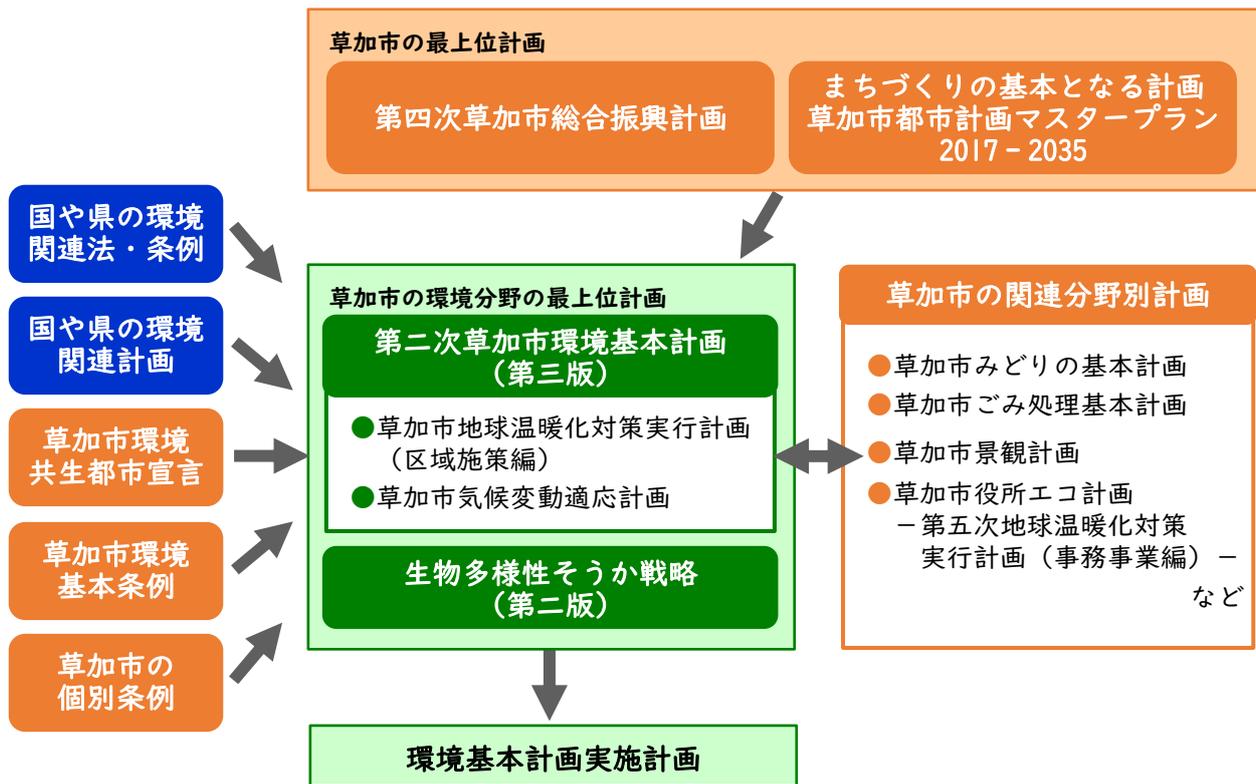
4. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の位置付け

環境基本計画は、「草加市環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、市民・事業者・市それぞれが担うべき役割を明示し、様々な主体が連携・協働しながら積極的な環境保全のための取組を推進することを目的としています。そして、「草加市環境基本条例」の基本理念と「第四次草加市総合振興計画」に示す本市のめざす都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」を環境面から実現するための計画であり、本市の環境分野の最上位計画に位置付けられます。

環境基本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

なお、「Ⅱ 第二次草加市環境基本計画」の第3章は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づく「草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、第4章は「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「草加市気候変動適応計画」として位置付けます。

また、「Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）」は、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性そうか戦略」として位置付けます。



計画の位置付け



I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第1章

5. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の対象範囲

環境基本計画で対象とする環境の範囲は、今日の環境問題や本市の環境特性を考慮して、次のように決めました。また、生物多様性そうか戦略の対象区域は、原則、市内全域とし、本市内で行う事業や活動に関係する経済活動等は、対象区域外であっても対象に含める場合があります。

環境基本計画の対象範囲

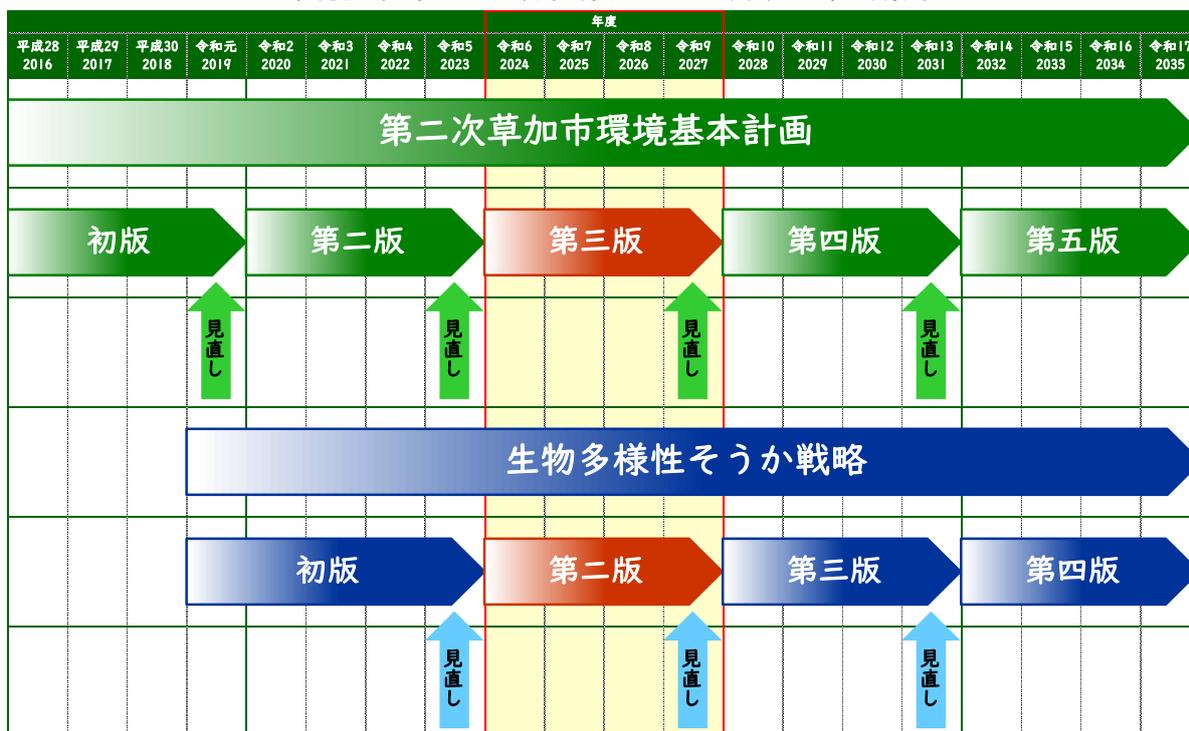
環境分野	対象となる範囲
自然環境	身近なみどり、河川や水路等の水辺空間、生きもの・生物多様性、自然景観など
生活環境	公害、有害化学物質、廃棄物（ごみ・リサイクル）など
都市環境	都市基盤、公園、都市景観など
地球環境	地球温暖化、省資源・省エネルギー、オゾン層の破壊など
環境教育	学校教育、家庭での理解、事業者・NPO団体等の取組など

6. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の期間

環境基本計画の期間は、「第四次草加市総合振興計画」等の計画期間と整合性を図り、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までとし、環境を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、4年ごとに見直しを行います。

また、生物多様性そうか戦略の計画期間についても、今回の改定より、環境基本計画に併せた計画とし、一体的な環境施策の展開を図ります。

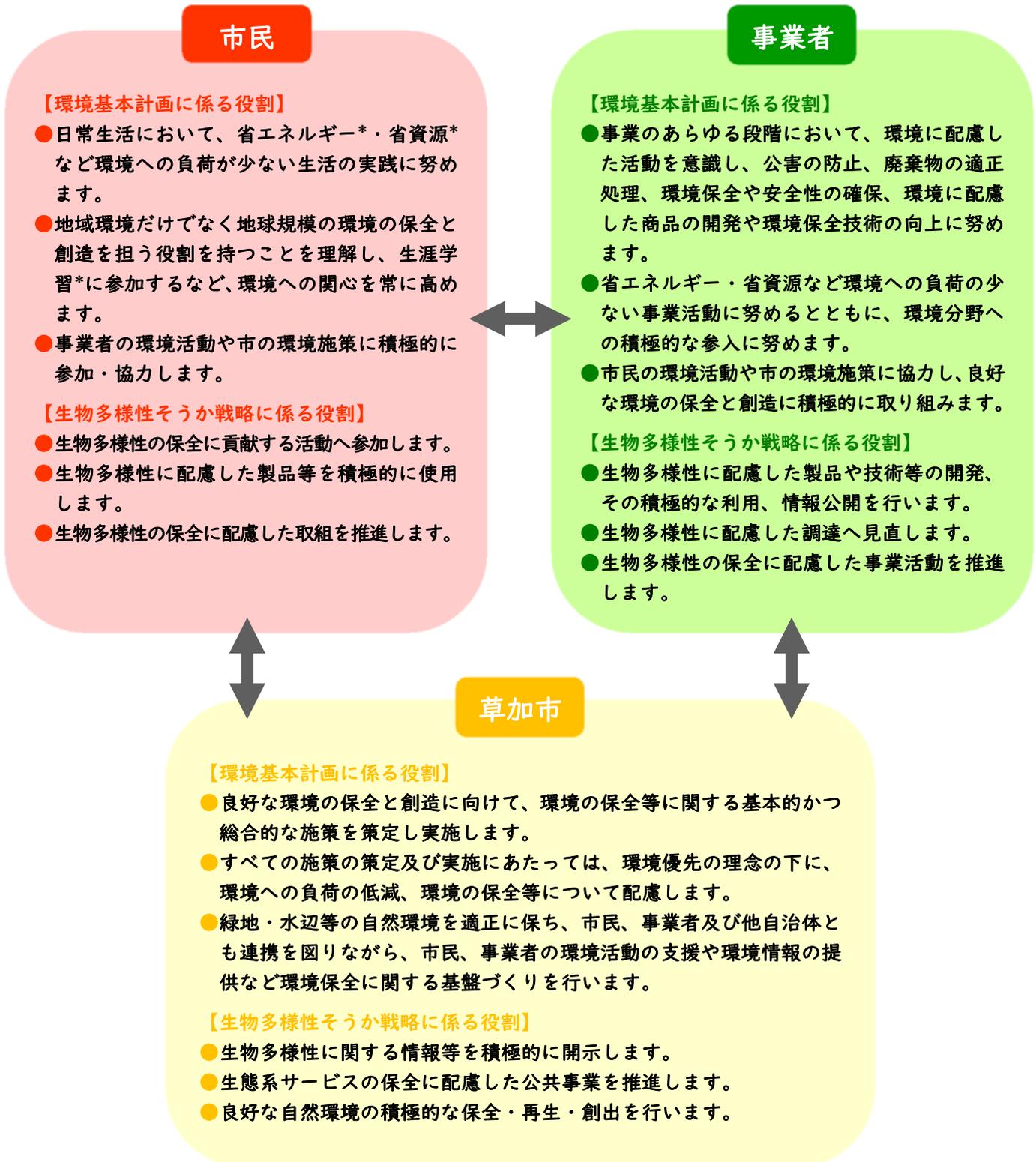
環境基本計画と生物多様性そうか戦略の計画期間





7. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の推進主体

今日の環境問題を解決し、私たち、そして次の世代のために、市民・事業者・市のそれぞれの自主的な活動に加えて、三者が協働しながら、環境基本計画と生物多様性そうか戦略の推進を図ります。



環境基本計画と生物多様性そうか戦略の推進主体と期待する役割



8. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の期間内における主な社会変化

環境基本計画と生物多様性そうか戦略の期間内における主な社会変化を以下に整理します。

(1) SDGs

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



出典：国際連合広報センター

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、日本国内では、政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取組が広がっています。

(2) 地域循環共生圏

地域循環共生圏は日本が目指す持続可能な社会の姿で、平成30年(2018年)に策定された国の「第五次環境基本計画」で掲げられました。都市も地方も多くの課題が山積みするなか、それぞれの地域が主体的に自ら課題を解決し続け、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」を指します。また、地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカルSDGs」とも呼ばれています。



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）



(3) 地球温暖化・気候変動

平成27年(2015年)に採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが掲げられ、令和3年(2021年)に採択された「グラスゴー気候合意」では、「パリ協定」の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる令和12年(2030年)に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれました。

日本では、パリ協定を受け「地球温暖化対策の推進に関する法律」が令和3年(2021年)3月に改正され、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現が同法の基本理念に明記されました。

そして、同年10月には「地球温暖化対策計画」の改訂版が閣議決定され、「令和12年度(2030年度)において、温室効果ガス46%削減(平成25年度(2013年度)比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」が目標に掲げられました。

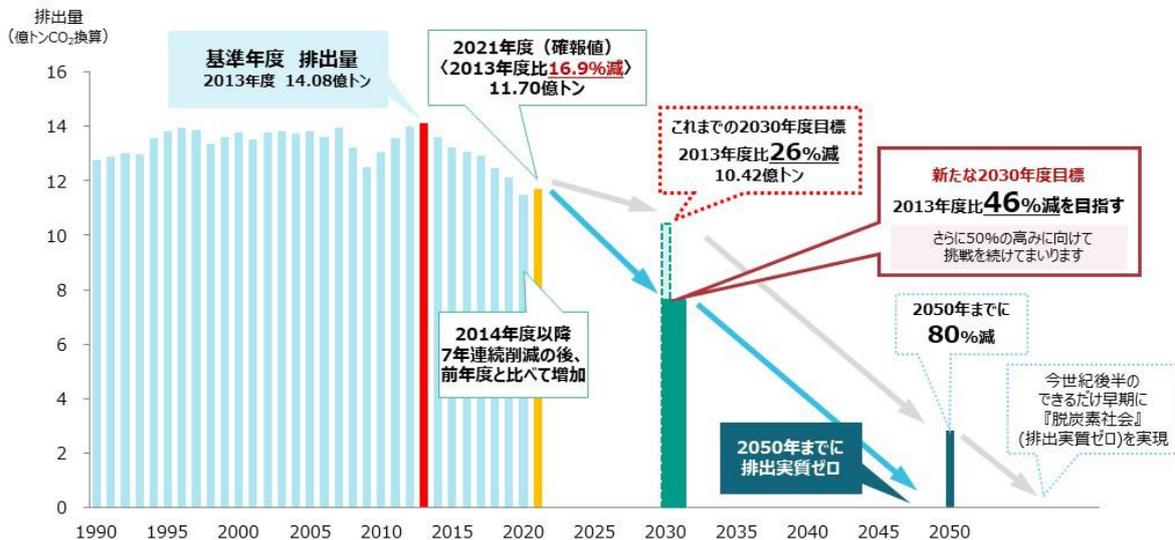
また、進行する地球温暖化に対応するため、「気候変動適応法」が平成30年(2018年)12月に施行され、同法に基づく「気候変動適応計画」が同年11月に、改訂版が令和3年(2021年)10月に閣議決定されました。

国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ⁽¹⁾ を目指す年など <small>(1) 気候変動枠組条約を締結して以降の年</small>
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 65%以上削減 (2005年比) <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを旨とする</small>	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55%以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 45%削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
日本	2030年度において 46%削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
ロシア	2030年までに 30%削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52%削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。従来の2013年度比26%減の目標から、**2013年度比46%減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦する旨を表明。**
- 2021年10月22日、「地球温暖化対策計画」が閣議決定。上記目標が政府目標に。



出典：脱炭素地域づくり支援サイト（環境省）



I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第1章

(4) GX

GX（グリーン・トランスフォーメーション）とは、「2050年カーボンニュートラル」や、令和12年（2030年）の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、温室効果ガス排出削減と産業競争力の向上の実現に向けての「経済社会システム全体の変革」を指します。

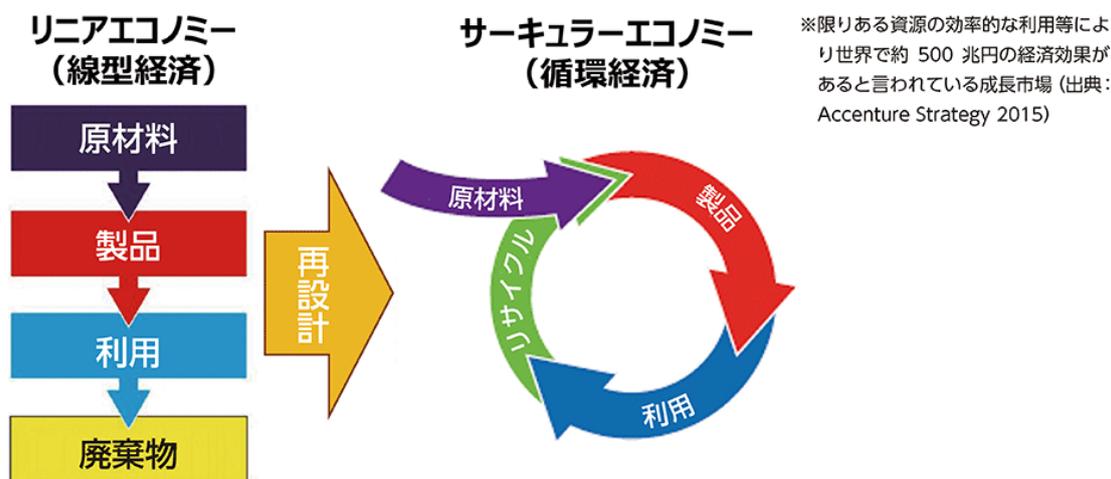
政府は、GXを実行するべく必要な施策を検討するため、令和4年（2022年）7月に「GX実行会議」を設置し、令和5年（2023年）2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定しました。同基本方針では、GXに向けた脱炭素の取組、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行などをまとめています。

(5) 循環経済

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

循環経済への移行を中長期的に進めていく上で、とりわけ、海洋プラスチックごみ問題を契機として、国際的にプラスチック資源循環への関心が高まっており、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年（2022年）4月に施行されました。

また、食品ロスの問題についても、その削減が国際的に重要な課題となっており、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年（2019年）10月に施行されました。令和2年（2020年）3月には、同法律に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、家庭系・事業系食品ロスを平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに半減させることを目標としています。



循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行イメージ

出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

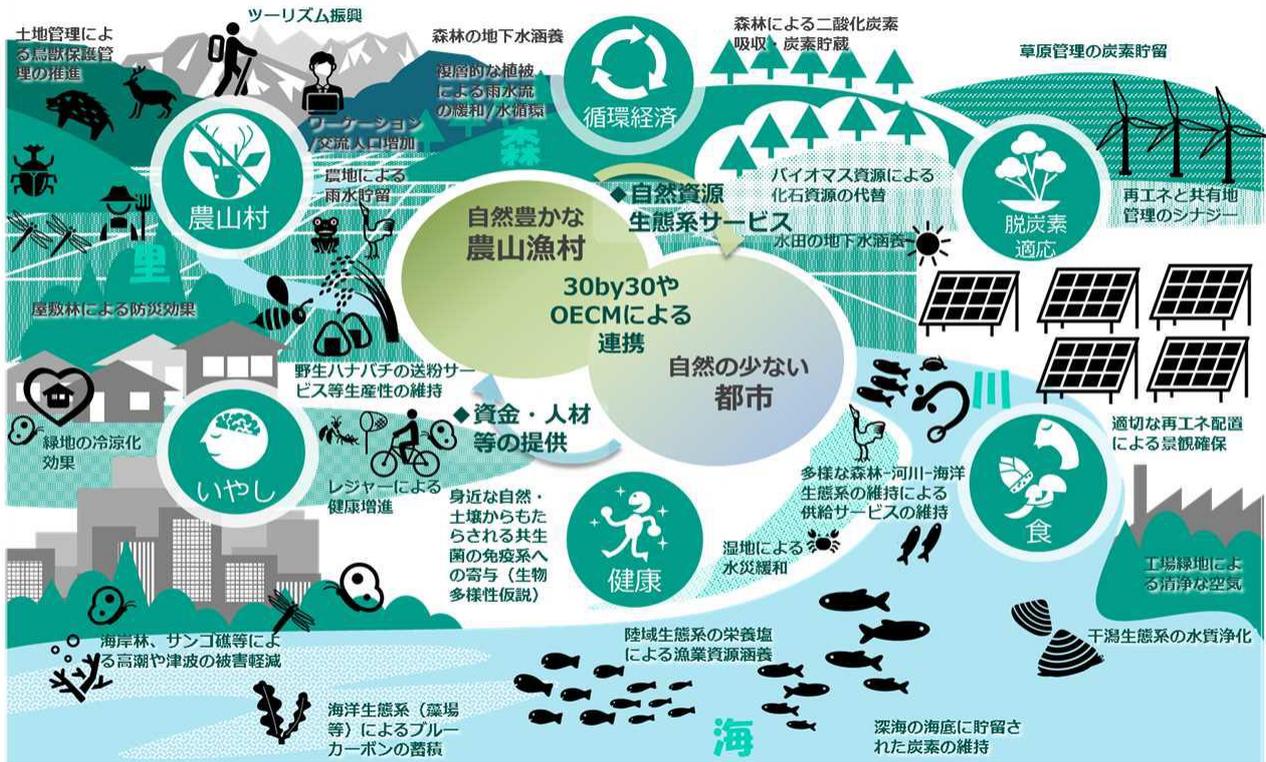


I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第1章

(6) 生物多様性

令和3年(2021年)に開催されたG7サミットにおいて、日本は、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束し、国内の目標達成に向けて、OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の推進などを図るため、令和5年(2023年)4月から「自然共生サイト*」認定の申請受付を開始しました。

また、令和4年(2022年)の生物多様性条約締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」が令和5年(2023年)3月に閣議決定されました。



健全な生態系の下で、自然の恵み豊かな 30by30 実現後の地域イメージ

出典：30by30 の概要について（環境省）

(7) ESD

ESD(持続可能な開発のための教育)とは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

ESDは、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであることが第74回国連総会において確認されており、令和元年(2019年)の第40回ユネスコ総会で採択されたESDの新たな国際枠組み「ESD for 2030」においても明確となっています。



I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第1章

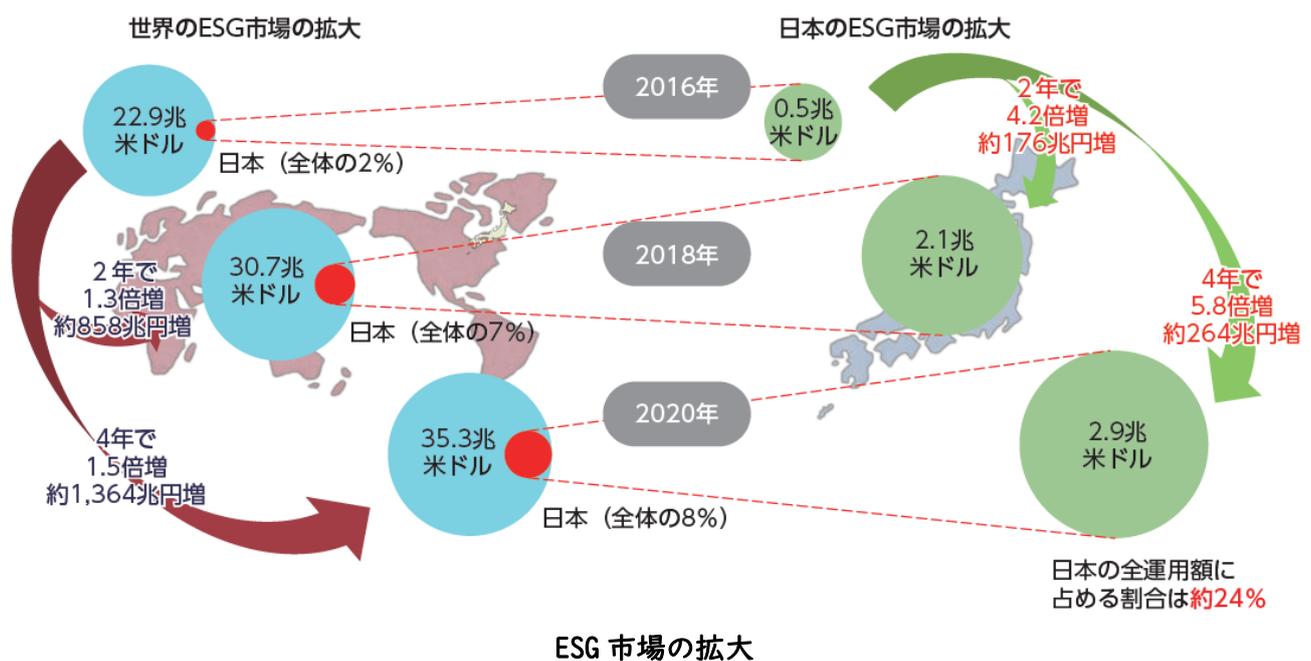
(8) グリーンリカバリー

グリーンリカバリーとは、新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍からの復興にあたって、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、単にコロナの前に状況を戻すのではなく、その復興に投じられる智慧と資金を通じて、新しい持続可能な社会を築いていく考え方です。世界の経済、社会、人の暮らしに大きな影響を及ぼしたコロナ禍からの復興の鍵として、グリーンリカバリーが注目されています。

(9) ESG投資

ESG投資とは「環境 (Environment)」、「社会 (Social)」、「企業統治 (Governance)」に配慮した経営を行う企業に投資することで、売上高や利益、保有財産などの財務情報だけではなく、ESGへの取組状況という非財務情報の要素も考慮した投資のことを指します。

近年、SDGs やパリ協定の採択、気候関連財務情報の開示を企業等に求めることを目的とした「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」による提言などを背景に、ESG投資の潮流が強まっています。こうした背景から、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の温室効果ガス削減目標を企業が設定する「SBT」や企業が自らの事業活動における使用電力を100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目指す「RE100」など国際的なイニシアティブへの参加が広がっています。



出典：令和5年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）



I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第1章

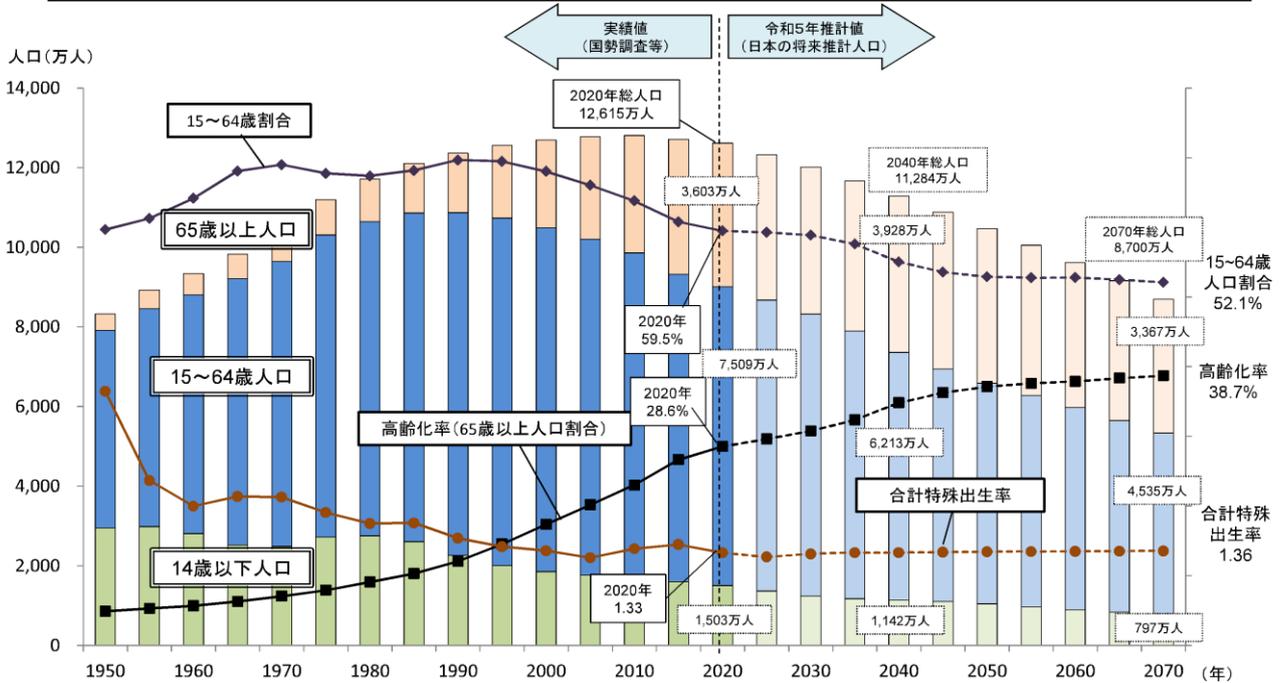
(10) 人口減少・超高齢社会

日本の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、1億2,495万人となっており、平成20年（2008年）をピークに減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和38年（2056年）には1億人を割って9,965万人となり、令和52年（2070年）には8,700万人になるものと推計しています。令和4年（2022年）の65歳以上人口は3,624万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は世界で最も高い29%となっており、平成19年（2007年）以降、超高齢社会（高齢化率21%以上）が続いています。

このような急速な人口減少や高齢化の進展は、良好な環境を維持・創出していた担い手の減少につながる懸念されます。

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



出典：厚生労働省

(11) ICTの進展

ICT（情報通信技術）は、近年急速に技術革新が進んでおり、国では、サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな社会「Society5.0」を「第5期科学技術基本計画」において提唱しました。

環境分野においても、モノのインターネット（IoT）による様々なデータの収集・蓄積や、人工知能（AI）の活用による現状把握及び将来推計・予測等が可能となってきており、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が、コミュニケーションツールとしてだけでなく、災害時には重要な情報源として利用されるなど、様々なかたちで活用されています。



9. 総合振興計画から抽出した計画の主軸要素

本市を取り巻く社会変化に加え、「第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画」の「施策1 水環境の保全」及び「施策3 環境を守り育てる」を踏まえ、計画の見直しの主軸となる要素を抽出しました。

施策1 水環境の保全

●水質浄化対策の推進

今後も引き続き、河川や水路を市民が身近に自然とふれあうことのできる地域資源として、生物多様性に配慮しながら、水質浄化や水量確保などを推進し、水環境の改善を図ります。

●親水空間の創造

さらに水とみどりが一体となった地域資源の活用を図るため、河川や水路の護岸の整備を行い、市民が水辺に親しめる場を提供するなど、親水空間を確保していきます。

施策3 環境を守り育てる

●脱炭素社会の推進

脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって、温室効果ガス排出量削減に向けた取組や気候変動の影響に対する適応策を実施するとともに、一人ひとりが環境の重要性を再認識するよう環境学習の充実を図ります。

●循環型社会の構築

現在実施しているリサイクルのリサイクル率向上を推進するための啓発活動のほか、フードドライブ*、現在ごみとして処理しているものの再資源化や売却先を探すなど、新しいリサイクルの仕組みを構築します。

●自然共生型まちづくり

草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐため、生きものの重要な生息・生育地となる自然環境を、市民が身近に自然とふれあうことのできる場として保全と創出を図り、多様な生物と共生するまちづくりをめざします。

●生活環境の保全

市内で確認された特定外来生物*については、必要に応じた対策を実施し、アライグマ、クビアカツヤカミキリについては市民団体との協働による調査、対策の実施を継続していきます。

市民の安全で安心な生活環境を実現するため、「空家等の発生予防」及び「特定空家等にしないための予防」を主眼においた対応や、「空家等、不良状態物件の適正管理の促進」及び「空家等の利活用の促進」に取り組みます。また、空家等の流通を通じた利活用を促進することで、市内への移住促進にもつなげます。



10. 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の見直しの方向性

環境基本計画と生物多様性そうか戦略の期間内における主な社会変化及び総合振興計画から抽出した主軸要素を踏まえて、見直しの方向性を以下のように定めました。この方向性に基づき見直しを実施しました。

(1) 「第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画」との整合

「第四次草加市総合振興計画 第三期基本計画」において、環境基本計画は、「施策1 水環境の保全」及び「施策3 環境を守り育てる」の関連分野別計画として位置付けられていることから、整合を図りました。

(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた温室効果ガス削減目標の設定

令和3年(2021年)4月に埼玉県東南部地域5市1町が「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行ったことから、「草加市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を見直し、2050年のゼロカーボンシティ実現を目指す上で有効と思われる重点施策や具体的な取組を強化するとともに、2030年、2035年までの中・長期的視点での温室効果ガス削減目標を設定しました。

(3) 「生物多様性そうか戦略」の見直し

平成31年(2019年)3月に策定した「生物多様性そうか戦略」について、初版から第二版への見直しを行うとともに、生物多様性の保全等に向けた取組を強化しました。

(4) 各種個別計画との取組の整合

本市の関連計画の改定内容を反映し、取組の整合を図りました。

(5) 法令等に基づいた取組の充実

近年施行又は決定した法令や国県の計画等を反映しました。

(6) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

国際社会共通の目標であるSDGsに貢献するため、SDGsの推進につながる取組を積極的に取り入れました。



第2章 草加市の地域概況

1. 自然的条件

(1) 地勢

本市は、埼玉県 of 東南部に位置し、市域の南部を東京都足立区に接しています。水と緑に恵まれた中川、綾瀬川下流域にひらけた平坦な低地となっており、東西 7.24 km、南北 7.6 km、総面積 27.46 平方 km の都市です。

本市では、古くから水田が開墾されて稲作を中心とした農耕が行われ、また、中川などの河川を利用した舟運が発達しました。江戸時代になると、新たに整備された日光道中に草加宿が設置され、松尾芭蕉などの文人の足跡が残されたほか、せんべいなどの菓子類や浴衣染めなどの文化・産業が生まれました。明治時代には東武伊勢崎線が開通し、戦前・戦後から化学や製紙に関連する産業などが相次いで進出してきたことから工業都市へと発展し、高度成長期を迎えると、都心に近接する交通利便性や、草加松原団地の造成などによって人口が急増し、新たな市街地が形成されました。

一方で、草加松原は「おくのはそ道」に著された風景や往時の風致景観を現代に伝えているとして、平成 26 年（2014 年）3 月に国指定名勝「おくのはそ道の風景地 草加松原」に指定され、中川や綾瀬川の緑地・水辺空間など、水とみどりの貴重な空間を形成している地域があり、都市空間の中にも自然環境が残されています。



おくのはそ道の風景地 草加松原

草加市の位置



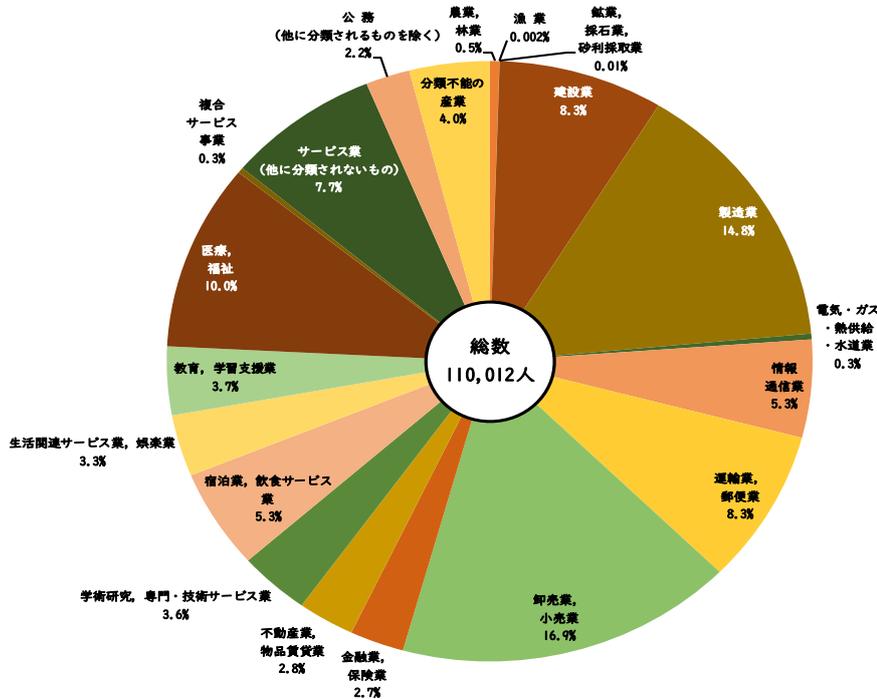
出典：草加市統計データブック 2022（草加市）



2. 経済的条件

(1) 産業別就業者数

本市の産業別就業者数の総数は110,012人（令和2年（2020年）10月1日現在）となっており、比率を見ると、「卸売業、小売業」が16.9%と最も高く、次いで「製造業」が14.8%、「医療、福祉」が10.0%となっています。

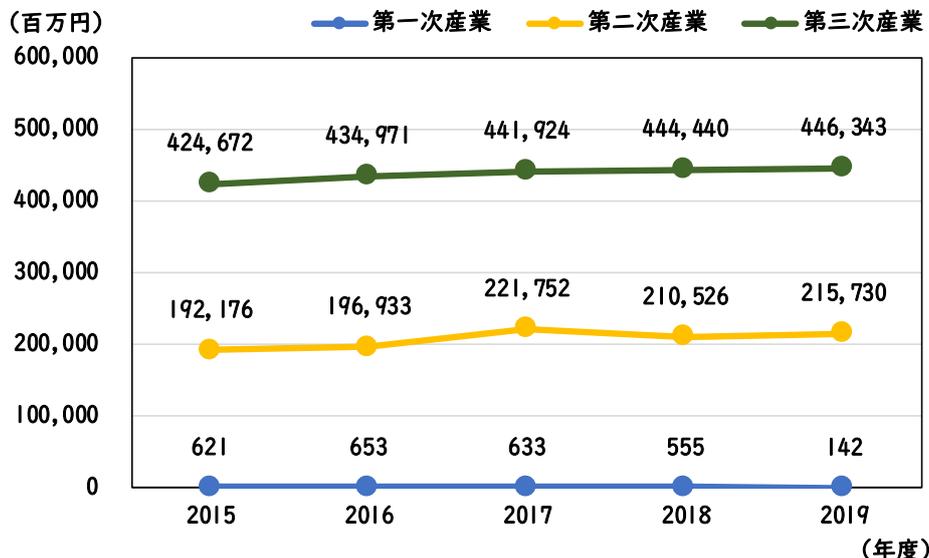


産業別就業者数 (令和2年(2020年)10月1日現在)

出典：草加市統計書（令和4年版） 基幹統計調査 国勢調査（草加市）

(2) 産業別市内総生産

本市の産業別市内総生産の内訳をみると、第一次産業は減少傾向、第二次産業は横ばい傾向、第三次産業は増加傾向にあり、全体としては増加傾向にあります。市内総生産の比率としては、第三次産業が最も高く約68%を占めています。



※毎年遡及改定を行っているため、前年公表した項目名・数値と異なる場合がある。

産業別市内総生産

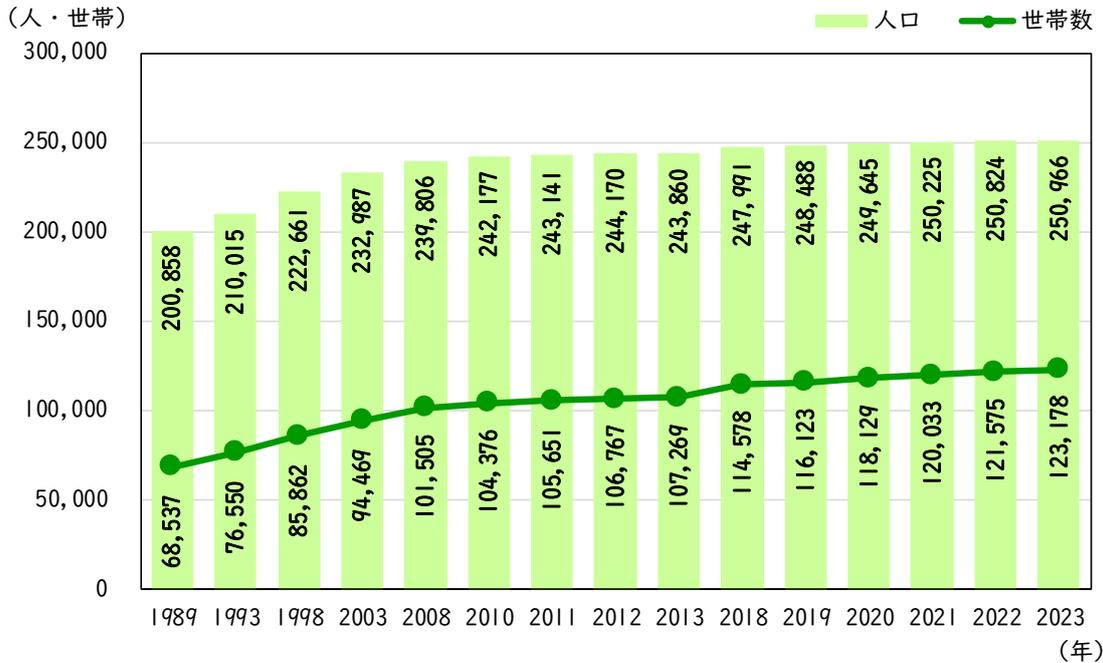
引用作成：草加市統計書（令和4年版） 経済編 産業（草加市）



3. 社会的条件

(1) 人口・世帯数

本市の人口・世帯数は平成元年（1989年）以降、緩やかに増加を続けており、令和3年（2021年）に25万人を超え、令和5年（2023年）1月1日現在で、住民基本台帳人口（日本人+外国人）250,966人、123,178世帯、平均世帯当たり人員は2.04人/世帯となっています。

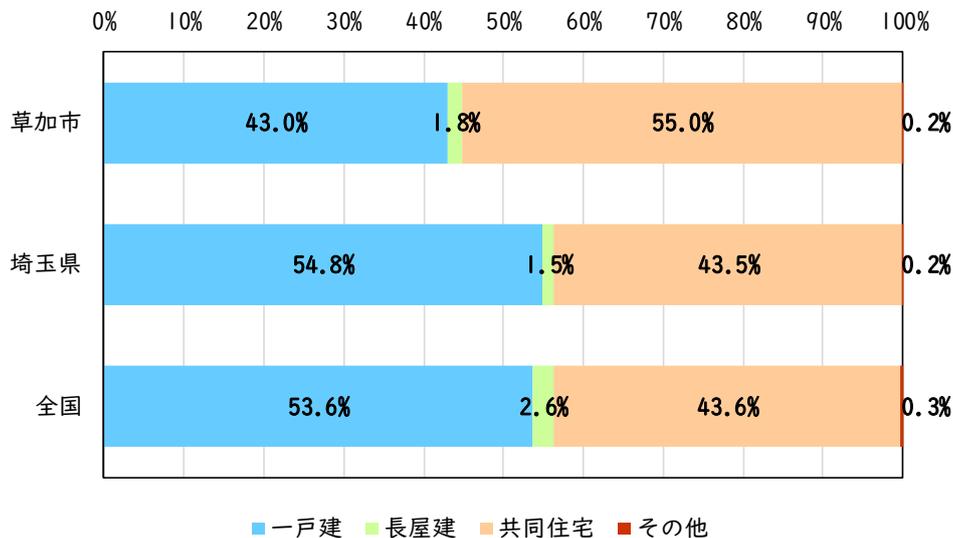


人口・世帯数の推移（各年1月1日現在）

出典：草加市統計書（令和4年版） 社会編 人口（草加市）

(2) 住宅

本市の住宅の建て方別戸数は、一戸建てが43.0%、共同住宅が55.0%と、埼玉県全体と比較すると共同住宅の割合がやや高くなっています。一戸建ては屋根の上に太陽光パネルを設置しやすいことから、太陽光の有効活用が見込まれます。



住宅の建て方

出典：平成30年住宅・土地統計調査（総務省）



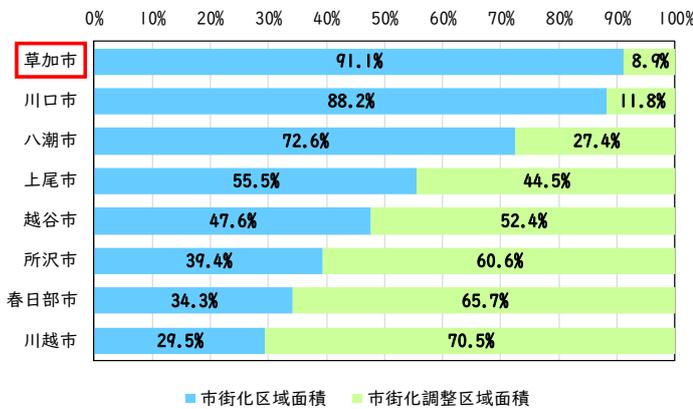
I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第2章

(3) 土地利用

本市は、市域の90%以上が市街化区域となっており、県内他市と比べても高い割合となっています。市街化区域では、都市機能の維持増進・住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、用途地域が定められています。

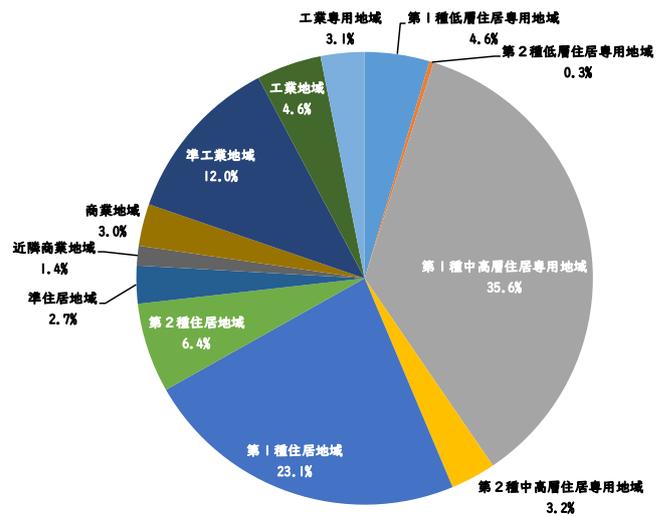
また、地目別に土地利用をみると、田畑や雑種地が宅地化され、その比率は年々増加傾向となっています。具体的には、昭和64年(1989年)では田畑20.4%、宅地45.6%であったのが、33年後の令和4年(2022年)においては、田畑6.2%と14.2%減少し、宅地は60.2%と14.6%増加しています。

市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域
市街化調整区域：市街化を抑制する区域



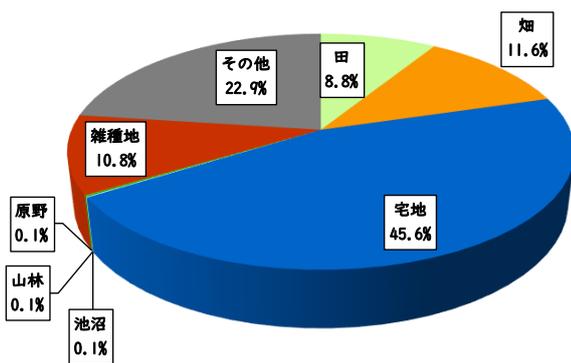
区域区分

出典：埼玉県における区域区分の変更一覧表(埼玉県)
※令和5年(2023)年10月6日現在

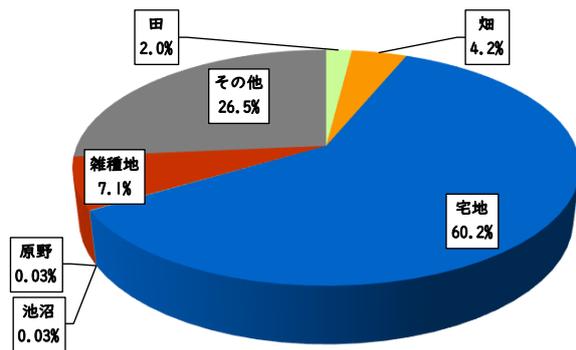


用途地域の種類と割合

出典：草加市統計書(令和4年版) 環境編 土地(草加市)



昭和64年(1989年)



令和4年(2022年)

地目別土地面積(各年1月1日現在)

出典：草加市統計書(令和4年版) 環境編 土地(草加市)

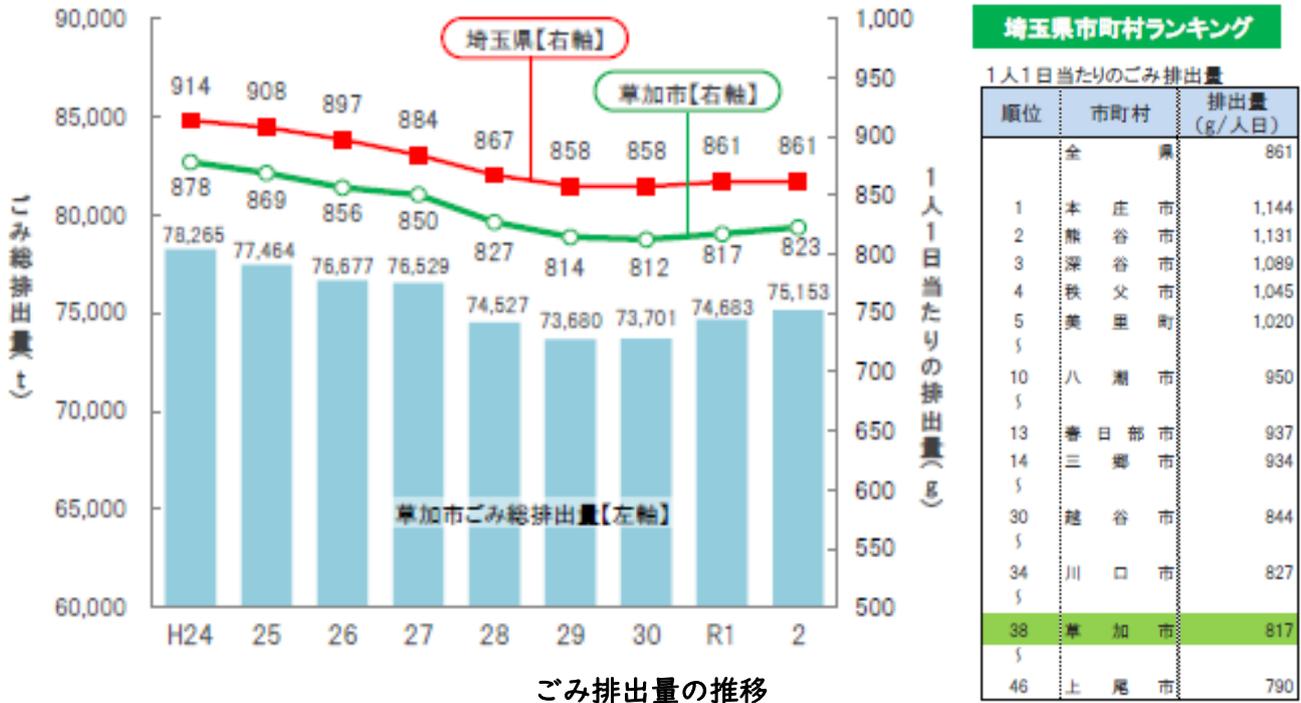


I 環境基本計画と生物多様性そうか戦略の基本的事項 第2章

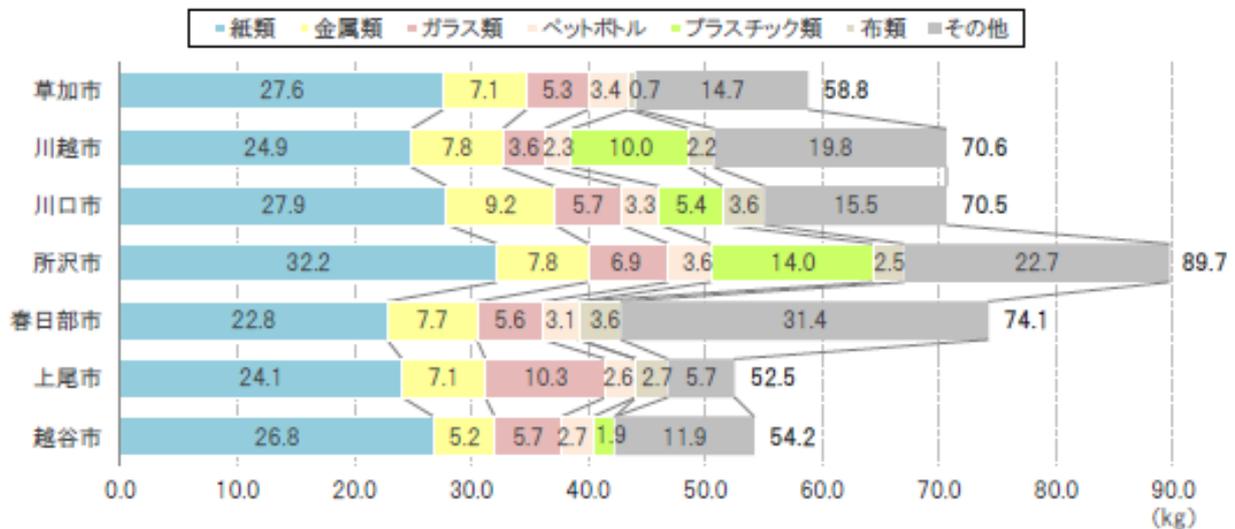
(4) ごみ

本市のごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量は、減少傾向にありましたが、令和元年度(2019年度)以降、増加傾向にあります。これは、コロナ禍における感染予防対策により自宅で過ごす時間が増えたため家庭ごみが増加したことが考えられます。

また、一人当たりごみの資源化量は58.8 kgとなっており、県内同規模程度の自治体の中では、中位に位置しています。



出典：草加市統計データブック 2022（草加市）



人口1人当たりごみの資源化量 (2020年度 (令和2年度))

出典：草加市統計データブック 2022（草加市）



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画 **第三版**





第Ⅰ章 環境像と環境目標

Ⅰ. 環境像

環境基本計画では、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成、また、「第四次草加市総合振興計画」に掲げるめざす都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」を環境面から実現するため、目指すべき環境像を「人と自然が共に生きるまち そうか」と定めます。

人と自然が共に生きるまち そうか

- 「人」とは：「市民、事業者、行政の三者」と「人間の衣食住に関わるすべての活動」を表します。
- 「自然」とは：「草加の自然のシンボルである綾瀬川をはじめとする河川や水路等の水辺、田んぼ、屋敷林、公園などのみどり、生きもの」を表します。特に、「河川の水質汚濁」や「みどりの減少」などは、現在、草加の負の存在であり、これをうるおいとやすらぎのある環境に再生したいという願いを込めています。
- 「共に生きる」とは：「三者相互及び市民同士、事業者同士など人と人の交流」と「人々の生活環境と自然環境の共存」を意味し、これらが一緒に生きていくことや調和することを表します。

草加市環境共生都市宣言（抜粋）

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

草加市環境基本条例の基本理念

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。



2. 環境目標

本市の目指すべき環境像を実現するため、5つの環境目標を以下のとおり設定します。

環境目標 1

水環境の保全と創造
～水と共生するまちを創ろう～

環境目標 2

身近な自然の保全と創造
～生きものと共生するまちを創ろう～

環境目標 3

脱炭素社会の推進
～地域と地球に優しいまちを創ろう～

環境目標 4

生活環境の保全
～安心して快適なまちを創ろう～

環境目標 5

環境に配慮した行動の実践と拡大
～環境に配慮した行動を実践しよう～



3. 環境施策の柱

先に掲げた5つの環境目標をさらに具体化するために、11項目の環境施策の柱と達成目標を設定しました。

環境目標1

水環境の保全と創造

～水と共生するまちを創ろう～

関係するSDGsのゴール



本市には、草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路が流れており、古くから中川などの河川を利用した舟運が発達するなど、昔から草加の人々の生活に密着した存在でした。しかし、高度成長期を経て、生活排水や事業系排水の流入による水質の悪化のほか、河川改修や用水の暗渠*化の進行による生きものの生息・生育地の減少等により、かつてのうるおいのある空間としての魅力を失い、人々の生活から離れた存在となってしまいました。

こうした経緯から、本市では、河川や水路等を草加の貴重な自然空間としてとらえ、市民共有の財産とするため、国や県、流域自治体との協働によって、公共下水道の整備や事業系排水の規制強化等の様々な対策を講じてきました。その結果、河川や水路の水質は確実に改善されてきています。

今後も、生物多様性に配慮しながら、水とみどりのまちづくりをさらに推進し、水質浄化や水量確保、子どもが水辺に近づける親水空間の創造など、水環境の改善を図り、健全な水循環の回復と維持に努めます。特に、草加のシンボルである綾瀬川は、うるおいと安らぎのあるかけがえのない自然空間として、水質の改善と河川環境の適切な維持管理を図ります。

こうした方向性から、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱1-1：水質浄化対策の推進

環境施策の柱1-2：親水空間の創造・維持管理の推進

長期目標



指標	長期目標値 (令和17年度(2035年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
オイカワ等が繁殖できる水質	河川類型Bの環境基準	河川類型Cの環境基準



コラム

河川類型とは

河川や湖、海などの公共用水域の水質については、「環境基本法」第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められており、この環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類があります。2種類のうち、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」については、多岐多様な利水目的などを勘案して、川や湖沼、海など個々の水域ごとに水域類型の指定がされています。

本市を流れる河川では、中川、綾瀬川が河川類型Cに、古綾瀬川が河川類型Dに指定されています。綾瀬川の現状である河川類型Cは、コイ、フナなどが生息できる水質で、長期目標である河川類型Bは、オイカワやアユなどが生息できる水質です。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	20 CFU/ 100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	300 CFU/ 100 ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	1,000 CFU/ 100 ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。

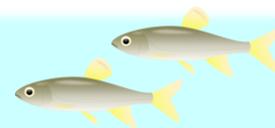
出典：水質汚濁に係る環境基準 別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（環境省）

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を表す指標のことで、溶液中の水素イオンの濃度をいう。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性を示す。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している物質のことで、数値が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素を示す。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
大腸菌数	大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる数値です。値が小さいほどヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないと言えます。



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第1章

短期目標



指標		短期目標値 (令和9年度(2027年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
河川水質 (BOD75%値)	綾瀬川 (中曽根橋)	2.2 mg/l	2.6 mg/l
	綾瀬川 (手代橋)	2.2 mg/l	2.3 mg/l
	古綾瀬川 (綾瀬川合流地点前)	3.0 mg/l	3.2 mg/l
	伝右川 (伝右橋〈下〉)	2.3 mg/l	2.4 mg/l
	毛長川 (鷺宮橋)	1.9 mg/l	3.1 mg/l
	辰井川 (上町境橋)	2.0 mg/l	2.3 mg/l
河川異常水質事故*件数		0件	21件



環境目標 2

身近な自然の保全と創造

～生きものと共生するまちを創ろう～

関係する SDGs のゴール



かつて本市は、東京近郊の農業地帯として河川や水路が縦横に流れ、社寺林*や屋敷林*の散在した田園風景の広がる、自然と人々の生活が調和したまちでした。しかし、昭和30年代（1955年代）後半から本格的な都市化の進行により、多くの自然環境が失われ、現在わずかに残っている農地や屋敷林も、農業人口の減少や宅地開発などの影響により、年々減少しています。

このような生きものの生息・生育環境の基盤であり、身近に自然とふれあうことのできる貴重な空間資源を守るため、市民との協働や市民団体の自主的な緑化活動などの支援、生きものの重要な生息・生育地となる河川・農地の保全などの取組を強化していくとともに、身近な自然の保全と創造による生物多様性の保全・再生を目指します。

こうした方向性から、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱2-1：生きものと共生するまちづくりの推進

環境施策の柱2-2：みどりの保全と創出

長期目標



指標	長期目標値 (令和17年度(2035年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
市内で確認された猛禽類* (鳥類) の子育て (繁殖・営巣)	4種	1種

短期目標



指標	短期目標値 (令和9年度(2027年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数	27種	11種
公園・広場等の面積	60.5 ha	60 ha
緑化推進団体の数	43団体	41団体
ビオトープ保全活動*参加者数	月平均50人以上	月平均38人



環境目標3

脱炭素社会の推進

～地域と地球に優しいまちを創ろう～

関係する SDGs のゴール



私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料*や農林水産資源を取り入れ、消費することで成り立っていますが、近年の社会経済活動の拡大に伴って、資源の枯渇や生物種の絶滅などの環境負荷が高まっています。特に、化石燃料の消費過程で生じるCO2をはじめとした温室効果ガス*の増加により、これまで宇宙に放出されていた熱が地表でさらに吸収され、地球上の気温が上昇する地球温暖化を招いています。

こうした地球温暖化に対応するため、本市では、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）共同で、「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。今後、再生可能エネルギーの利用推進、廃棄物の削減、省エネ・再エネ普及啓発事業など、温室効果ガス削減の対策である「緩和策」の取組をより一層強化していきます。

また、国が平成30年（2018年）12月に施行した「気候変動適応法」に基づき、「緩和策」を最大限実施しても避けられない気候変動による影響の回避・軽減対策である「適応策」の推進も図っていきます。

こうした方向性から、次の3つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱3-1：省エネルギー・創エネルギーの推進

環境施策の柱3-2：3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

環境施策の柱3-3：気候変動適応策の推進

中長期目標



指標	中期目標値 (令和12年度(2030年度))	長期目標値 (令和17年度(2035年度))	現状値 (令和2年度(2020年度))
市内から排出される 温室効果ガス排出量	711千t-CO2 (平成25年度(2013年度)比 46%削減)	659千t-CO2以下 (平成25年度(2013年度)比 50%削減以上)	1,029千t-CO2 (平成25年度(2013年度)比 21.9%削減)

※基準年度である平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量は、1,317千t-CO2

短期目標



指標	短期目標値 (令和9年度(2027年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
市民1人1日当たり 可燃ごみ排出量	485 g	486 g
資源化率	18%	17.6%



コラム

緩和策と適応策

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス削減の対策である「緩和策」と、「緩和策」を最大限実施しても避けられない気候変動による影響の回避・軽減対策である「適応策」の2つがあります。この2つの対策は車の両輪のような関係であり、一体的に取り組むことが求められています。

緩和とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第1章

環境目標4

生活環境の保全

～安心して快適なまちを創ろう～

関係する SDGs のゴール



工場等の生産活動や自動車による大気汚染、河川・水路等の水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。特に、自動車による大気汚染や騒音など幹線道路周辺的生活環境については、本市のみならず、広域での対応が必要であり、重要な問題となっています。

これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない安心なまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない快適で美しいまちなみの形成を目指します。

こうした方向性から、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱4-1：公害防止対策の推進

環境施策の柱4-2：快適なまちなみの形成

長期目標



指標	長期目標値 (令和17年度(2035年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
大気、騒音、ダイオキシン類の環境基準達成割合	100%	92.3%
まちなみの美しさに対する市民の満足度	70%	42.5%

短期目標



指標	短期目標値 (令和9年度(2027年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
大気、騒音、ダイオキシン類の環境基準達成※ ¹	93%	92.3%
まちなみの美しさに対する市民の満足度※ ²	50%	42.5%
市内4駅周辺における昼間の放置自転車数※ ³	35台(年平均)	42台

※1 環境基本法により定められる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準

※2 「草加市民アンケート」における「あなたは、草加市の街並みや風景が美しく心地よいと感じていますか」という問いへの、「そう感じている」と「どちらかといえばそう感じている」を合算した回答割合

※3 市内4駅周辺における昼間の放置自転車数の現状値は、コロナ禍前の令和元年度(2019年度)の実績



環境目標5

環境に配慮した行動の実践と拡大
～環境に配慮した行動を実践しよう～

関係する SDGs のゴール



生物多様性の危機や地球温暖化の進行など、今日の環境問題の解決には、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した行動へ転換していくことが不可欠です。そのためには、家庭や学校、職場など、様々な機会でもともと大人と一緒に環境について正しい知識を学び、学んだ成果を具体的な行動として実践し、日常的な生活習慣として定着させていくことが求められます。

そして、こうした環境配慮に関する一人ひとりの意識の醸成には、その基礎・基盤となる学校での環境教育をより充実させ、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることを目指す ESD の視点を踏まえた環境教育の促進を図るとともに、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちの実現が必要です。

こうした方向性から、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱5-1：学校・地域における環境教育・環境学習の推進

環境施策の柱5-2：環境に配慮した行動及び生活の実践

長期目標



指標	長期目標値 (令和17年度(2035年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
地域の環境活動に参加したことがある市民の割合	50%	12.1%

短期目標



指標	短期目標値 (令和9年度(2027年度))	現状値 (令和4年度(2022年度))
エコライフDAY・WEEK実施によるCO2削減量	30,000 kg	21,573 kg
草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度	97%	96.1%
そうか生きもの調査 集合調査会への参加者数	300人以上	237人



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第I章

4. 環境施策の総合体系





Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第1章

第二次草加市環境基本計画（第三版）

環境像：人と自然が共に生きるまち そうか

環境目標	環境施策の柱	取組方針
環境目標1 水環境の保全と創造	1 水質浄化対策の推進 2 親水空間の創造・維持管理の推進	1 河川浄化対策の推進 2 公共下水道の推進 1 多自然川づくりの推進 2 河川環境の維持管理の推進
環境目標2 身近な自然の保全と創造	1 生きものと共生するまちづくりの推進 2 みどりの保全と創出	1 生物多様性への理解の促進 2 生物多様性の保全 3 市民との協働活動の推進 1 公園整備や公共用地の緑化推進 2 民有地内の緑化対策の推進 3 緑化活動への支援
環境目標3 脱炭素社会の推進	1 省エネルギー・創エネルギーの推進 2 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進 3 気候変動適応策の推進	1 温室効果ガス排出量削減対策の推進 2 資源・エネルギーの有効活用の推進 3 再生可能エネルギー等の活用の推進 4 脱炭素型まちづくりの推進 1 ごみの減量化と分別収集の普及、啓発 2 環境にやさしい消費者の育成・支援 3 リサイクルの推進 1 自然生態系等に関する適応 2 都市機能に関する適応 3 人の健康に関する適応 4 適応策における横断的取組
環境目標4 生活環境の保全	1 公害防止対策の推進 2 快適なまちなみの形成	1 公害防止対策の推進 2 監視・測定体制の充実 1 環境美化対策の推進 2 まちなみ景観の向上
環境目標5 環境に配慮した行動の実践と拡大	1 学校・地域における環境教育・環境学習の推進 2 環境に配慮した行動及び生活の実践	1 学校における環境教育の推進 2 地域における環境学習の推進 1 エコライフの普及、啓発 2 地域の環境保全活動の充実 3 環境に配慮した活動への支援 4 環境保全情報の収集と提供



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第1章

5. 環境目標とSDGsとの関係

環境基本計画における5つの環境目標とSDGs17のゴールとの関係を以下に示します。

環境基本計画に基づく取組は、SDGs17のゴールの内、10のゴールと関係していること、それぞれの環境目標が複数の課題解決につながっていることを明示します。

環境目標	SDGsとの関係			
水環境の保全と創造	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	12 つくる責任 つかう責任
身近な自然の保全と創造	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	15 陸の豊かさも守ろう
脱炭素社会の推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を
生活環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	
環境に配慮した行動の実践と拡大	4 質の高い教育をみんなに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナリシップで目標を達成しよう



第2章 環境施策の展開

草加の目指すべき環境像を実現するために掲げた5つの環境目標、11の環境施策の柱に沿って環境施策を展開します。

1. 水環境の保全と創造

環境施策の柱1-1：水質浄化対策の推進

草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路の水質は、水質汚濁防止法に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進により、改善傾向にあります。

引き続き、より一層の水質改善を目指し、国及び県と協調した水質浄化対策や、生活排水対策及び工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川浄化対策を実施していきます。

取組方針1：河川浄化対策の推進

No.	取組内容	担当部署
1	身近な水路を浄化するため、家庭でできる排水対策（調理くずの排水への流入抑制等）についての周知を行います。	環境課
2	水質汚濁防止のため、工場等に対し、定期的な立入検査や適切な指導を行います。	環境課
3	食用油の排水への流入抑制のため、廃食油の行政回収について普及を行います。	環境課 廃棄物資源課
4	河川の水質を保全するため、浄化槽を適正に管理するように市民・事業者へ指導を行います。	廃棄物資源課
5	河川の水質を浄化するため、河川浄化施設を適正に維持管理します。	環境課
6	冬期に水量が少なくなる農業用水路では、一年を通じて水辺の景観や環境の保全を図るため、キタミソウなどの希少種に配慮し、浄化用水を導水します。	環境課 都市農業振興課
7	河川の水質を保全するため、公共用水域の水質を監視します。	環境課

取組方針2：公共下水道の推進

No.	取組内容	担当部署
1	公共下水道の整備完了区域においては、下水道への接続を促進します。	下水道課
2	公共下水道の未整備区域については、土地区画整理事業等の進捗状況にあわせて、下水道整備を実施します。	下水道課



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

環境施策の柱1-2：親水空間の創造・維持管理の推進

親水空間の創造に関しては、これまで、国や県と協働し、綾瀬川や葛西用水などの河川環境整備を実施してきました。

引き続き、多自然川づくりについて国や県に要望を行っていくとともに、河川環境整備が完了している河川については、適切な維持管理を行っていきます。

また、市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を継続していくとともに、「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の確保と保全に取り組んでいきます。

取組方針1：多自然川づくりの推進

No.	取組内容	担当部署
1	治水上の安全の確保はもとより、多様な河川の環境を保全するため、綾瀬川や中川などの改修に当たっては、多様な生きものが生息できる川づくりや景観に配慮した整備を管理者と協議します。	建設管理課 環境課 河川課

取組方針2：河川環境の維持管理の推進

No.	取組内容	担当部署
1	河川環境整備が完了している河川・水路等では、関係機関と協議し、生物多様性への配慮を含めた適切な維持管理を実施します。	河川課 維持補修課
2	綾瀬川水質浄化キャンペーン、自然観察教室等、水辺と親しむ啓発事業や河川の清掃活動により、河川愛護精神の高揚を図ります。	河川課 維持補修課 環境課 下水道課
3	川の水質と生態系を維持できる適切な水量を確保するため、浄化用水の導入等を国や県、流域自治体と連携し継続していきます。	環境課
4	水循環基本法に基づき、地域（流域）で連携し、健全な水循環の保全に取り組みます。	環境課
5	さまざまな水辺の生きものの生息状況を調査・分析し、健全な水環境の確保を推進します。	環境課



2. 身近な自然の保全と創造

環境施策の柱2-1：生きものと共生するまちづくりの推進

都市化の進展により自然が失われつつある本市においては、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現し、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐために、身近な自然の保全と創造に向け、生きものと共生するまちづくりを進めていきます。

取組方針1：生物多様性への理解の促進（主流化・生物多様性を「知る」）

No.	取組内容	担当部署
1	市広報等において、生物多様性の危機の説明や、保全活動の紹介等を盛り込み、市民や事業者への理解を深めます。	環境課

取組方針2：生物多様性の保全（生物多様性を「守り・育てる」）

No.	取組内容	担当部署
1	市内の良好な自然環境については、保存樹林*制度等を活用して保全します。	環境課 みどり公園課 開発審査課
2	市内を流れる河川のうち良好な自然環境については、河川管理者と協議して生物多様性に配慮した維持管理保全を実施します。	環境課 河川課 廃棄物資源課
3	学校ビオトープの再生に向けた取組を行います。	環境課
4	ビオトープ等を活用して、地域の希少種などの在来種を保全する活動を実施します。	環境課
5	生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理を行います。	すべての課
6	エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）や生物多様性に配慮した緑地形成を行います。	みどり公園課 環境課
7	外来種については、法令等に基づき、適切な防除、対策作業を進めます。	環境課 くらし安全課

取組方針3：市民との協働活動の推進（「参加」による向上）

No.	取組内容	担当部署
1	市民や事業者が参加しての河川や緑地などの維持管理や保全活動を実施します。	環境課
2	そうか生きもの調査を継続し、市内の生きもの基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に活かします。	環境課
3	市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等を企画・開催します。	環境課 産業振興課 生涯学習課



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

環境施策の柱2-2：みどりの保全と創出

本市は、建物密度の高い市街地が形成され、用地の確保が容易ではないことから、新たな公園の整備がなかなか進まない状況にあります。引き続き、公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする私有地に残る貴重なみどりを守るとともに、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民による緑化活動を支援します。

取組方針1：公園整備や公共用地の緑化推進

No.	取組内容	担当部署
1	子どもたちが安全に遊べる環境、健康増進・憩いの場など、コミュニティの形成や防災活動の場として活用できる地域の拠点となる公園の機能改善を進めます。	みどり公園課
2	街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。	みどり公園課 河川課 道路整備課
3	国指定名勝の草加松原を歴史的特性やにぎわいの創出を踏まえた水辺とみどりの空間として適正に管理します。	維持補修課 生涯学習課 施設管理者
4	国指定名勝の草加松原の松を保全するために必要な管理を続けます。	みどり公園課
5	公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。	総務企画課 学校施設課 みどり公園課 資産活用課 施設管理者

取組方針2：私有地内の緑化対策の推進

No.	取組内容	担当部署
1	私有地にある保存樹林・樹木・生垣は、維持管理に係る支援を行い保全に努めるとともに、私有地に残る貴重な樹林は、市民がより身近にみどりを体感できるような仕組みづくりを進めます。	みどり公園課
2	都市農業を振興するとともに、環境や防災、景観などの観点から様々な効果が期待できる都市空間における貴重なオープンスペースとして、生産緑地制度を活用して都市農地の確保に努めます。	都市農業振興課
3	生産緑地地区を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、都市農地の生産緑地地区指定に向けた取組を実施します。	都市計画課



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

No.	取組内容	担当部署
4	大規模開発行為又は建築行為に対して、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを増やします。	みどり公園課 開発審査課

取組方針3：緑化活動への支援

No.	取組内容	担当部署
1	地域で緑化やみどりの保全活動を行う団体の育成、支援などにより、市民主体のみどりのまちづくりを促進します。	みどり公園課

コラム

国指定名勝 おくのほそ道の風景地 草加松原

草加松原は、草加市の中心部を南北に流れる綾瀬川右岸沿いの遊歩道の東西に、約1.5キロメートルに及ぶ松並木です。日光街道第2の宿場だった旧草加宿の北側に位置し、一説では、天和3年（1683年）の綾瀬川開削に伴い街道が整備された際に松は植えられたと伝わり、江戸時代から日光街道の名所として知られてきました。



昭和40年代（1965年から1974年）には、根元を通行する車両の排気ガスや道路舗装による根の切断などにより、著しく本数を減らしましたが、市はもちろん、地元の人々や埼玉県（SSR埼玉シンボルロード整備計画）による保護の取組の結果、平成24年（2012年）には古木・若木合わせて634本の松並木が復活するに至り、現在は、市道及び都市公園「草加松原公園」として整備され、訪れる人々の憩いの場となっています。

草加松原は、芭蕉の一行が通過した頃からその後の時代にかけて松が植え足され、街道の両側に今や長さ1.5キロメートルもの並木にまで成長を遂げ、幹回りが約2メートルにも及ぶ複数の老樹を含め、川に沿って線状に延びる並木道の風景は壮観であり、今なお『おくのほそ道』の時代の雰囲気伝える一連の風致景観の一つとして、評価されています。



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

3. 脱炭素社会の推進

環境施策の柱3-1：省エネルギー・創エネルギーの推進

本市は、令和3年（2021年）4月に、令和32年（2050年）までにCO2排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

今後は、より削減効果の高い取組行動の定着に向けた支援をしていくとともに、国民運動であるデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の普及・啓発を図ります。また、再生可能エネルギーの利用推進、廃棄物の削減、省エネ・再エネ普及啓発事業などの取組をより一層推進していきます。なお、各種事業の実施に当たっては、ガバメントクラウドファンディングの利用なども併せて検討していきます。

取組方針1：温室効果ガス排出量削減対策の推進

No.	取組内容	担当部署
1	市内の温室効果ガス排出量の削減のため、排出量の大半を占める家庭・事業所の温室効果ガス排出量の一層の削減対策を進めるとともに、カーボンオフセット*に向けた取組を推進します。	環境課
2	「草加市役所エコ計画－第五次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を推進し、庁内から発生する温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	環境課
3	施設照明のLED*化をさらに推進し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	施設管理所管課 公共工事事務課
4	デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等の推進に向けた普及、啓発を図ります。	環境課
5	埼玉版SDGs推進アプリの普及啓発を行い、市民のSDGsへの理解を深めることで、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルへの転換を促進します。	環境課
6	地域における地球温暖化防止活動の核となる地球温暖化防止活動推進員への活動支援を行います。	環境課



埼玉県東南部地域5市1町による「ゼロカーボンシティ」共同宣言



コラム

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

国では、令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラル及び令和 12 年度（2030 年度）温室効果ガス削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開しています。デコ活とは、CO2 を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた新しい言葉です。

また、ポータルサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>) において、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える取組、製品・サービス」の登録を広く受け付けており、登録されたものは、ポータルサイトや SNS 等で発信・PR されます。



ポータルサイト



「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」のイメージ

出典：デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）ポータルサイト（環境省）

次のページには、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」に係る対策の具体的な内容と①CO2削減効果及び②メリット（節約額、時間的メリット）を整理しています。

詳しい算出根拠は下のリンク先から。

https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/common/file/20221208_cn_lifestyle.pdf

次のページに続く



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

家庭部門

分類	対策	対策内容	CO2削減効果	節約額	時間メリット	
新築・持ち家を購入する世帯	ZEH購入	断熱性能の向上と太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などによって、エネルギー消費量を実質ゼロにするZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を購入する。	2,551.0 kg-CO2/世帯	152,280 円/年	-	
	太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備を設置する。	919.8 kg-CO2/世帯	53,179 円/年	-	
10年後までに引っ越しやリフォームの機会がある世帯	家庭エコ診断の実施	地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、省CO2・省エネ提案・アドバイスを行う家庭エコ診断を受診し、各家庭の実情に合わせた対策を行う。	31.5 kg-CO2/世帯	4,185 円/年	-	
	省エネ性能の高い住宅への引っ越し・断熱リフォーム	引越しの際に、建築物の省エネ性能表示なども参考に、省エネルギー基準を満たした住宅を選択する。断熱性能の高い窓ガラスやサッシへの交換等の断熱リフォームを実施する。	1,130.7 kg-CO2/戸	94,475 円/年	-	
	高効率給湯器の導入	ヒートポンプ式給湯器	従来型の給湯器から高効率給湯器（ヒートポンプ式、潜熱回収型給湯器、家庭用燃料電池）へ更新する。	525.6 kg-CO2/台	35,394 円/年	-
		潜熱回収型給湯器		70.9 kg-CO2/台	6,161 円/年	-
		家庭用燃料電池		163.8 kg-CO2/台	13,977 円/年	-
節水（ガス使用量削減）	節水シャワーヘッド、節水型のトイレへの交換、蛇口への節水アダプタの設置、節水効果の高いドラム式洗濯機の導入等を行う。	104.7 kg-CO2/世帯	15,647 円/年	-		
全世帯	LED等高効率照明の導入	LED等高効率な照明を導入する。	27.2 kg-CO2/世帯	2,876 円/年	0.4 時間/年 取り換えの時間が約7分になる。	
	クールビズ（家庭）	夏期の軽装等により冷房の設定を適切な室温にする。	5.3 kg-CO2/世帯	566 円/年	-	
	ウォームビズ（家庭）	冬期の暖かい服装等により暖房の設定を適切な室温にする。	35.3 kg-CO2/世帯	3,338 円/年	-	
	冷蔵庫の買い替え	統一省エネルギーラベルなどを参考に、省エネ性能の高い冷蔵庫に買い替える。	107.8 kg-CO2/台	11,413 円/年	-	
	エアコンの買い替え	統一省エネルギーラベルなどを参考に、省エネ性能の高いエアコンに買い替える。	69.8 kg-CO2/台	7,388 円/年	自動清掃機能付きエアコンの場合、フィルターの手入れ回数が1/24に。	
	スマート節電（HEMS導入）	エネルギー使用量の表示・管理システム（HEMS）やIoT家電の活用により、節電を行う。	87.5 kg-CO2/世帯	9,268 円/年	-	

運輸部門

分類	対策	対策内容	CO2削減効果	節約額	時間メリット	
次世代車の購入意向がある世帯	次世代自動車の購入	自動車購入時に、次世代自動車（FCV, EV, PHEV, HV）を選択する。	610.3 kg-CO2/台	75,152 円/年	2 時間/年 給油時間の削減	
10年後までに自動車購入機会がある世帯	カーシェアの利用	自動車を保有する代わりに、カーシェアを利用する。	490.5 kg-CO2/台	149,247 円/年	-	
	テレワークで移動自体を削減	テレワークにより、通勤に伴う移動を削減する。	840.3 kg-CO2/人	61,267 円/年	275.4 時間/年	
全世帯	自動車利用方法の見直し	エコドライブの実施 ふんわりアクセル、加減速の少ない運転等のエコドライブを実施する。	117.3 kg-CO2/台	9,365 円/年	0.2 時間/年 給油回数約10%削減	
	通勤手段や頻度の見直し	近距離通勤（5km未満）は自転車・徒歩通勤に	近距離通勤の場合、通勤手段を自動車から自転車・徒歩通勤に見直す。	161.6 kg-CO2/人	11,782 円/年	-
		5km以上の通勤も月1日は公共交通機関に	通勤手段を自動車から公共交通機関に見直す。	35.1 kg-CO2/人	-	-

廃棄物部門

分類	対策	対策内容	CO2削減効果	節約額	時間メリット
全世帯	ごみの削減（分別収集・3R）	マイボトル、マイバッグの利用、分別などにより容器包装プラスチック等のごみを削減する。	28.8 kg-CO2/世帯	3,784 円/年	-
	バイオマスプラスチック製品の購入	従来のプラスチックに代わり、環境に配慮したバイオマスプラスチックを使った製品を購入する。	19.2 kg-CO2/世帯	-	-

その他分野横断

分類	対策	対策内容	CO2削減効果	節約額	時間メリット
10年後までに引っ越しやリフォームの機会がある世帯	節水（水使用量削減）	節水シャワーヘッド、節水型のトイレへの交換、蛇口への節水アダプタの設置、節水効果の高いドラム式洗濯機の導入等を行う。	23.8 kg-CO2/世帯	-	-
全世帯	クールビズ（業務）	夏期の軽装等により冷房の設定を適切な室温にする。	5.6 kg-CO2/人	-	-
	ウォームビズ（業務）	冬期の暖かい服装等により暖房の設定を適切な室温にする。	2.7 kg-CO3/人	-	-
	食品ロス削減	買いすぎの防止等により、家庭からの食品ロスを削減する。	5.4 kg-CO2/世帯	8,900 円/年	-
	旬の食材の地産地消	旬の食材、地元でとれた食材を購入する。	-	-	-
	サステナブルファッション	リサイクル素材を使った環境に配慮した服を選んだり、持っている服を長く大切に着る。	-	-	-



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

取組方針2：資源・エネルギーの有効活用の推進

No.	取組内容	担当部署
1	家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供を実施します。	環境課
2	事業者等におけるエコチューニング*の実施などの省エネルギー活動を促進します。	環境課 産業振興課
3	地球温暖化防止活動補助金*制度を活用し、家庭における高効率機器や次世代自動車等の設置・購入を促進します。	環境課
4	地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭における HEMS*の導入や、BEMS*などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。	環境課
5	エコライフデイ*を活用した家庭の省エネルギー活動を推進します。	環境課
6	エコドライブ*の定着に向け、アイドリング・ストップやエコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。	庶務課 環境課 自動車所管課
7	雨水の利用と水資源に対する意識を高めるため、雨水貯留施設の設置を進めます。	河川課 環境課
8	行政自らが、省エネルギーを目指し、率先して行動します。	環境課 資産活用課 すべての課
9	市所有施設に ESCO 事業*の導入検討を行うなど、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギー使用量の削減を図ります。	環境課 施設管理所管課

取組方針3：再生可能エネルギー等の活用の推進

No.	取組内容	担当部署
1	地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における太陽光発電*システム等の再生可能エネルギー機器の設置を促進します。	環境課
2	集合住宅等における再生可能エネルギー等の導入を呼びかけます。	環境課
3	PPA 等新たな太陽光発電の導入手法について、市所有施設への導入推進を図ります。	環境課 施設管理所管課
4	自動車メーカー等との連携による EV*・PHV*の普及促進や EV・PHV の普及状況に応じた自動車への充電インフラの適切な整備の推進を図ります。	環境課 施設管理所管課 自動車所管課
5	公用車に EV・PHV など、次世代自動車の導入推進を図ります。	環境課 自動車所管課



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

オンサイトPPAモデルとは

「オンサイトPPAモデル」とは、発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みです（維持管理は需要家が行う場合もあります）。「第三者所有モデル」とも言われます。

※PPA：Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。



リースモデルとは

「リースモデル」とは、リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う仕組みです。発電した電気はすべて需要家のものになり、需要家は自家消費をして余った電力を電力会社へ売電することも可能です。



初期費用やメンテナンスを要しない電力契約形式（PPA・リース）

出典：環境省

取組方針4：脱炭素型まちづくりの推進

No.	取組内容	担当部署
1	建築物の新築・改築時においては、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の脱炭素化を促進します。	開発審査課 環境課
2	屋上緑化や壁面緑化の促進、グリーンカーテン*の普及など、まちの脱炭素化に貢献する緑化を促進します。	環境課 施設管理所管課
3	エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。	環境課 交通対策課
4	自動車の利用を控え快適に外出できるまちにするため、歩道や自転車通行のための整備を進めます。	交通対策課 道路整備課
5	令和7年（2025年）に予定されている、全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅（認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等）の認定を行い、普及を促進します。	環境課 建築安全課 施設管理所管課
6	断熱や設備の省エネ化など、環境に優しいリフォームの考え方や具体的な方法・効果などについて、市民やリフォーム事業者等への普及啓発を推進します。	環境課 産業振興課 施設管理所管課
7	公共交通を含めた、自動車以外の様々な交通手段をシームレスにつなぐ手段として、MaaS*などの取組を推進します。	交通対策課 都市計画課
8	地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、太陽光発電設備と蓄電池*を組み合わせるなど、IoT*や新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。	環境課



環境施策の柱3-2：3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

ごみ減量を含む3Rの推進について、本市のごみの総排出量及び市民1人当たりのごみ排出量は増加傾向にあるため、今後は、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置き、食品ロス対策として、食品リサイクルなどについて、市民・事業者に対する理解と関心を深めます。

また、使い捨てプラスチックごみなどによる海洋の汚染が世界的にも問題になっており、本市でも使い捨てプラスチックごみの削減に向けて、事業者に対する包装の簡素化や市民に対するマイバッグ持参などをさらに推進するとともに、市民にマイ箸やマイボトルの積極的な利用を呼びかけるなどの普及、啓発を図り、環境にやさしいまちづくりを目指します。

取組方針Ⅰ：ごみの減量化と分別収集の普及、啓発

No.	取組内容	担当部署
1	ごみの減量化のため、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む3Rを推進します。	廃棄物資源課
2	ごみの減量化・分別収集を進めるため、市民と協働で、クリーンふるさと運動等の普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
3	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
4	ごみの減量化・分別収集を進めるため、リサイクル施設等の見学会を行います。	廃棄物資源課
5	生ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	廃棄物資源課
6	事業者による過剰在庫や返品、製造過程等から発生する食品廃棄物を抑制・減量するため、食品リサイクルの取組などについて、市民・事業者に対する理解と関心を深めます。	廃棄物資源課 産業振興課 くらし安全課
7	食品の計画的な購入や使い切る工夫といった、家庭でできる食品ロス削減の取組についての情報を市民に発信するとともに、県や民間団体と連携してフードドライブ等の取組に協力していきます。	廃棄物資源課
8	家庭や飲食店等に対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	廃棄物資源課
9	講座の開催などによるエコ・クッキング*についての普及、啓発を行います。	環境課
10	宴会等の「食べきりタイム」（宴会終了前15分）を推進します。	廃棄物資源課

※「エコ・クッキング」は、東京ガス㈱の登録商標



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

コラム 食品ロス実態調査の結果

本市では、令和2年（2020年）10月に市内の食品ロスの現状を把握するため、可燃ごみの中身を調査しました。その結果等から、可燃ごみのうち、約4分の1が食品廃棄物で、このうち約33%は食べられるものでした。調査結果から推計した市民1人あたりの食品ロスは年間約48kg、1日当たり約132gであり、これは市民1人1人が毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てている計算になります。

「まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物」のことを**食品ロス**といいます。2019年10月に「食品廃棄物の削減に関する法律（略称：食品ロス削減推進法）」が施行され、全国的にも食品ロス削減に向けた取り組みが活発となっています。草加市においては、昨年に引き続き、市内の食品ロスの現状を把握するため、可燃ごみの中身を調査しました。

その結果、次のとおりとなりました。

直接廃棄 約17kg（19.7%）

賞味期限・消費期限切れ、鮮度の低下、腐敗などにより、そのまま捨てられたもの

食べ残し 約12kg（13.8%）

調理したが、食べられずに捨てられたものや、店で購入した惣菜やお弁当の残りなど

調理くず 約56kg（66.5%）

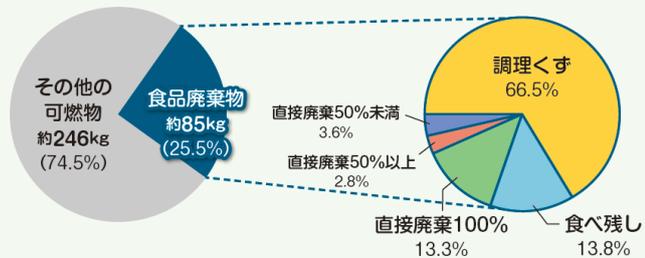
調理する時や食事の時に取り除いた魚の骨や野菜・果物の皮、卵の殻など食べない部分



令和2年度食品ロス実態調査において実際に廃棄されていた食べ物の一部

収集した可燃ごみに対する食品廃棄物の割合

調査した可燃ごみの量 **331kg**



調査結果から推計した市民1人当たりの食品ロス
1日あたり 約132g
1年間で 約48kg

市民1人あたり、毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てていることになります。

多くの食べ物が食べられるのに捨てられてしまうことは、とてももったいないことです。

減らすために
できること

食品ロスを減らすためには、①出されたものを、食べ切る②食材を、最後まで使い切る③食べる分だけ、買うことが大切です。この3つを意識して、食べ物を大切にしましょう。

取組方針2：環境にやさしい消費者の育成・支援

No.	取組内容	担当部署
1	買い物時のレジ袋の使用量削減とポイ捨て防止のため、事業者が簡易包装を心がけ、市民がマイバッグを持参するように普及啓発活動を行います。	くらし安全課 環境課 産業振興課 廃棄物資源課
2	消費者の立場として、市は「グリーン購入*調達方針」に基づき、グリーン購入を推進します。	環境課 すべての課



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

No.	取組内容	担当部署
3	市民にマイ箸やマイボトル等の積極的な利用について呼びかけるなど、使い捨てプラスチック食器の排出量を抑制するとともに、バイオマスプラスチック*や紙などの代替素材の利用について、市民等にイベント等での普及、啓発を行います。	廃棄物資源課 くらし安全課 環境課
4	食料の重量と輸送距離を掛け合わせた「フードマイレージ*」の考え方について、地産地消の取組を通じて、市民の意識醸成を図ります。	環境課 都市農業振興課

取組方針3：リサイクルの推進

No.	取組内容	担当部署
1	リサイクルセンターを中心に空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	廃棄物資源課
2	「家電リサイクル法」に基づき、特定家庭用機器廃棄物を適正に処理します。	特定家庭用機器 管理課・施設
3	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
4	園芸栽培用廃ビニール・廃プラスチックの回収を支援します。	都市農業振興課
5	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。	公共工事所管課 パソコン管理所管課 すべての課
6	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。	公共工事所管課
7	庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集を進めます。	すべての課
8	落ち葉、剪定樹木の堆肥等への再生利用を推進します。	みどり公園課 廃棄物資源課 施設管理所管課
9	ごみ減量と森林資源保護のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。	廃棄物資源課
10	古着・古布等の回収及び再生利用を進めます。	環境課 廃棄物資源課
11	ペットボトルや食品トレイなどのプラスチックを使用する製品について、リサイクル回収場所や方法等の情報提供等の啓発を実施します。	環境課 廃棄物資源課
12	埼玉県東南部地域5市1町にて連携しながら、プラスチックの分別回収やリサイクルのための仕組みづくりの検討を行い、プラスチック資源の循環的利用の推進を図ります。	廃棄物資源課



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

環境施策の柱3-3：気候変動適応策の推進

地球温暖化の影響により、本市においても年平均気温が上昇し、真夏日の日数は増加する傾向にあり、それに伴い、熱中症などのリスクが高まっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。

気候変動による生態系や水質への影響を把握するため、モニタリング調査を実施していくとともに、熱中症や感染症などの健康面での対策、自然災害などの安全面での対策等を推進していきます。

取組方針1：自然生態系等に関する適応

No.	取組内容	担当部署
1	生物季節や生息分布域の変化など生物多様性への影響を把握するため、情報収集を実施します。	環境課
2	気候変動の影響やそれに伴うインフラ対策等に対し、生物多様性（市内在来種や希少種を含め）の保全を図ります。	環境課 すべての課
3	気候変動による農作物への影響について情報収集を行います。	環境課 都市農業振興課

取組方針2：都市機能に関する適応

No.	取組内容	担当部署
1	地表面や建物の緑化、グリーンカーテンの設置等により、ヒートアイランド現象*の軽減に向けた取組を誘導します。	資産活用課 開発審査課 みどり公園課 総務企画課 学校施設課 環境課 施設管理所管課
2	気候変動により引き起こされる水温の変化によって、水質の変化が生じる可能性があるため、河川水質等のモニタリングを実施します。	環境課
3	光化学スモッグ*注意報発令時における周知の迅速化を図ります。	環境課 周知施設管理者
4	渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に節水の呼びかけをします。	水道総務課
5	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	河川課 環境課
6	全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨等による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	危機管理課 建設管理課



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

取組方針3：人の健康に関する適応

No.	取組内容	担当部署
1	市民・事業者に対してクールシェア*等についての情報提供を実施するとともに、市内の公共施設や事業所を「クールオアシスそうか」として開放し、休息施設としての利用を促進します。また、新たに給水スポットの設置等を推進することで熱中症対策やSDGsへの理解を深めていきます。	環境課 健康づくり課 産業振興課 各施設管理者
2	熱中症の発生を予防するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報の提供を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高年者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	健康づくり課 長寿支援課
3	熱中症発症傾向などのデータの蓄積を行い、予防対策などに向けた情報収集を図ります。	健康づくり課
4	日傘・帽子等の活用による熱中症の予防を促します。	環境課 健康づくり課
5	イベントの主催者や管理者に向けて、熱中症対策についての周知や注意喚起などを実施します。	健康づくり課
6	デング熱*やマラリア*等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康づくり課
7	市民・事業者などに対して、室温に応じた空調温度の設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。	環境課

取組方針4：適応策における横断的取組

No.	取組内容	担当部署
1	気候変動への適応策について、将来的に周辺環境への影響や問題が生じないように、適切な知識の周知や注意喚起などを実施します。	環境課
2	気候変動適応法に基づき、国や県などの関係機関との連携により、地域の気候変動の状況や適応事例などについて情報収集を行います。	環境課



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

4. 生活環境の保全

環境施策の柱4-1：公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動などの公害発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

取組方針1：公害防止対策の推進

No.	取組内容	担当部署
1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前審査を行います。	環境課
2	騒音などの公害防止に向けた調査及び指導を実施するとともに、普及啓発活動を進めます。	環境課
3	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課
4	大型車が通る道路では、道路の損傷による自動車交通騒音などを緩和するため、耐久性の高い材料を使用した整備などを行い、道路環境の改善を進めます。	道路整備課
5	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	交通対策課 道路整備課
6	廃棄物焼却炉について、法律や県条例に基づき立入検査・指導を行うとともに、野外焼却行為を指導します。	環境課
7	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について助言します。	環境課 建築安全課
8	石綿廃棄物の適正処理に向けて、関係事業者に対する普及、啓発や指導を行います。	環境課

取組方針2：監視・測定体制の充実

No.	取組内容	担当部署
1	PM2.5*等の大気汚染の監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
2	国や県と連携して、ダイオキシン類の測定調査を行い、測定結果を公表します。	環境課
3	道路交通の騒音・振動の監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
4	市内主要施設の放射線量の測定を行い、測定結果を公表します。	環境課 放射線モニタリング所管課



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

環境施策の柱4-2：快適なまちなみの形成

魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の高揚、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、「草加市景観計画」等に基づく、開発行為等における景観への配慮等の取組を実施していきます。

取組方針Ⅰ：環境美化対策の推進

No.	取組内容	担当部署
1	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみ・たばこのポイ捨てや犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の高揚を図ります。	くらし安全課 廃棄物資源課
2	廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。	廃棄物資源課

取組方針2：まちなみ景観の向上

No.	取組内容	担当部署
1	開発行為等にあたっては、「草加市景観計画」等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう助言・指導を行います。	開発審査課 都市計画課
2	ゆとりある駅前空間を維持するため、路上駐輪の抑制に向けた対策を進めます。	交通対策課

コラム

イエローチョーク作戦

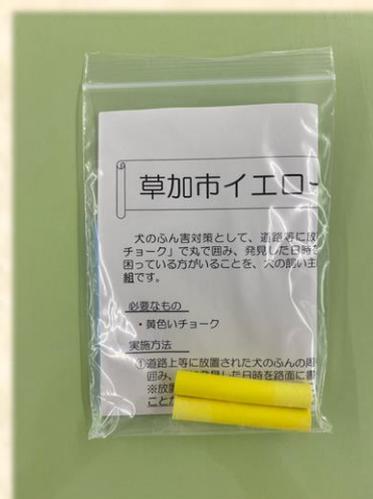
本市では、犬の散歩中のフンの放置に関する飼い主のマナーやモラル向上の啓発活動の一つとして、「イエローチョーク作戦」を導入しています。

イエローチョーク作戦とは、道路などに放置されたフンの周囲を黄色のチョークで囲み、日時などを書くことによって、フンを放置している犬の飼い主に、困っている住人がいることを伝えることで、フンの回収を促し、飼い主のマナーやモラルの向上へ繋げる取り組みです。

イエローチョークは、くらし安全課、勤労福祉会館、環境業務センターの各窓口で配布しています。



実施例



配布物写真



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

5. 環境に配慮した行動の実践と拡大

環境施策の柱5-1：学校・地域における環境教育・環境学習の推進

こどもたちが持続可能な社会の創り手となることを目指すESDの視点を踏まえた環境教育の促進を図り、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取組を推進します。

地域における環境学習については、引き続き、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

取組方針1：学校における環境教育の推進

No.	取組内容	担当部署
1	次世代を担う小中学生等を対象に、SDGsに関する学習等を行うことで、エネルギー問題や環境問題等の意識付けを行います。	指導課 環境課
2	小学5年生及び中学2年生の全員による自然教室を通して、自然体験を行い、環境を大切にすることを育てます。	指導課
3	教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。	指導課
4	学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の回収を行います。	各小中学校 廃棄物資源課
5	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	指導課

取組方針2：地域における環境学習の推進

No.	取組内容	担当部署
1	市民・事業者の環境保全意識高揚のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境課 生涯学習課
2	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	環境課
3	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行います。	環境課
4	身近な環境問題について、ホームページや広報、講演会などを通じて情報提供を行います。	環境課
5	市民の環境保全意識高揚のため、環境学習に関する図書や視聴覚資料の活用を図ります。	中央図書館
6	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	環境課
7	地域における省エネルギー活動の推進員等を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。	環境課
8	自然保護意識の向上と身近な自然環境を保全するため、観察会等を実施します。	環境課



Ⅱ 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

環境施策の柱5-2：環境に配慮した行動及び生活の実践

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

また、生物多様性の保全・再生に向けた取組などの環境保全活動の支援や啓発を行い、活動をけん引する次世代を担う人材育成を積極的に行っていきます。

取組方針1：エコライフの普及、啓発

No.	取組内容	担当部署
1	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境課
2	チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。	環境課
3	家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。	環境課

取組方針2：地域の環境保全活動の充実

No.	取組内容	担当部署
1	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	環境課
2	出前講座やそうか生きもの調査等を通して、環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの活動を支援し、次世代の人材育成を図ります。	環境課

取組方針3：環境に配慮した活動への支援

No.	取組内容	担当部署
1	生物多様性の保全・再生に向けた取組の支援や啓発を実施します。	環境課
2	市民等に対して、市内の清掃活動や美化活動などへの参加を呼びかけます。	環境課 廃棄物資源課
3	日常的な買い物を通して環境問題に対する市民意識を高め、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマ）を育成するため、情報提供や研修会等を行います。	くらし安全課
4	有機農産物の生産振興を図るため、生産者へ減農薬や有機栽培に関する情報提供等の支援を行います。	都市農業振興課
5	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	環境課
6	事業所と地域住民との融和を図るために行う施設改修等の取組を支援します。	産業振興課
7	事業所に対して環境マネジメントシステム等の普及、啓発を行い、支援します。	産業振興課
8	省エネルギー行動が実践できるよう取組の支援や啓発を実施します。	環境課



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第2章

取組方針4：環境保全情報の収集と提供

No.	取組内容	担当部署
1	国や県等と連携して、環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境課
2	市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境課
3	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境課

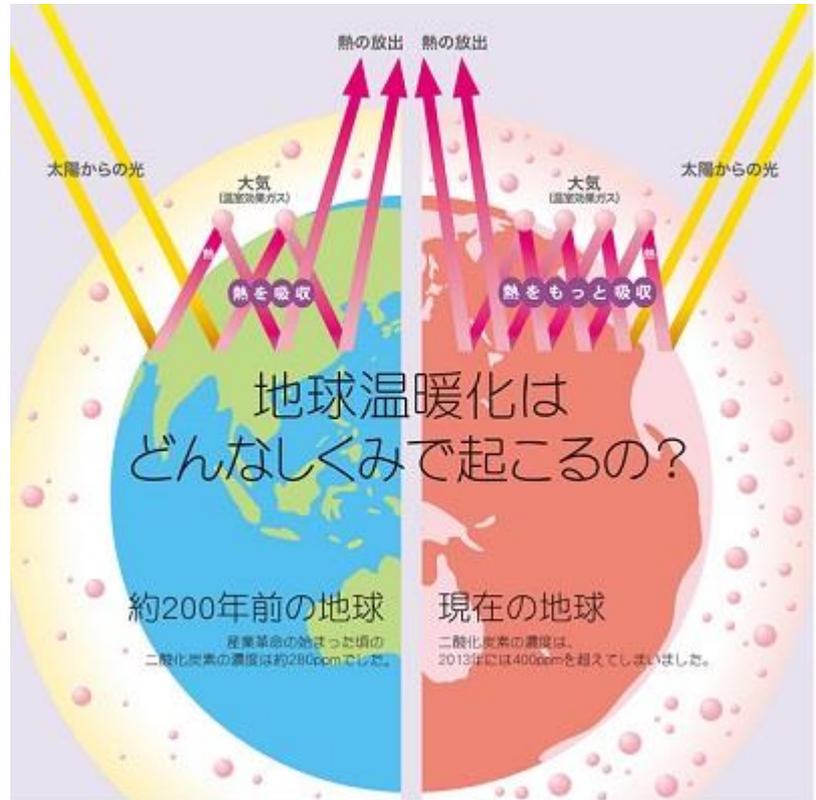
第3章 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 区域施策編策定の背景

(1) 地球温暖化とは

産業革命以降、人間の活動拡大に伴い、地球全体が温暖化しています。これは、産業革命以降の経済の発展などに伴う化石燃料の大量消費により、大気中のCO₂をはじめとした温室効果ガスの濃度が急激に上昇した結果、これまで宇宙に放出されていた熱が地表でさらに吸収され、気温が上昇したことによります。

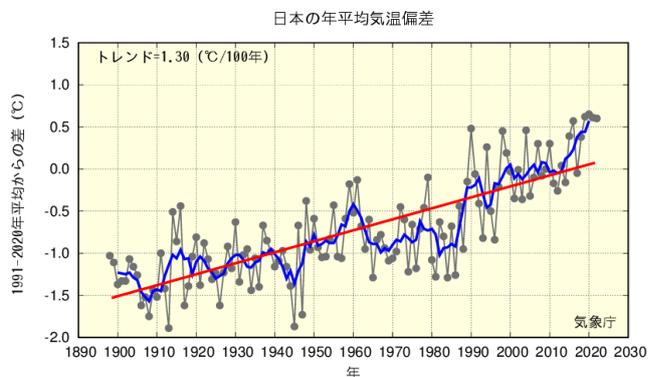
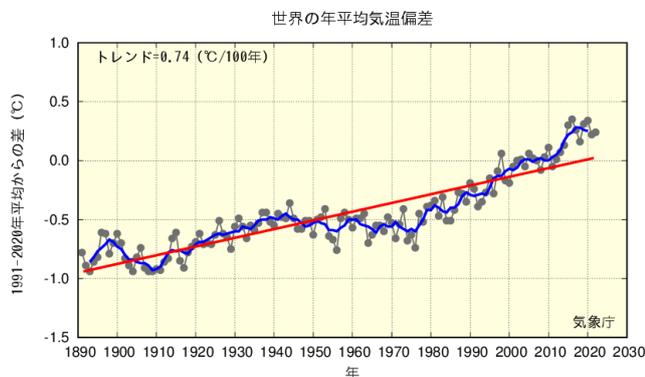
地球温暖化は、気温の上昇のみならず、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの自然災害の増加、陸上や海の生態系などに影響を及ぼしています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）

(2) これまでの世界と日本の気温の変化

気象庁が公表している「気候変動監視レポート2022」によれば、世界の年平均気温は100年あたり約0.74℃上昇しています。また、日本の平均気温は100年あたり約1.30℃上昇しており、全国的に猛暑日や熱帯夜が増加し、冬日は減少しています。



出典：気候変動監視レポート2022（気象庁）



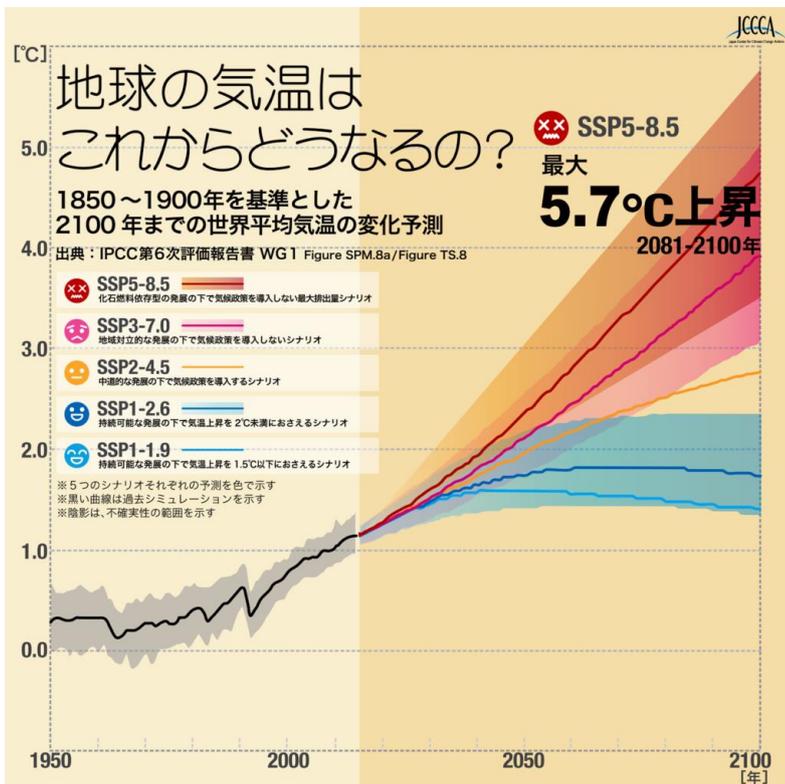
II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第3章

(3) 将来の世界と日本の気温の将来予測

令和3年（2021年）に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書第1作業部会の報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定されました。

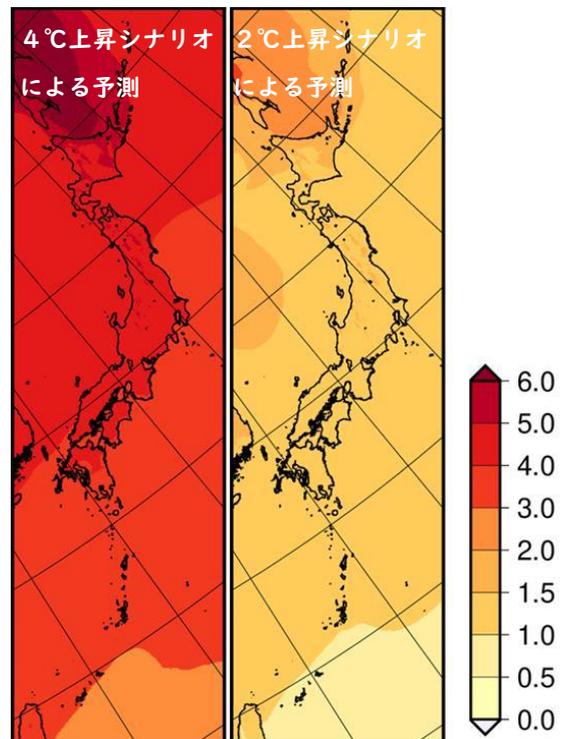
21世紀末における世界の平均気温は20世紀末に比べ、このまま対策を取らなかった場合は約3.3℃～5.7℃上昇する予測となっており、今まで以上に対策を取った場合は約1.0℃～1.8℃にとどまる予測となっています。

また、気象庁による予測では、21世紀末における日本の年平均気温は、20世紀末と比べて上昇し、全国平均した年平均気温の変化は、RCP8.5シナリオ（以下、「4℃上昇シナリオ」といいます。）で約4.5℃上昇、RCP2.6シナリオ（2℃上昇シナリオ）で約1.4℃上昇と予測しています。



世界平均気温の変化予測（観測と予測）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）



21世紀末の日本の年平均気温

出典：日本の気候変動2020（気象庁）

(4) カーボンニュートラルに向けた取組

地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量削減のため、世界中がカーボンニュートラルの達成に向け取組を進めています。

日本では、令和2年（2020年）10月、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。そして、令和3年（2021年）4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨を公表しています。



コラム RCP シナリオと SSP シナリオ

RCP シナリオ

人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定したものを「排出シナリオ」と呼んでいます。この排出シナリオを気候モデル*にインプットして将来の気温や降水量などの変化を予測しています。

温室効果ガスの濃度変化には不確実性があるため、いくつかの濃度変化のパターンを想定しています。現在では、主に **RCP シナリオ** と呼ばれる排出シナリオが、国際的に共通して用いられています。（地域気候変動適応計画策定マニュアル（環境省）より一部抜粋）

SSP シナリオ

将来の社会経済の発展の傾向を仮定したものを「社会経済シナリオ」と呼んでいます。現在では、主に **SSP シナリオ** と呼ばれる社会経済シナリオが、国際的に共通して用いられています。

SSP シナリオは、人口、ガバナンス、公平性、社会経済開発、技術、環境等の社会像の諸条件を示す定量・定性的な要素からなり、5つの代表的なシナリオで構成されます。

RCP シナリオと SSP シナリオを組み合わせることにより、各社会像において取り組まれる気候変動対策に応じた気候変動の程度等を予測することができます。（地域気候変動適応計画策定マニュアル（環境省）より一部抜粋）

IPCC 第5次評価報告書における RCPシナリオとは

RCP...Representative Concentration Pathways (代表濃度経路シナリオ)

略称	シナリオ (予測) のタイプ
RCP 2.6	低位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 2.6W/m ²) 将来の気温上昇を 2°C以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ
RCP 4.5	中位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 4.5W/m ²)
RCP 6.0	高位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 6.0W/m ²)
RCP 8.5	高位参照シナリオ (世紀末の放射強制力 8.5W/m ²) 2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ

出典: IPCC第5次評価報告書および(独)国立環境研究所 地球環境研究センターニュースVol. 18をもとにJCCCA作成

IPCC 第6次評価報告書における SSPシナリオとは

JCCCA

シナリオ	シナリオの概要	近い RCPシナリオ ¹⁾ <small>21世紀末までの平均的な代表濃度経路シナリオ</small>
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を 1.5°C以下におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 1.5°C以下に抑える政策を導入 21世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を 2°C未満におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 2°C未満に抑える政策を導入 21世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030年までの各国の国別削減目標(NDC)を累計した排出量上限にほぼ位置する	RCP4.5 (2050年までは RCP6.0にも近い)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0と RCP8.5の間
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典: IPCC第6次評価報告書および環境省資料をもとにJCCCA作成

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）

*気候モデル：大気や海洋などの中で起こる現象を物理法則に従って定式化し、計算機（コンピューター）によって擬似的な地球を再現しようとする計算プログラムです。



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第3章

2. 区域施策編の基本的事項

(1) 区域施策編策定の目的

本市では、令和3年（2021年）4月、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）共同による「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、「2050年CO2排出実質ゼロ」を目指すこととしており、本市における温室効果ガス排出削減等の対策（緩和策）を推進していくため、「草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」といいます。）を策定します。

(2) 区域施策編の位置付け

区域施策編は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、「第2次草加市環境基本計画」の一部として策定します。

(3) 区域施策編の計画期間と基準年度及び目標年度

区域施策編の計画期間は、「第2次草加市環境基本計画」の計画期間に準じます。

基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」及び「第2次草加市環境基本計画」と整合を図り、基準年度は平成25年度（2013年度）、目標年度は中期・長期目標を設定し、中期目標を令和12年度（2030年度）、長期目標を令和17年度（2035年度）とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

区域施策編で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定める次の7種類とします。

温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO2)	エネルギー起源 CO2	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO2	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH4)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N2O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
六ふっ化硫黄 (SF6)		マグネシウム合金の製造、SF6の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF3)		NF3の製造、半導体素子等の製造

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（環境省）

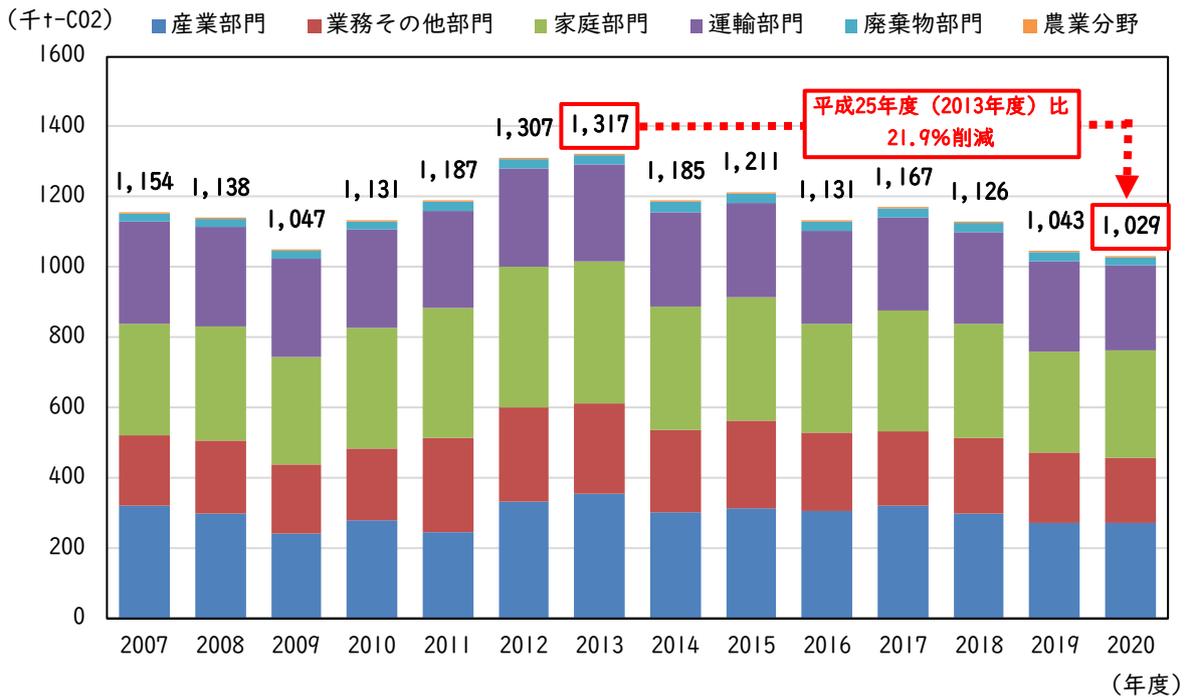


3. 温室効果ガス排出量の現況と将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計

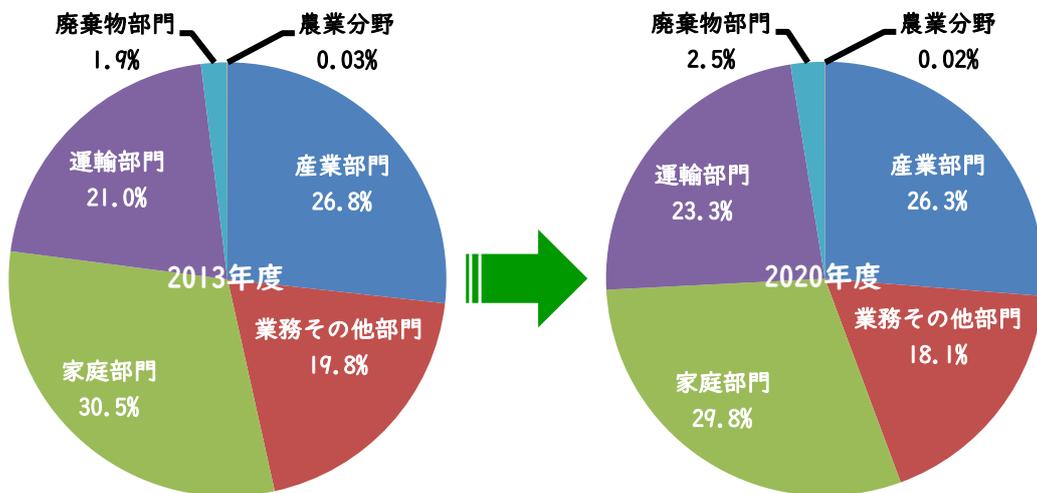
令和2年度（2020年度）における本市の温室効果ガス総排出量は1,029千t-CO2であり、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して288千t-CO2（21.9%）減少しました。

令和2年度（2020年度）の部門別排出割合は家庭部門が29.8%と最も高く、次いで産業部門が26.3%、運輸部門が23.3%となっており、平成25年度（2013年度）と比較すると運輸部門及び廃棄物部門の割合が微増し、他部門の割合は微減しています。



草加市温室効果ガス排出量の推移

出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県）



平成25年度（2013年度）及び令和2年度（2020年度）の部門別排出割合

出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書（埼玉県）



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第3章

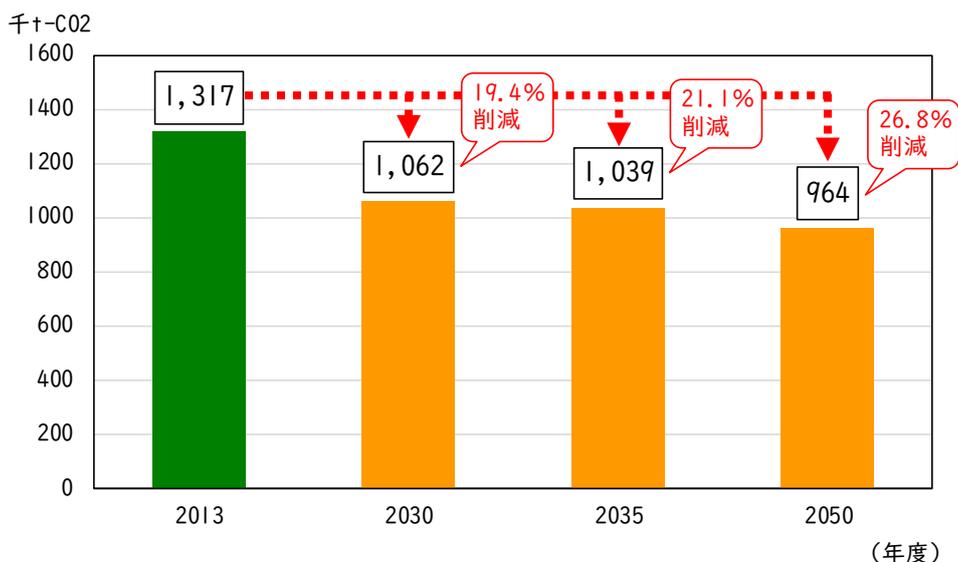
（2）温室効果ガス排出量の将来推計

本市の温室効果ガス排出量の実績より、現状から追加的な対策を講じない場合（BAU: Business as usual）の将来推計を行いました。

中期目標年度である令和12年度（2030年度）の排出量は、平成25年度（2013年度）比19.4%減の1,062千t-CO₂、長期目標年度である令和17年度（2035年度）の排出量は、平成25年度（2013年度）比21.1%減の1,039千t-CO₂となります。また、令和32年度（2050年度）の排出量は、平成25年度（2013年度）比26.8%減の964千t-CO₂となります。

草加市における温室効果ガス排出量の将来推計結果

部門	2013年度 (基準年度)	将来推計値 (BAU)					
		2030年度 (中期目標年度)	2013年度比 削減率	2035年度 (長期目標年度)	2013年度比 削減率	2050年度	2013年度比 削減率
産業部門	353	296	16.0%	296	16.0%	296	16.0%
業務その他部門	260	223	14.3%	223	14.3%	223	14.3%
家庭部門	402	292	27.5%	283	29.8%	251	37.7%
運輸部門	276	227	17.9%	213	22.8%	173	37.5%
廃棄物部門	25	24	3.3%	24	6.3%	21	16.9%
農業分野	0.3	0.1	75.1%	0.02	93.7%	0	100.0%
合計	1317	1062	19.4%	1039	21.1%	964	26.8%



各部門のBAU推計方法

部門	推計方法
産業部門	・過去の実績において増減を繰り返しておりトレンド予測が困難なため、 平均値（平成19年度（2007年度）～令和2年度（2020年度））を採用
業務その他部門	・過去の実績において増減を繰り返しておりトレンド予測が困難なため、 平均値（平成19年度（2007年度）～令和2年度（2020年度））を採用
家庭部門	・草加市人口ビジョンに基づく将来の人口推移から推計
運輸部門	・過去の実績からトレンド予測により推計
廃棄物部門	・草加市人口ビジョンに基づく将来の人口推移から推計
農業分野	・過去の実績からトレンド予測により推計



4. 温室効果ガス排出量の削減目標

草加市の温室効果ガス排出量の削減目標（平成25年度（2013年度）比）

令和12年度（2030年度）：**46%削減**

令和17年度（2035年度）：**50%以上削減**

現状（令和2年度（2020年度））：21.9%削減済み

国は、令和3年（2021年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減としており、埼玉県に関しても、令和5年（2023年）3月に計画を改正し、令和32年（2050年）の将来像としてカーボンニュートラルの実現等を掲げ、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標を46%に引き上げました。

こうした国や埼玉県の計画と整合を図り、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標を46%とし、令和17年度（2035年度）の目標値（50%以上削減）については、令和32年（2050年）カーボンニュートラルの達成を目指すことを念頭に、そこからバックキャストを行い算出しました。



削減目標のイメージ



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第3章

5. 再生可能エネルギーの導入目標

草加市の再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入目標

令和12年度（2030年度）：**設備容量164 MW**

令和17年度（2035年度）：**設備容量243 MW**

令和32年（2050年）までに、再生可能エネルギー（太陽光発電）を最大限導入（478 MW）することを前提とし、そこからバックキャストにより、令和12年度（2030年度）及び令和17年度（2035年度）までに導入すべき量（目標）を算出しました。

草加市における再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入目標

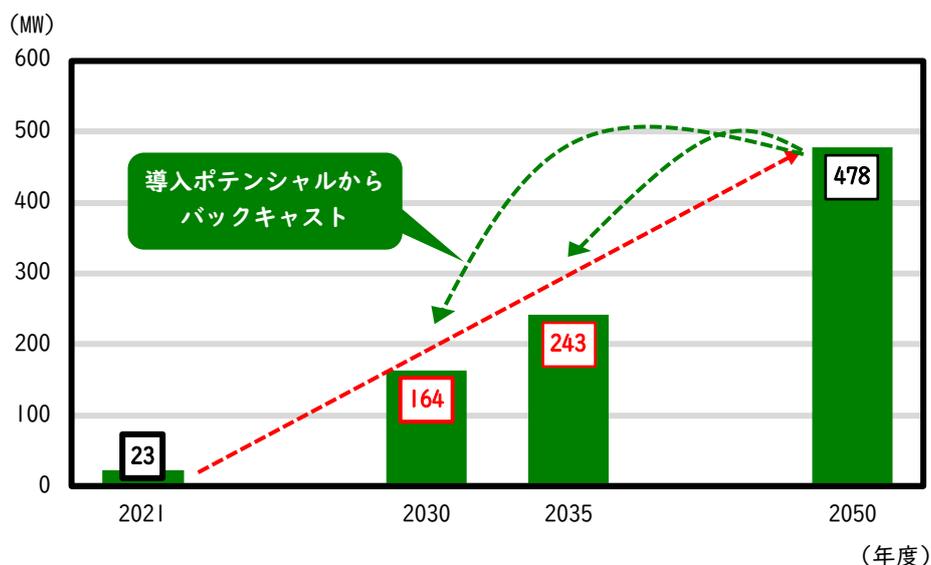
指標	現況値 (令和3年度(2021年度))	中期目標 (令和12年度(2030年度))	長期目標 (令和17年度(2035年度))	導入ポテンシャル (令和32年度(2050年度))
設備容量 (発電電力量)	23 MW (29 GWh/年)	164 MW (219 GWh/年)	243 MW (324 GWh/年)	478 MW (641 GWh/年)

※草加市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを考慮し、太陽光発電のみ導入目標を設定

※設備容量の導入ポテンシャル（478 MW）のうち、建物系473 MW・土地系5 MW

※現況値と導入ポテンシャルの出典：自治体排出量カルテ（環境省）

※自治体排出量カルテ（環境省）から、設備容量の単位はkWからMWに、発電電力量の単位はMWhからGWhに変換しています。



導入目標のイメージ



6. 温室効果ガス排出量削減に向けた取組（緩和策）

区域施策編で設定している温室効果ガス排出量の削減目標や再生可能エネルギーの導入目標の達成は、本市による取組だけで実現しうるものではなく、その大部分は、国や埼玉県、事業団体などによるエネルギー供給体制や市場構造の変容、技術革新など、全国的・広域的な取組が前提となります。

本市で温室効果ガス排出量削減に向けた取組（緩和策）を推進するにあたっては、こうした前提を踏まえ、国や埼玉県、脱炭素技術の動向などを注視しながら、適宜見直していくこととします。

産業・業務その他部門

省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所での高効率型設備（高効率照明、業務用給湯器、産業ヒートポンプなど）の導入促進を図ります。 ●事業所でのトップランナー機器の導入促進を図ります。 ●事業所でのコージェネレーションシステムの導入促進を図ります。
建物の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所を新築・改築する際のZEB*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進を図ります。 ●FEMS*、BEMSの導入促進を図ります。
脱炭素ライフスタイルへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者へのデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の普及啓発を行います。 ●事業所でのクールビズ、ウォームビズの促進を図ります。 ●事業所でのペーパーレス化やテレワークの拡大など、デジタル化の促進を図ります。 ●事業所での再エネ電気プランへの切り替え、環境負荷の低い燃料への転換を促進します。
再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電設備、太陽熱システム*、地中熱ヒートポンプ*など、事業所で活用できる再生可能エネルギー設備などの導入促進を図ります。 ●事業所での初期投資がなく太陽光発電・蓄電池が導入できるPPA（第三者所有モデル）、リースの活用を促進します。

家庭部門

省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭での高効率型設備（高効率照明、高効率給湯器、高効率空調機など）の導入促進を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭でのトップランナー家電の導入促進を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭でのコージェネレーションシステムの導入促進を図ります。



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第3章

建物の省エネルギー化	●住宅を改修する際の高断熱高気密な省エネ住宅への改修を促進します。
	●住宅を新築する際の ZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進を図ります。
	●HEMS の導入促進を図ります。
脱炭素ライフスタイルへの転換	●家庭でのデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の普及啓発を行います。
	●ゼロカーボンアクション 30 の普及啓発を行います。
	●家庭での再エネ電気プランへの切り替え、環境負荷の低い燃料への転換を促進します。
再生可能エネルギーの導入拡大	●太陽光発電設備、太陽熱システム、地中熱ヒートポンプなど、家庭で活用できる再生可能エネルギー設備などの導入促進を図ります。
	●家庭での初期投資がなく太陽光発電・蓄電池が導入できる PPA（第三者所有モデル）、リースの活用を促進します。

コラム ゼロカーボンアクション 30



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**



脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできることから取り組んでみましょう！



エネルギーを節約・転換しよう！

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
- 7 消費エネルギーの見える化

太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）
- 10 省エネリフォーム
窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池（車載の蓄電池）
・省エネ給湯器の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫

CO2の少ない交通手段を選ぼう！

- 15 スマートムーブ
- 16 ゼロカーボン・ドライブ

食ロスをなくそう！

- 17 食事を食べ残さない
- 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 19 旬の食材、地元の食材で
つくった菜食を取り入れた
健康な食生活
- 20 自宅でコンポスト

環境保全活動に積極的に参加しよう！

- 30 植林やゴミ拾い等の活動

CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう！

- 28 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 29 個人のESG投資

3R（リデュース、リユース、リサイクル）

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や修繕をする
- 26 フリマ・シェアリング
- 27 ゴみの分別処理

サステナブルなファッションを！

- 21 今持っている服を長く大切に着る
- 22 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 23 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省



運輸部門

移動手段の省エネルギー化	●公共交通機関や自転車、徒歩での移動を促進します。
	●シェアサイクリングを促進します。
	●エコドライブ（アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運転、燃費計・エコドライブ支援機器の設置など）を促進します。
	●カーシェアリングを促進します。
次世代自動車の普及促進	●次世代自動車の導入を進めます。
	●EV（電気自動車）充電設備などエネルギー供給設備の整備を図ります。

廃棄物部門

3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進	●ごみの減量化のため、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む3Rを推進します。
プラスチック資源の循環的利用の推進	●市民にマイ箸やマイボトル等の積極的な利用について呼びかけるなど、使い捨てプラスチック食器の排出量を抑制するとともに、バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用について、市民等にイベント等での普及、啓発を行います。
	●埼玉県東南部地域5市1町にて連携しながら、プラスチックの分別回収やリサイクルのための仕組みづくりの検討を行い、プラスチック資源の循環的利用の推進を図ります。

庁内、公共施設

脱炭素ライフスタイルへの転換	●ペーパーレス化やデジタル化を推進します。
	●パソコンの省エネルギーモードの活用、昼休みの消灯、クールビズ・ウォームビズの実施など、エネルギー使用量の削減を推進します。
	●再エネ電気プランへの切り替え、環境負荷の低い燃料への転換を促進します。
省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進	●ESCOを活用するなど、省エネ性能機器の導入を推進します。
	●設備・事務機器については、導入、更新などの際に、省エネルギー性能の高いものを導入します。
	●公共施設における照明器具について、LED等の高効率照明へ計画的に切り替えます。



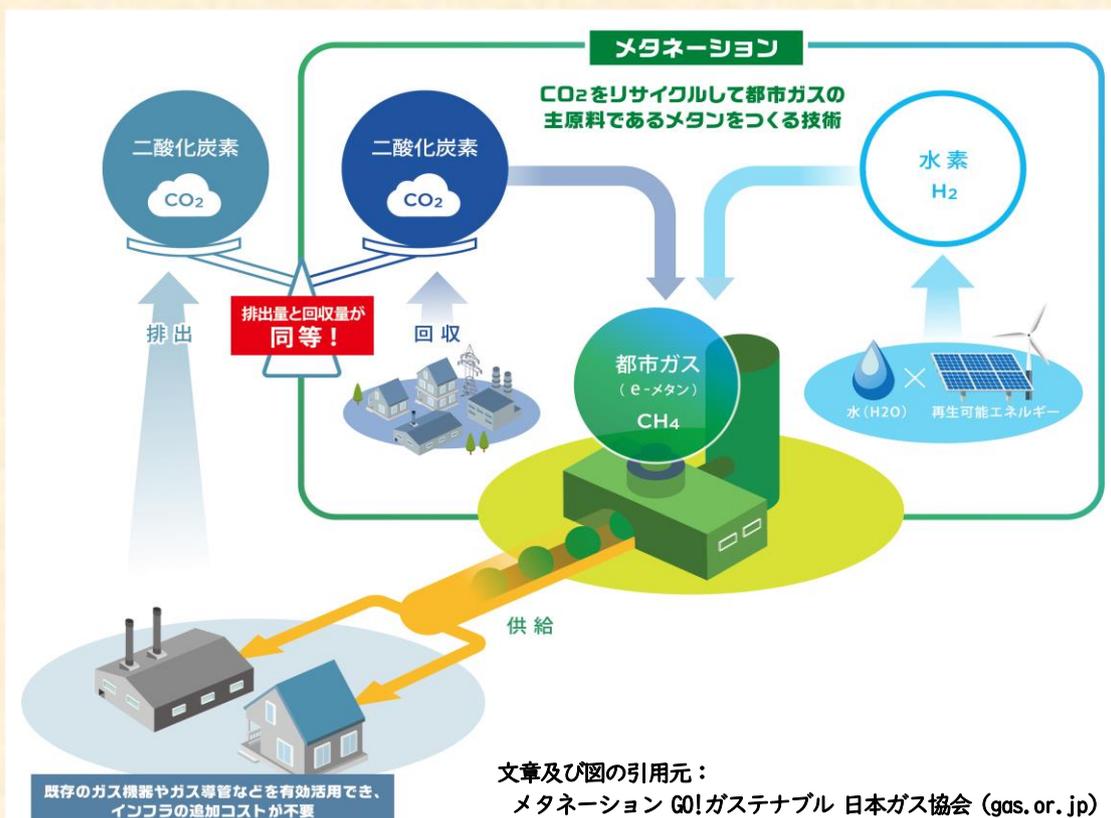
II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第3章

建物の省エネルギー化	●公共施設において、省エネルギー性能や再生可能エネルギーの導入等による ZEB の実現に向けた検討を進めます。
	●公共施設における BEMS の導入促進を図ります。
再生可能エネルギーの導入拡大	●初期投資がなく太陽光発電・蓄電池が導入できる PPA（第三者所有モデル）、リースを活用し、公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
	●公共施設を活用し、VPP*の取組を検討します。
移動手段の省エネルギー化	●カーシェアリングや自転車利用の促進などにより公用車の削減を検討します。
次世代自動車の普及促進	●公用車の次世代自動車への転換を推進します。

コラム メタネーション

メタネーションとは、水素と CO₂ から都市ガス原料の主成分であるメタンを合成することを言います。また、メタネーションによって合成したメタンを「カーボンニュートラルメタン」もしくは「合成メタン」と呼びます。カーボンニュートラルメタンの利用（燃焼）によって排出される CO₂ と回収された CO₂ がオフセット（相殺）されるため、カーボンニュートラルメタンの利用では大気中の CO₂ は増加しません。

メタネーションにより合成されるメタンは、都市ガス導管等の既存インフラ・既存設備を有効活用でき、社会コストの抑制が可能であり、効率的な脱炭素化手段として大きなポテンシャルがあります。



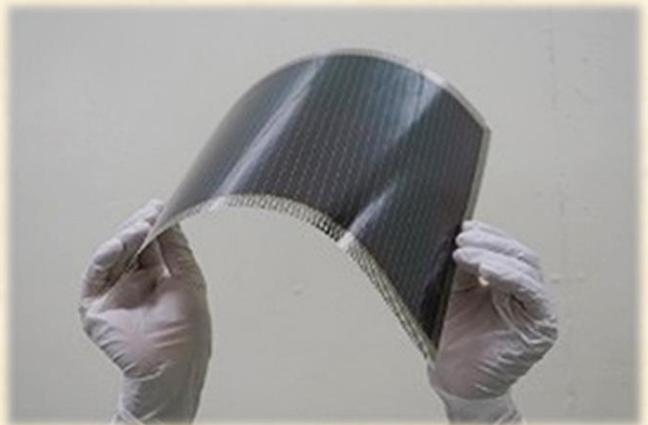


コラム ペロブスカイト太陽電池

太陽光のエネルギーを直接電気に変換して利用する太陽電池は、一般家庭にも多く導入されるようになりましたが、近年、急速に開発が進んでいるのが、ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を持つ化合物を用いる「ペロブスカイト太陽電池」です。

このペロブスカイト太陽電池は、塗布や印刷技術で量産できることから低コスト化が期待されており、また、ゆがみに強く、軽量化が可能であるので、これまでシリコン太陽電池では設置できない場所に設置できることが可能とされています。性能面でもすでに、シリコン太陽電池に匹敵するエネルギー変換効率を達成しており、本格的な実用化に向け世界中で研究が進んでいます。

こうした新技術などに注視しながら、温室効果ガス削減対策を進めていきます。



フィルム型ペロブスカイト太陽電池

出典：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

脱炭素に関する将来のイメージ





第4章 草加市気候変動適応計画

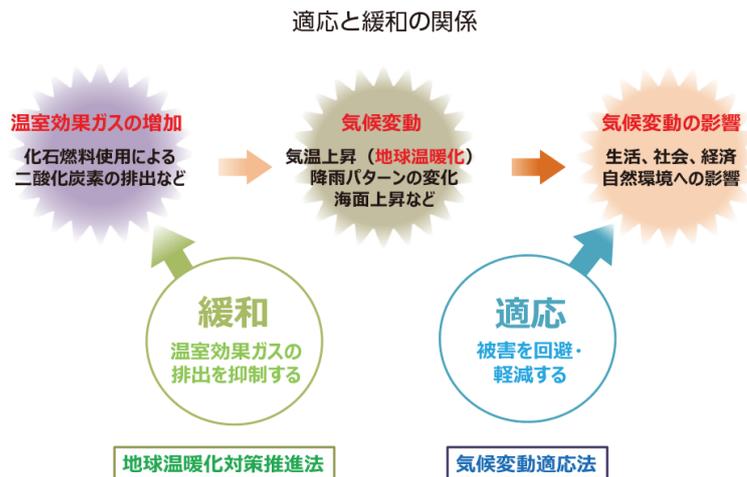
1. 適応計画の基本的事項

(1) 適応計画策定の背景と目的

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

国内では気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されました。



出典：環境省資料

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なるため、地方公共団体が主体となって、地域の実状に応じた施策を、計画に基づいて展開することが重要となります。

本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解したうえで、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減するため、「草加市気候変動適応計画」（以下、「適応計画」といいます。）を策定します。

(2) 適応計画の位置づけ

適応計画は、「気候変動適応法」第12条に基づき、「第二次草加市環境基本計画」の一部として策定します。

(3) 適応計画の期間

適応計画の期間は、「第二次草加市環境基本計画」の計画期間に準じます。

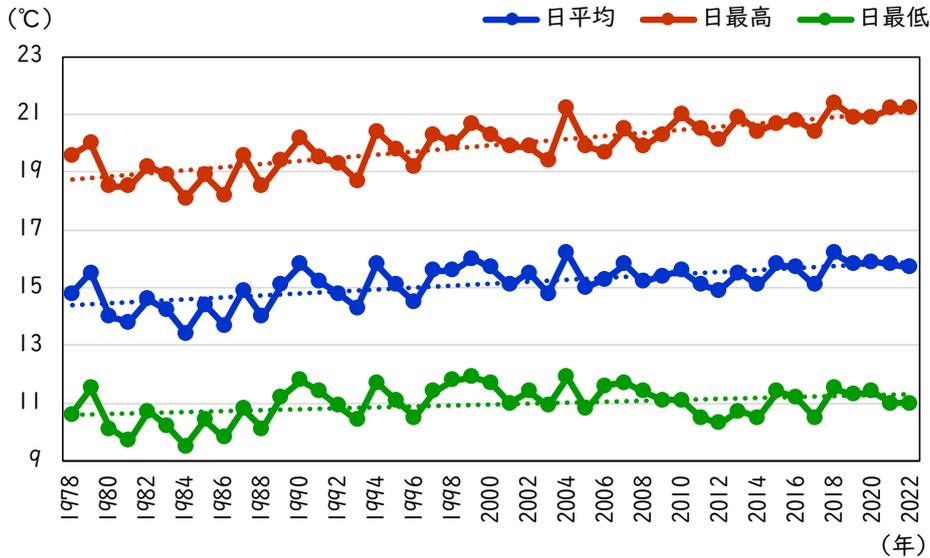


2. 気候変動の現状・将来予測

(1) これまでの草加市の気候の変化

① 気温

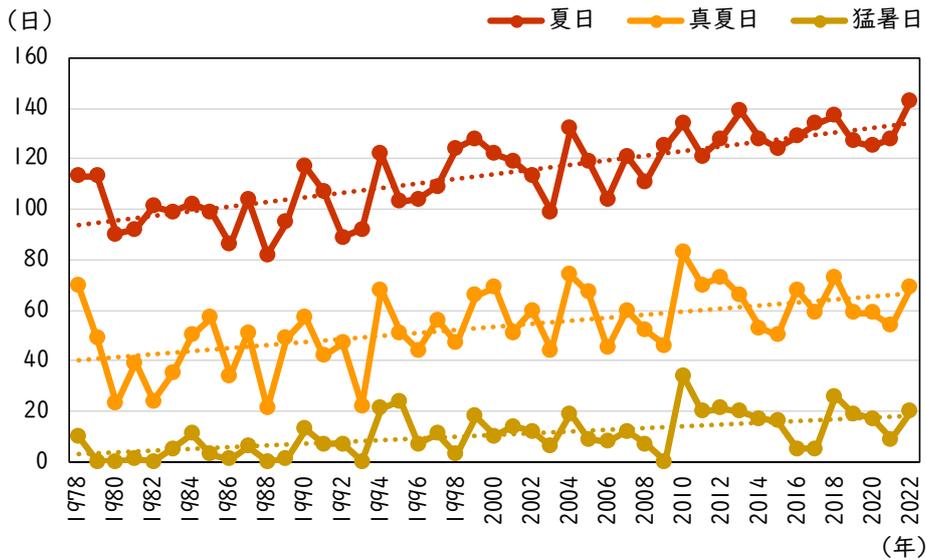
本市から最も近い越谷気象観測所における日平均気温は、変動を繰り返しながら長期的にみると上昇傾向にあり、44年の間に約1.5℃上昇しています。



日平均・日最高・日最低気温の推移

出典：過去の気象データ（気象庁）

また、夏日（25℃以上）・真夏日（30℃以上）・猛暑日（35℃以上）の日数は、変動を繰り返しながら長期的にみると増加傾向にあり、44年の間に夏日は約41日、真夏日は約27日、猛暑日は約15日増加しています。



夏日・真夏日・猛暑日の推移

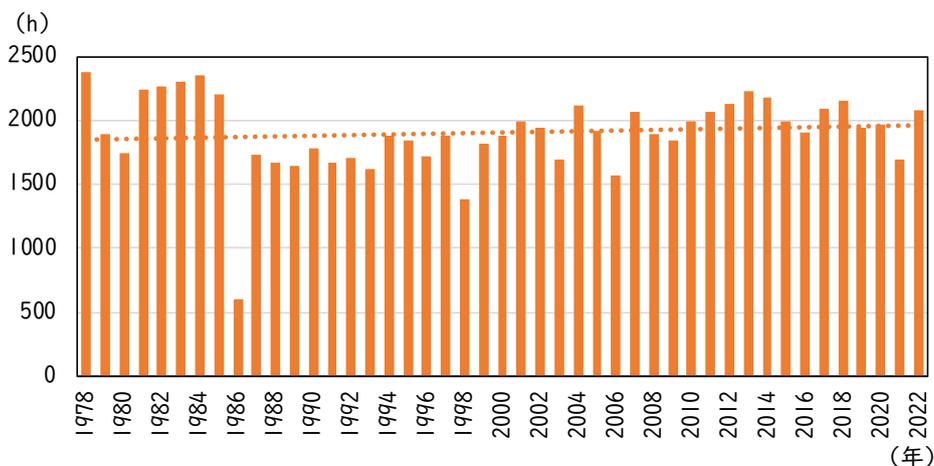
出典：過去の気象データ（気象庁）



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章

② 日照時間

日照時間は変動を繰り返しながら長期的にみると微増傾向にあり、ここ10年の平均年間日照時間は約2000時間となっています。

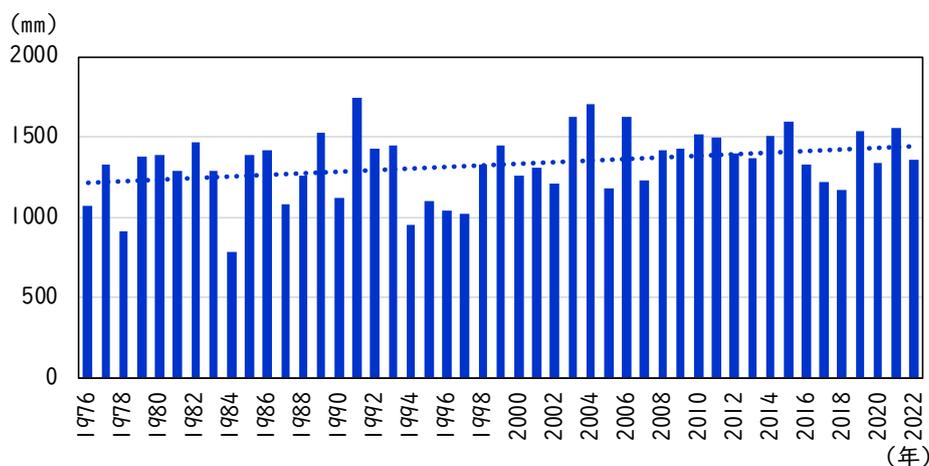


日照時間の推移

出典：過去の気象データ（気象庁）

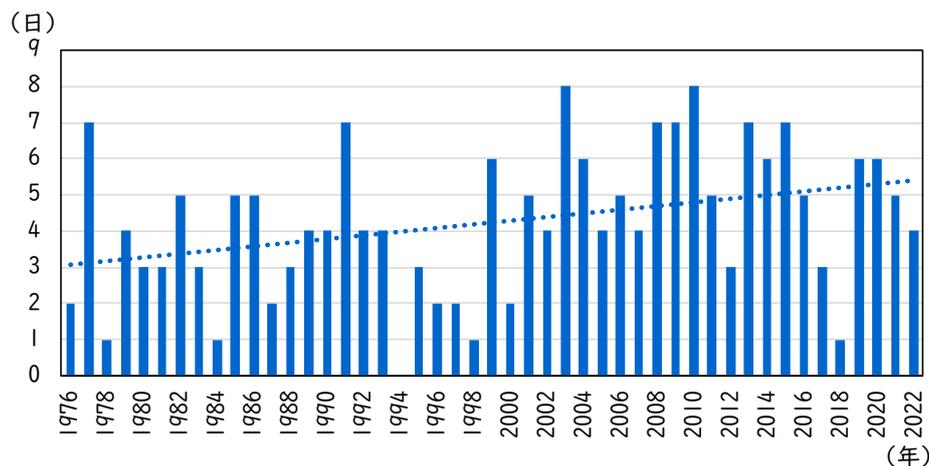
③ 降水量

降水量と非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上）の日数はともに、変動を繰り返しながら長期的にみると増加傾向にあり、44年の間に年降水量は約230mm、非常に激しい雨の年間日数は、約2日増加しています。



降水量の推移

出典：過去の気象データ（気象庁）



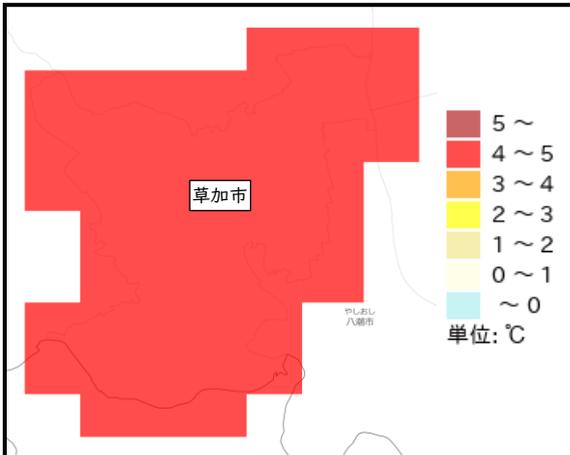
非常に激しい雨の日数の推移

出典：過去の気象データ（気象庁）

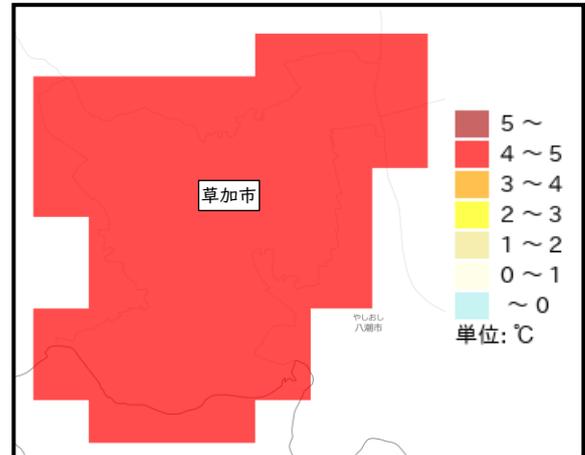
(2) 将来の草加市における気象の変化

① 気温

日平均気温と日最高気温は、4℃上昇シナリオにおいて、21世紀末（令和63年（2081年）～令和82年（2100年）には、現在（昭和56年（1981年）～平成12年（2000年）よりも約4.7℃高くなると予測されています。



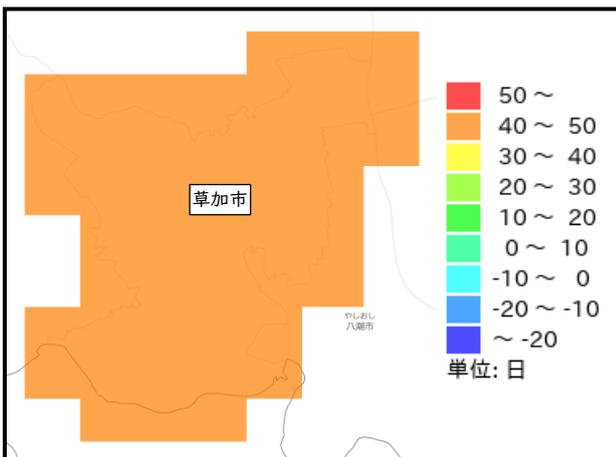
21世紀末 4℃上昇シナリオ
日平均気温 現在との差



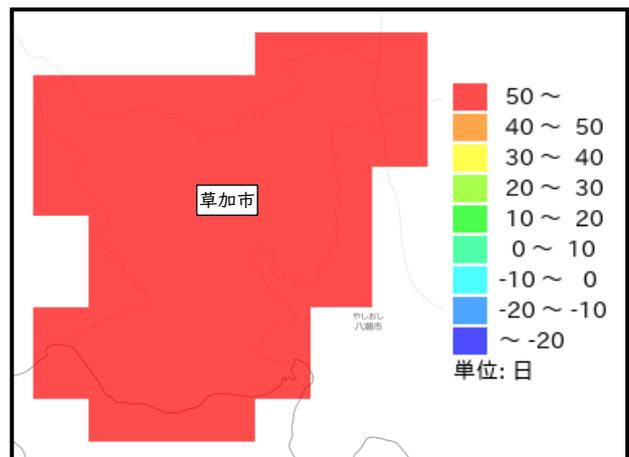
21世紀末 4℃上昇シナリオ
日最高気温 現在との差

出典：地域気候変動適応計画作成支援ツール（国立研究開発法人 国立環境研究所）より作成

真夏日と猛暑日の年間日数は、4℃上昇シナリオにおいて、基準年（昭和56年（1981年）～平成12年（2000年）の平均）と比べ、猛暑日が100年間で年間約40日増加、真夏日が約52日増加すると予測されています。



21世紀末 4℃上昇シナリオ
猛暑日 基準年との差



21世紀末 4℃上昇シナリオ
真夏日 基準年との差

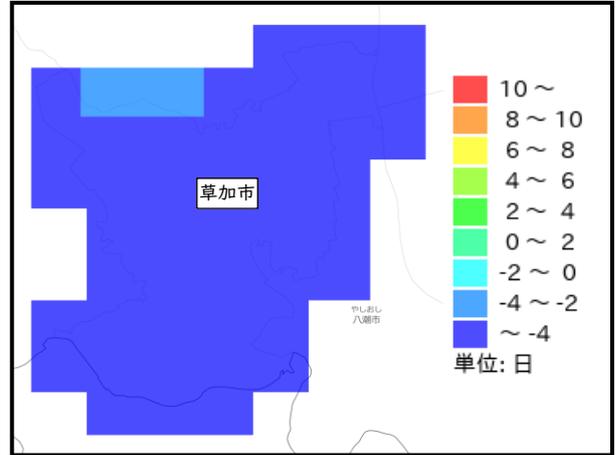
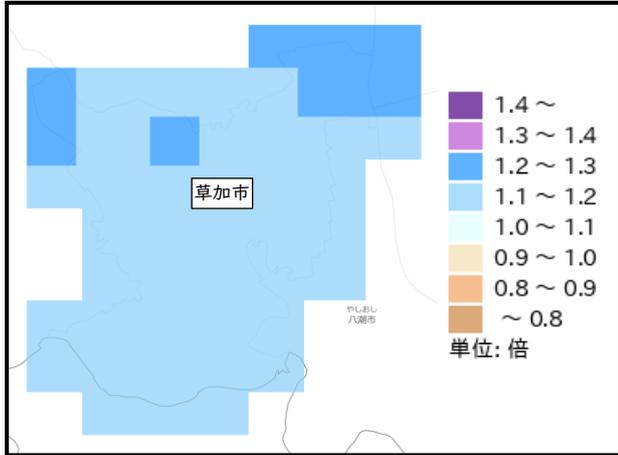
出典：地域気候変動適応計画作成支援ツール（国立研究開発法人 国立環境研究所）より作成



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章

② 降水量

降水量は、4℃上昇シナリオにおいて、21世紀末（令和63年（2081年）～令和82年（2100年））には現在（昭和56年（1981年）～平成12年（2000年））よりも降水量が年間約20%増加、無降水日数が約8日減少すると予測されています。



出典：地域気候変動適応計画作成支援ツール（国立研究開発法人 国立環境研究所）より作成

コラム

気候変動による将来の主要なリスクと日本への影響

気候変動による将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されており、確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして左の図のようなものが挙げられています。

また、4℃上昇シナリオでは、令和82年（2100年）に右の図のような影響が日本国内での発生が予測されると報告されています。



日本への影響は？
2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）



3. 適応に関する基本的な考え方

(1) 国や埼玉県の気候変動影響評価

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、現状と将来の気候変動の影響に基づく気候変動適応の基本的な施策が示されており、環境省では、同計画の見直しに向けて、おおむね5年ごとに国全体の「気候変動影響評価」を行っています。

この「気候変動影響評価」では、前述した7分野の、より細かな71項目について、既存の文献や気候変動及びその予測結果などを活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」において、「気候変動影響の評価について（答申）」（令和2年11月、中央環境審議会）を踏まえ作成された「気候変動影響評価報告書（総説）」に示された気候変動による影響評価や県内での影響を基に、分野ごとに地球温暖化の影響を評価しています。

また、「地球温暖化対策（適応策）の方向性」を別途定め、県における影響評価結果及び既存施策等の点検結果を整理し、中長期的な今後の取組の方向性を示しています。



日本における気候変動適応の主要7分野

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章

埼玉県における気候変動による影響評価結果

大項目	小項目	影響評価結果			大項目	小項目	影響評価結果		
		現在および短期的な影響		長期的な影響			現在および短期的な影響		長期的な影響
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)			重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業・林業・水産業					自然災害・沿岸域				
農業	水 稲	○	○	○	河 川	洪 水	○	○	○
	野菜等	◇	○	□		内 水	○	○	○
	果 樹	◇	○	△	山 地	土石流・地すべり等	○	○	○
	麦、大豆、飼料作物等	◇	△	△		その他	強風等	○	△
	畜 産	◇	□	—	健 康				
	病害虫・雑草等	◇	—	—	暑 熱	死亡リスク等	○	○	○
	農業生産基盤	○	○	○		熱中症等	○	○	○
食糧需給	—	—	△	感染症	節足動物媒介感染症	◇	△	○	
林 業	木材生産（人工林等）	—	—	—	その他	温暖化と大気汚染の複合影響 （光化学オキシダント濃度の上昇）	—	—	—
	特用林産物（きのこ類等）	—	—	□		脆弱性が高い集団への影響 （高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	○	○	○
水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	—	—	—	産業・経済活動				
	増養殖業	◇	△	△	製造業	—	◇	—	—
	沿岸域・内水面漁場環境等	◇	△	△	観光業	レジャー	—	—	□
水環境・水資源						自然資源を活用したレジャー業	—	—	□
水環境	湖沼・ダム湖	◇	△	○	県民生活・都市生活				
	河 川	◇	□	□	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	△	○
水資源	水供給（地表水）	◇	△	□		文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節	◇	○
	水供給（地下水）	—	—	△	伝統行事・地場産業等		◇	—	—
	水需要	◇	□	□	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○
自然生態系					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【凡例】</p> <p>(A-1)</p> <p>○: 特に重大な影響が認められる</p> <p>◇: 影響が認められる</p> <p>—: 現状では評価できない</p> <p>(A-2)</p> <p>○: 高い</p> <p>△: 中程度</p> <p>□: 低い</p> <p>—: 現状では評価できない</p> <p>(B)</p> <p>○: 大きい</p> <p>△: 中程度</p> <p>□: 小さい</p> <p>—: 現状では評価できない</p> </div>				
陸域生態系	高山・亜高山帯	◇	○	—					
	自然林・二次林	◇	○	—					
	里地・里山生態系	—	—	—					
	人工林	—	—	—					
淡水生態系	野生鳥獣の影響	◇	○	—					
	湖 沼	—	—	—					
	河 川	◇	△	△					
その他	湿 原	—	—	—					
	生物季節	◇	○	□					
	分布・個体群の変動（在来生物）	—	—	□					
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	—	—	—					

※「特に重大な影響が認められる」等、影響の大きな項目を赤、中程度の影響があるものを黄で示している。

出典：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（埼玉県）



(2) 草加市で対策を進めるべき分野の整理

1) 選定条件

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたり、国と埼玉県の「気候変動影響評価」を踏まえつつ、本市が対策を進めるべき分野・項目として、以下の2つの選定理由から6分野17項目を選定しました。

選定理由①：国の評価結果において、「重大性」が「特に重大な影響が認められる」、「緊急性」及び「確信度」が「高い」であり、かつ、県の評価結果において、「総合評価」が「大きい」とされており、草加市に存在する項目

選定理由②：①には該当しないが、草加市において気候変動による影響が既に生じている、または、草加市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

2) 選定分野

選定した分野・項目は、以下のとおりです。

【凡例】

国	【重大性】●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる -：現状では評価できない
	【緊急性】●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない
	【確信度】●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない
	※ここでは4℃上昇シナリオの評価のみ記載しています。
県	【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない
	【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない
	【総合評価】○：大きい △：中程度 □：低い -：現状では評価できない



農業・林業分野

項目		国影響評価			県影響評価			選定理由
大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在および短期的な影響		長期的な影響 総合評価(B)	
					重大性(A-1)	緊急性(A-2)		
農業	水稲	●	●	●	○	○	○	①
	野菜等	◆	●	▲	◇	○	□	②
林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	-	-	-	②



水環境・水資源分野

項目		国影響評価			県影響評価			選定理由
大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在および短期的な影響		長期的な影響 総合評価(B)	
					重大性(A-1)	緊急性(A-2)		
水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	◇	△	○	②
	河川	◆	▲	■	◇	□	□	②
水資源	水供給(地表水)	●	●	●	◇	△	□	②



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章



自然生態系分野

項目		国影響評価			県影響評価			選定理由
大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在および短期的な影響		長期的な影響	
					重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)		
陸域生態系	里地・里山生態系	◆	●	■	-	-	-	②
その他	生物季節	◆	●	●	◇	○	□	②
	分布・個体群の変動（在来生物・外来生物）	● (在)	● (在)	● (在)	- (在)	- (在)	□ (在)	②
		● (外)	● (外)	▲ (外)	- (外)	- (外)	- (外)	



自然災害・沿岸域分野

項目		国影響評価			県影響評価			選定理由
大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在および短期的な影響		長期的な影響	
					重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)		
河川	洪水	●	●	●	○	○	○	①
	内水	●	●	●	○	○	○	①
その他	強風等	●	●	▲	○	△	△	②



健康分野

項目		国影響評価			県影響評価			選定理由
大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在および短期的な影響		長期的な影響	
					重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)		
暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	○	○	①
	熱中症等	●	●	●	○	○	○	①
感染症	節足動物媒介感染症	●	●	▲	◇	△	○	②
その他	温暖化と大気汚染の複合影響（光化学オキシダント濃度の上昇）	◆	▲	▲	-	-	-	②



国民生活・都市生活分野

項目		国影響評価			県影響評価			選定理由
大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在および短期的な影響		長期的な影響	
					重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)		
都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	○	△	○	①

4. これまでに生じている影響及び将来予測される影響

前述の「(2) 草加市で対策を進めるべき分野の整理」で選定した分野について、本市で現状影響が確認されていない分野についても、今後、県内他所で起きている影響が生じる可能性があることから、埼玉県地域気候変動適応計画に位置付けられている「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」や市内ヒアリングを基に、県内や本市において、これまでに生じている影響及び将来予測される影響を記載します。

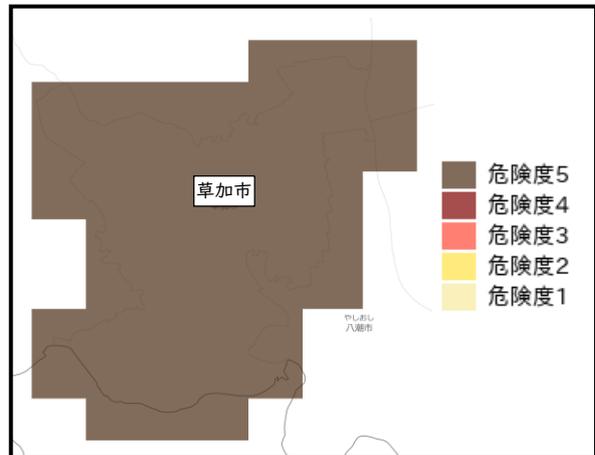
(1) 農業・林業分野

<これまでに生じている影響>

- 埼玉県では、近年、夏季の高温・乾燥等による様々な生理障害が米や野菜、果樹等において、広く確認されており、また、令和元年東日本台風では133件の農地・農業用施設が被災しました。
- 本市では、夏季に播種を行うブロッコリー等の野菜について、高温に伴う苗の生育不良が生じています。
- 市内において、マツ材線虫病の被害は確認されていませんが、市外の周辺地域で被害が確認されています。

<将来予測される影響>

- 埼玉県では、今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稻等の収量及び品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。
- 本市では、21世紀末に市内全域において、マツ枯れ危険度5（マツ枯れが大発生する可能性が高い地域）になると予測されており、マツ材線虫病の被害が市外の周辺地域で確認されていることから、今後、マツ枯れ防止のための慎重な対応が必要です。



21世紀末 4℃上昇シナリオ
マツ枯れ危険度 現在との差

出典：地域気候変動適応計画作成支援ツール
(国立研究開発法人 国立環境研究所) より作成

(2) 水環境・水資源分野

<これまでに生じている影響>

- 埼玉県では、平成28年(2016年)は利根川水系で、平成29年(2017年)は荒川水系で渇水が発生しました。

<将来予測される影響>

- 埼玉県では、今世紀末頃の河川流量を予測した研究では、7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念されており、また、暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されます。
- 本市では、温暖化による水温上昇に伴い、溶存酸素の低下・植物プランクトンの増加による水質の悪化の可能性が懸念され、また、ビオトープ等の水質変化による生息生物・渡り鳥等の変化も懸念されます。



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章

（3）自然生態系分野

＜これまでに生じている影響＞

- 埼玉県では、昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息がみられるようになりました。また、令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁などができなくなっています。
- 本市では、開花時期の微妙な変化が見受けられます。

＜将来予測される影響＞

- 埼玉県では、今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。水温上昇に伴い、イワナなどの冷水性魚類の生息域が移動あるいは縮小するなど、生息魚類相に変化が生じることが予測されます。
- 本市では、気候変動による、生態系（観測できる動植物）の変化が懸念されます。

（4）自然災害・沿岸域分野

＜これまでに生じている影響＞

- 埼玉県では、最近10年間（2011～2020年）の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べて約10%増えています。また令和元年東日本台風では、県内14箇所の雨量観測所の内、11箇所で日降水量が観測史上1位を記録し、県管理河川の堤防決壊2箇所を含む57箇所において溢水・越水が発生し、内水によるものも含め、7,000戸以上の家屋被害が発生しました。
- 本市では、令和5年台風第2号によって前線が刺激され、線状降水帯により短時間に集中的降雨があり、河川への排水が許容量を超えてしまい内水氾濫が生じています。
- 本市では、平成30年（2018年）に突風による影響と思われる被害が発生していますが、それ以降の被害は確認されていません。

＜将来予測される影響＞

- 埼玉県では、今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加や山腹崩壊の同時多発化が懸念されます。
- 本市の大部分は低地であり、標高差があまりなく、河川勾配が小さく、中川や綾瀬川をはじめとした、多くの河川が流れており、浸水しやすい地形特性を有しています。将来、河川護岸や調整池、排水設備の老朽化により、排水機能を超えた降雨によって浸水被害を生じるおそれがあります。また、利根川等の氾濫により、本市のほぼ全域が浸水すると想定されており、浸水継続時間も長いことが想定されています。そのほか、集中豪雨や線状降水帯による集中的な降雨により、本市においても排水能力を上回る降雨により、内水氾濫の発生が懸念されます。
- 竜巻や突風については、局所的・突発的に発生し、その発生を正確に予測することは、現状では困難ですが、本市では、発生した場合飛来物による施設の損傷やガラス破損、農業被害、住宅の屋根瓦などに被害が発生する可能性があります。



※約1000年に1度の確率で発生することを想定した想定最大規模降雨の浸水想定区域図です。

草加市の浸水想定区域



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章

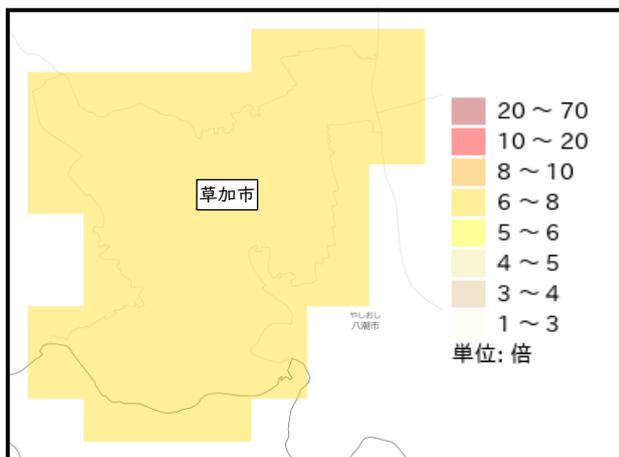
（5）健康分野

＜これまでに生じている影響＞

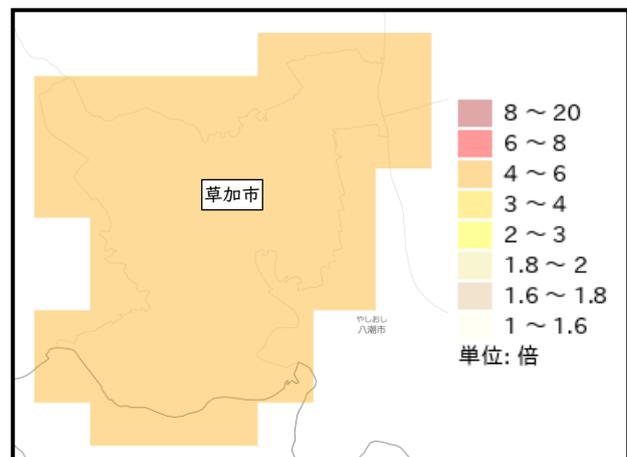
- 埼玉県では、過去5年間（2015～2019年）とその前の5年間（2010～2014年）の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約3千人増加、救急搬送者に占める高齢者の割合が約5ポイント上昇しています。
- 本市においても、高年者の室内等での熱中症が発生しています。また、光化学オキシダントについて、令和4年度（2022年度）には環境基準を超え、本市を含む埼玉県南東部地域で4回の光化学スモッグ注意報が発令されましたが、健康被害は報告されませんでした。

＜将来予測される影響＞

- 埼玉県では、今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。
- 本市では、夏季の熱波の頻度が増加し、死亡率や罹患率に関係する熱ストレスの発生が増加する可能性があることが予測されています。また、21世紀末には、熱中症搬送者数が4倍以上になることが予測されています。



21世紀末 4℃上昇シナリオ
熱ストレス超過死亡数 現在との差



21世紀末 4℃上昇シナリオ
熱中症搬送者数 現在との差

出典：地域気候変動適応計画作成支援ツール（国立研究開発法人 国立環境研究所）より作成

（6）国民生活・都市生活

＜これまでに生じている影響＞

- 埼玉県では、令和元年東日本台風の影響により、県西部で堤防の決壊や越水が発生し、県内の水道施設も複数被害を受けました。
- 本市では、都市インフラにおいて、台風の影響による内水位の上昇に伴い、道路の冠水や通行止めが発生しており、令和5年台風第2号では、住宅を含め冠水被害が生じています。また、生物季節に関する影響として、サクラの開花が以前よりも早まっている兆候がみられます。

＜将来予測される影響＞

- 埼玉県では、今後、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することが予測されます。
- 本市では、強い台風などの増加により橋梁や道路施設、電力供給施設などの破損が発生する可能性があり、交通インフラに支障が発生した場合、帰宅困難者の増加や、物資の運搬などへの支障が懸念されます。また、水道、電気等のライフラインに支障が発生した場合、市民の日常生活への影響が懸念されます。



5. 影響に対する主な取組（適応策）

「4. これまでに生じている影響及び将来予測される影響」を踏まえ、分野ごとに適応策を記載します。なお、適応策は、計画策定時点での「将来予測される影響」に基づくものであるため、関係機関と連携しながら、より適した対策の検討を進め、適宜見直していくこととします。



農業・林業分野

項目		取組内容
農業	水稻	●気候変動による農作物への影響について情報収集を行います。
	野菜等	●国や埼玉県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した品種・栽培技術・農業技術の普及のための情報提供を行います。
林業	木材生産 (人工林等)	●樹幹注入による松枯れの予防、衰弱木や枯死木の搬出、燻蒸処理によるマツノマダラカミキリの幼虫駆除など、松枯れ防止対策を図ります。



水環境・水資源分野

項目		取組内容
水環境	湖沼・ ダム湖	●埼玉県や関係機関から情報提供されるダム貯水量の常時監視を行います。
	河川	●気候変動により引き起こされる水温の変化によって、水質の変化が生じる可能性があるため、河川水質等のモニタリングを実施します。また、常時監視システムの導入を検討します。
水資源	水供給 (地表水)	●渇水が起きた際は、渇水対策マニュアルに従い迅速に適切な対応を図ります。



自然生態系分野

項目		取組内容
陸域生態系	里地・ 里山生態系	●生物季節や生息分布域の変化など生物多様性への影響を把握するため、情報収集を実施します。 ●気候変動の影響やそれに伴うインフラ対策等に対し、生物多様性（市内在来種や希少種を含め）の保全を図ります。
その他	生物季節 分布・個体群 の変動 (在来生物・ 外来生物)	



II 第二次草加市環境基本計画（第三版）第4章



自然災害・沿岸域分野

項目		取組内容
河川	洪水	●雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。
	内水	●全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨等による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。



健康分野

項目		取組内容
暑熱	死亡リスク等	●市民・事業者に対してクールシェア等についての情報提供を実施するとともに、市内の公共施設や事業所を「クールオアシスそうか」として開放し、休息施設としての利用を促進します。また、新たに給水スポットの設置等を推進することで熱中症対策やSDGsへの理解を深めていきます。
	熱中症等	●熱中症の発生を予防するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報の提供を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高年者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。 ●熱中症発症傾向などのデータの蓄積を行い、予防対策などに向けた情報収集を図ります。 ●日傘・帽子等の活用による熱中症の予防を促します。 ●イベントの主催者や管理者に向けて、熱中症対策についての周知や注意喚起などを実施します。 ●市民・事業者などに対して、室温に応じた空調温度の設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。
感染症	節足動物媒介感染症	●デング熱やマラリア等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑制に努めます。
その他	温暖化と大気汚染の複合影響（光化学オキシダント濃度の上昇）	●光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。



国民生活・都市生活分野

項目		取組内容
都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	<ul style="list-style-type: none"> ●地表面や建物の緑化、グリーンカーテンの設置等により、ヒートアイランド現象の軽減に向けた取組を誘導します。 ●渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に節水の呼びかけをします。 ●電気やガスなどエネルギー供給が停止した場合にも生活できるよう、自律分散型エネルギーの利用拡大等によるエネルギー供給の多重化・地産地消に取り組むとともに、再生可能エネルギー等の設備の導入や燃料等の備蓄を促進します。

全分野横断

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動への適応策について、将来的に周辺環境への影響や問題が生じないように、適切な知識の周知や注意喚起などを実施します。 ●気候変動適応法に基づき、国や県などの関係機関との連携により、地域の気候変動の状況や適応事例などについて情報収集を行います。



Ⅲ 生物多様性そうか戦略

第二版





第Ⅰ章 基本事項

Ⅰ. 基本理念・基本方針

（Ⅰ）基本理念

生物多様性そうか戦略は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画であり、生物多様性国家戦略を基本としつつ、本市の地域特性を活かした計画とするものです。

生物多様性そうか戦略の策定により、市民や事業者に、生物多様性に配慮したライフスタイルが浸透するとともに、水とみどりの質を高め、多様な生きものが生きていける環境をこれ以上失うことなく、生物多様性の豊かな恵みを最大限活かし、未来に繋げるため、あらゆる立場の人々が連携して生物多様性の保全に向けて行動することを目指します。

草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐ





(2) 基本方針

生物多様性そうか戦略では、基本理念に基づき、3つの基本方針を設定します。

①. 生物多様性への理解の促進－主流化・生物多様性を「知る」－

生物の多様性が、一人ひとりの生活に、どのようにかかわっているのかを実感するのは難しいかもしれませんが、それでも生物多様性が、私たちの生存に大きくかかわっていることは、まぎれもない事実です。海や森林からの恵み、生きる上で欠かせない清らかな水や大気など、全てが「生物多様性」の恩恵として、もたらされています。

しかし今、このさまざまな恵みが、広く失われようとしています。生物多様性の重要性について理解し、生物多様性の現状について、よく知る事が重要です。

市内全域の生物多様性のよりの確な状況の把握によって、生物多様性の保全・再生・創出の取組などに生かしていきます。

将来像1：行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している

②. 水とみどりの質を向上－生物多様性を「守り・育てる」－

市域の水やみどりが生きものの生息・生育環境として効果的に機能するように、水やみどりの質を高めるための工夫や整備方針、維持管理について検討し、実行していきます。

大切なことは、その土地の持つポテンシャル（野生生物の生息・生育環境としての潜在的なチカラ）を理解し、何をすべきかを考え、地域住民やボランティアの方々と認識を共有し、その土地に適した生物多様性保全の取組を行うことです。最初は小さな取組であっても、生きものの生息・生育環境としての緑地の整備、維持管理が各所で促進されることにより、周辺のみどりにつながるエコロジカル・ネットワークが形成され、生物多様性が向上していきます。

将来像2：生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している

将来像3：多様な生きものの生息・生育場所が保全・再生・創出されている

将来像4：生きもののネットワークが形成されている

将来像5：子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている

③. 市民・事業者との協働を推進する－「参加」による向上－

本市は、環境や緑化などに関する活動団体による保全活動、市民参加による「そうか生きもの調査」など、環境学習の推進、人材育成を目的とした自主的な活動を展開しています。本計画を実行性と継続性のあるものとするためにも、市民・事業者・学校・団体などの多様な主体が参加し、将来の目標を共有することで、「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指します。

将来像6：生物多様性を保全する活動への参加機会が確保されている

将来像7：生物多様性を保全する活動に市民や事業者が主体的に参加している

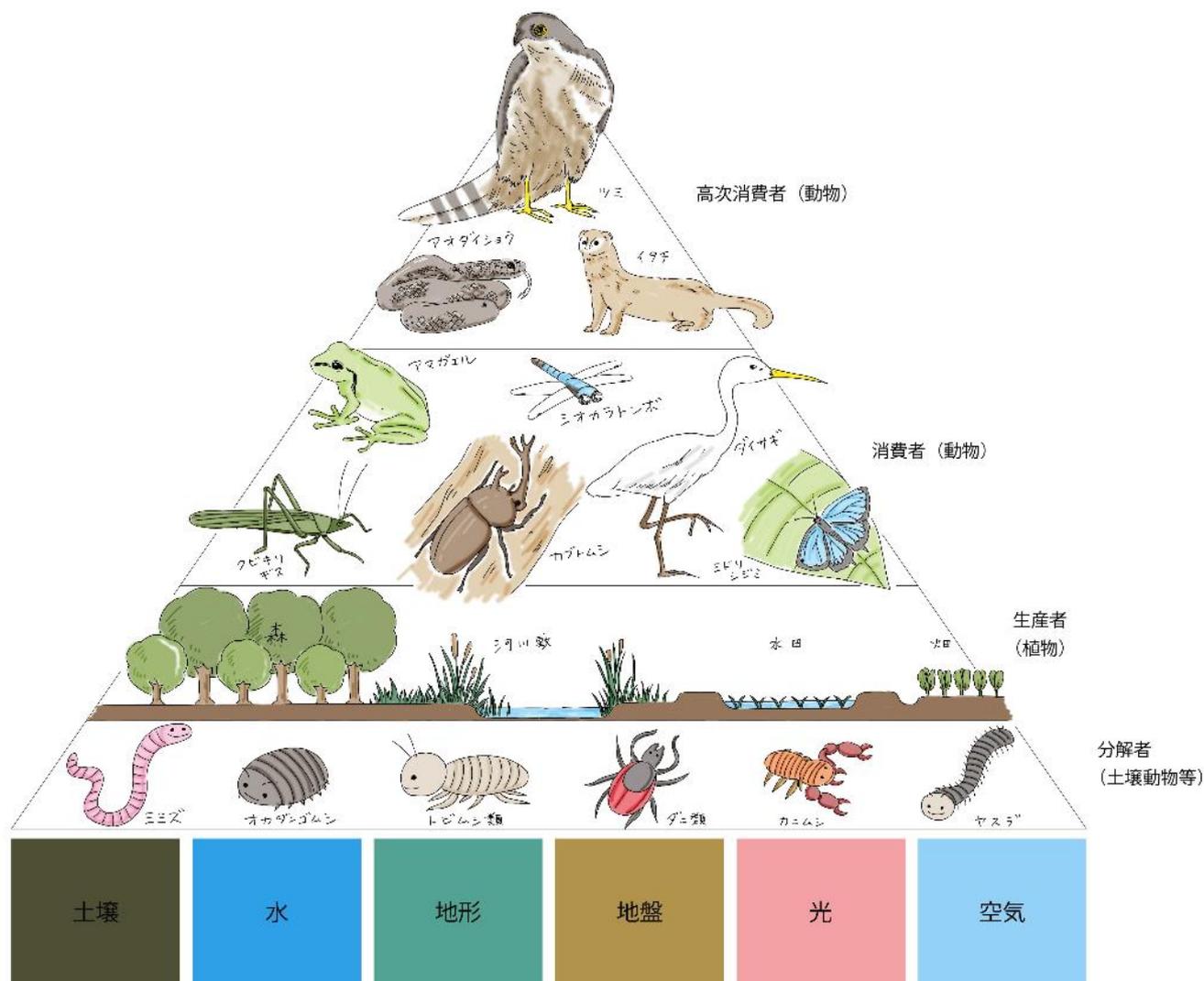


第2章 草加市の自然と生物多様性の危機

1. 生物多様性について

(1) 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。これらの生命はそれぞれに個性があり、すべてが直接、間接的に支えあって生きています。地球上におけるまだ知られていない生物も含めた総種数は、大体500万～3,000万種の間といわれており、すでに分かっている哺乳類、鳥類、両生類の種のおよそ10～30%に絶滅のおそれがあるとされています。生物多様性の損失は、人類にとって大きな脅威となりつつあります。



生態系ピラミッドのイメージ

（2）生物多様性の3つのレベル

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとされています。

生態系の多様性

いろいろなタイプの自然が形成されていること。「樹林」、「畑」、「水田」、「河川」など、いろいろなタイプの生態系があります。



種の多様性

いろいろな動物・植物などが生息・生育していること。「ツミ」、「トウキョウダルマガエル」、「ギンヤンマ」、「カワセミ」、「タヌキ」など数多くの生きものが生息・生育しています。



遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルで違いがあること。「ナミテントウ」には色彩や斑紋などに変異が見られます。





Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

（3）生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは、「生態系サービス」と呼ばれます。生態系サービスは、「供給サービス」「調整サービス」「生息・生育地サービス」「文化的サービス」の4つに分類されます。

供給サービス



食料、水、燃料、繊維など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス

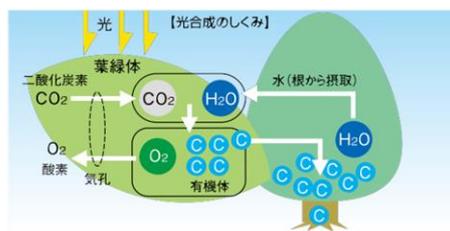


例：食料

調整サービス



森林による気候緩和、昆虫などが受粉を媒介するようなサービス



例：森林による気候緩和(光合成)

生息・生育地サービス



生きものに生息・生育環境を提供し、そのライフサイクルを維持するサービス



例：生態系を支える地形、水循環

文化的サービス



精神的充足、美的な楽しみ、レクリエーションの機会などを与えるサービス



例：レクリエーション

（4）生物多様性の危機

生物多様性は、4つの危機にさらされています。

【第1の危機】

開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への危機です。土地利用の変化や、個体の乱獲、盗掘、過剰な採取などがあります。

【第2の危機】

自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる危機です。里地里山の林や草地では、人間の管理活動が停滞し、環境の変化による危機が拡大しています。

【第3の危機】

外来種等による危機です。意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から入ってきた生きものが、地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています。

【第4の危機】

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への危機です。地球環境の変化に伴う生物多様性の変化は、農作物の収量など、人間生活や経済へも大きな影響を及ぼすといわれています。

第1の危機

開発や乱獲など、人間活動による負の影響



第2の危機

里地里山の荒廃等、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響



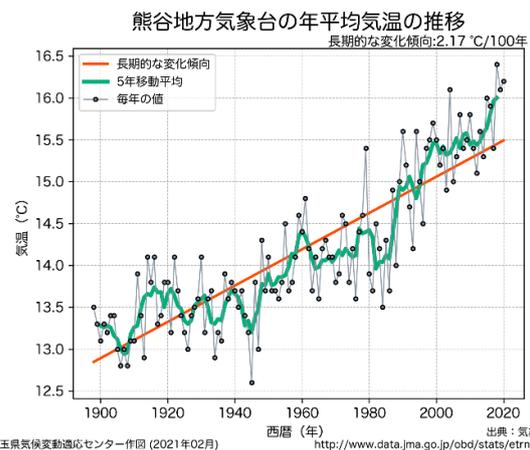
第3の危機

外来種や化学物質等、人間により持ち込まれたものによる影響



第4の危機

地球温暖化等、地球環境の変化による影響





Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

（5）生物多様性に係る国内外の状況

近年、生物多様性に関する関心が国内外で高まっており、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の変革期にあるといえます。本市の生物多様性に関する取組を進めるにあたり、生物多様性に係る国内外の動向に対応した計画とします。

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）	令和4年（2022年）12月にカナダのモントリオールで開催。平成22年（2010年）に採択された「愛知目標」の後継であり令和2年（2020年）以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、生物多様性の観点から令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択されました。
30by30	30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、令和12年（2030年）までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。
生物多様性国家戦略2023-2030	令和5年（2023年）3月に閣議決定。生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画です。
外来生物	令和4年（2022年）5月、外来生物法が改正され、生態系に大きな影響を与えてきたアメリカザリガニやアカミミガメが令和5年（2023年）6月1日より条件付特定外来生物*に指定されました。
生物多様性への民間参画の重要性	ESG投資への関心の高まりやSDGs、ISO14001*改訂、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）*の動きを追い風に、生物多様性に関する民間参画の重要性に関する認識が向上しているなか、生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）が令和5年（2023年）4月に環境省から発表されました。本ガイドラインは、生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的としています。このような状況のもと生物多様性に配慮した商品・サービスの認証が各機関により進められています。
関連する社会的関心	SDGsや海洋プラスチック問題、気候変動の危機、グリーンインフラ、自然を活用した解決策（NbS）*などへの社会的関心が高まっています。



2. 草加市の守りたい自然とその現状

本市では昭和30年（1955年）代後半から本格的な都市化が進み、多くの自然環境が失われてきましたが、「柿木田んぼ」、「中川河川敷」、「綾瀬川東武鉄橋上流河川敷」など、まだ自然と触れあえる場所が残されています。

（1）草加の自然環境の概況

市域には中川、綾瀬川を始めとする一級河川が8本（延長約33.3キロメートル）、横手堀川などの準用河川が4本（延長3.78キロメートル）、その他在来水路は1,335本（延長約340キロメートル）があり、生きものの生息域や移動経路となっています。

地形は、これらの多くの河川氾濫により形成された自然堤防とその背後湿地により形成されています。

生態系に関する資料としては、平成14年（2002年）の「草加市野鳥・植生調査報告書」、平成15年（2003年）の「そうかの自然」、平成28年（2016年）に開始され、現在も継続している「そうか生きもの調査」があり、多くの生物が確認されています。

資料名称	生態系に関する記載内容
「草加市野鳥・植生調査報告書」 平成14年（2002年）	平成13年度（2001年度）に実施された生きもの調査では、植物118科498種、ほ乳類5科5種、鳥類34科97種、は虫類3科3種、両生類2科3種、陸上昆虫類52科154種、水生動物としては魚介類18科40種、水生昆虫9科17種が確認されています。
「そうかの自然」 平成15年（2003年）	本市にある生態系（あるいは生きもの主な生息・生育空間）としては、田んぼ（休耕田を含む）・ハス田・クワイ田、河畔林・屋敷林・社寺林（林）、川、用水路、遊水地、公園・広場、まちの自然・ビオトープ等に分けることができます。これらの環境には、それぞれの環境に適応した様々な生きものが生息・生育していました。
「そうか生きもの調査」 平成28年（2016年）～	本市の生物多様性の取組を進めるうえでの基礎情報を収集するために、市内に生息・生育する動植物について調査する「生きもの調査」です。市民参加により平成28年度（2016年度）から実施しています。 令和3年度（2021年度）における確認種数は、植物515種、哺乳類6種、鳥類99種、両生類2種、は虫類5種、昆虫類117種、魚類12種、貝類1種、甲殻類7種となっています。

（2）残したい草加の自然

本市には、わずかながら自然環境が残されています。市内に残したい自然環境として、水田（柿木田んぼ）、林（中川の河畔林・屋敷林・社寺林林）、緑地・公園（そうか公園/松原団地記念公園/獨協大学）、ビオトープ（あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）/古綾瀬自然ひろば/東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープ/学校ビオトープ）、水辺（中川/綾瀬川/用水路/治水緑地）等に区分しました。



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章



林



②屋敷林：川の氾濫でできた鏡高地に建てられた家の周囲に植えられた木々が林となり、生きものがすむ大切な環境です。

緑地・公園



③そうか公園：雑木林や池がある公園で、小鳥やカモなど市内でも多くの生きものがいる場所となっています。



④松原団地記念公園：団地跡に広い草はらが広がり、その一面に池が造られています。秋から冬に水鳥が見られます。



⑤獨逸大学：大学構内に草はらや水立、田んぼや水路があり、昆虫や小鳥がすみ、猛禽類も営巣することがあります。

ビオトープ



⑥綾瀬川バードサンクチュアリ：河川敷や池（水辺）、土手上的トンボ池（池）、鳥と友だち広場（林）など多様な自然に希少な生きものが暮らしています。



⑦古綾瀬自然ひろば：綾瀬川と古綾瀬川の合流点につくられた池を囲む水生生物に恵まれたビオトープで、小鳥や水鳥も訪れます。



⑧第2清掃工場ビオトープ：柿木田んぼの一面に最近造られた池中心のビオトープで、生きものが訪れつつあります。



⑨学校ビオトープ：市内小中学校のビオトープは自然と自然を結ぶ生きものの通り道の役割を果たしています。

水辺



⑩中川：海までの自然をつなぐ感潮域・干潟で、川岸の林や草はらは、いろいろな昆虫や鳥が暮らす場所です。



⑪綾瀬川：岸辺と草はらがつながっていて、土手や河川敷の植物や鳥、昆虫が、季節の変化を知らせてくれます。



⑫用水路：葛西・八条用水は古くから市内を流れ、葛西用水では秋と早春に絶滅危惧種のキタミソウの花が咲きます。



⑬治水緑地：洪水対策で造った池を中心とした緑地で、水草の生い茂った水辺では水鳥や昆虫等が見られます。

1) 水田（柿木田んぼ）

本市は中川や綾瀬川流域にあり、昭和30年代（1955年代）までは典型的な農村地帯でしたが、昭和40年代（1965年代）の高度成長期に入ると、東京に近接するという地理的条件から、都市化が急激に進行しました。それまで河川に挟まれた湿地帯で、全域に水田が広がっていましたが、水田も時代の変化とともに大幅に減少し、市内にはわずかししか見られません。

そうした中で、川柳地区にある「柿木田んぼ」は、市内で唯一まとまった水田が残された地域です。これら水田の周りには、渡り鳥のムナグロのほか、植物のキクモやヌマトラノオなど国内や埼玉県内で絶滅のおそれがある動物や植物が多数確認されていました。しかしながらこの「柿木田んぼ」にも都市化の波が押し寄せており、「柿木田んぼ」に産業団地（愛称：草加柿木フーズサイト）が建設されました。平成30年（2018年）から造成工事が進められ令和2年（2020年）に完成、進出企業による建築工事が行われ順次操業を開始しています。面積は約20万㎡で、残されていた「柿木田んぼ」の半分近くがこの事業により消失しています。今後、同エリアの都市開発に関しては、スポーツ推進地区に指定されるなど、住民のニーズが多様化していることから、自然環境の保全のバランスを深く考慮しながらまちづくりを進めていく必要があります。



柿木田んぼ

2) 林（中川の河畔林/屋敷林/社寺林）

本市にある林は、水辺の河畔林や屋敷林、社寺林がほとんどです。河畔林は、河川敷に生えるヤナギやクヌギなどを主体とした林です。河畔は生物多様性の高い場所といわれ、昆虫類、哺乳類、鳥類など河畔を利用するあらゆる陸上生物の生活の場となっていますが、出水時に水没し、そこに生育する立木は水流の妨げになることや、流木化し下流に被害を与えることから、築堤などの整備されている箇所においては、定期的に伐採されることが基本となっています。また、防災のための河川改修なども行われるため、徐々に自然の立地環境が失われています。



中川の河畔林

屋敷林は、農家を囲むように植えられた人工林で、防風や防寒、防火、防音など家屋を守るためや住みやすい環境を整備するために植えられています。そのほかにも景観向上や、食用、薪材といった生活必需品としての利用のためなど、人々の生活に広く活用されてきました。

また、社寺林は、神社やお寺の周りに植えられた、地域に古くから残る鎮守の杜です。しかし、維持経費、落葉・落枝に対する近隣からの苦情といった問題で、市内の屋敷林や社寺林もほとんど見られなくなりました。これらの林は樹林性の動物や植物にとって、限られたすみかを提供する貴重な環境となっています。



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

3) 緑地・公園（そうか公園/松原団地記念公園/獨協大学）

そうか公園には雑木林や池があり、コゲラなど樹林性の鳥や水辺を好むトンボ類やカモ類などが生息しています。

松原団地記念公園は、市街地に近い場所に位置していますが、団地跡に広い草地と池があります。池の水は、雨水と地下水によって賄われており、カモやサギなどの鳥類、小魚、草地では昆虫などが生息しています。

獨協大学は、草地や木立、田んぼや水路があり、昆虫や小鳥の他、猛禽（もうきん）類も営巣することがあります。これらの緑地や公園は、将来にわたってまとまった緑地として保全することができ、生きものにとって貴重な生息環境となりえます。また、市民が生きものと触れ合う身近な場所でもあるため、今後は生物多様性にも配慮した維持管理を行っていく必要があります。



そうか公園

4) ビオトープ〔あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）/古綾瀬自然ひろば /東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープ/柿木フーズサイト公園ビオトープ/学校ビオトープ〕

ビオトープは、本市における生きものの貴重な生息・生育環境であるとともに、飛翔して移動する鳥や昆虫にとっての休憩場所や通り道となっています。

あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）は、鳥と友だち広場、トンボ池と一体となって構成されており、綾瀬川の河川敷に多様な環境を作っています。

市民による維持管理作業が行われており、希少な植物の生育地としても重要な場所です。

なお、あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）は、都市計画道路（南浦和越谷線）の道路整備予定地に含まれていることから埼玉県や近隣自治体と連携を取りながら自然環境の保全を意識した取組を行っていく必要があります。



あやせ新栄ビオトープ

古綾瀬自然ひろばは、綾瀬川と古綾瀬川の合流点に造られた池を囲むビオトープで多くの水生生物やカモ類が生息しています。東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープは、平成25年度（2013年度）に柿木田んぼの一面に造られた池中心のビオトープです。柿木フーズサイト公園ビオトープは、令和3年（2021年）3月に完成した市内で一番新しいビオトープで、柿木田んぼに自生していた希少植物（コギシギシやヌマトラノオ等）15種を移植し、定着を目指してつくられたビオトープです。公園西側のせせらぎからビオトープへ水を流すことで、湿地環境を再現しています。

市内の小中学校に設置された学校ビオトープは、維持管理において継続的なバックアップ体制（維持管理等に対する知識と技術への人的バックアップ）が整わないことや児童・生徒の入替わりにより、消滅してしまったものなどがあります。このような状況を打開するため、今後の維持管理方法も含め、関係機関と協力して、環境学習の場としての活用を検討していく必要があります。

5) 水辺（中川/綾瀬川/用水路/治水緑地）

中川は、市の東側を南北につなぐ川で、川岸の草地や林はいろいろな昆虫や鳥が生息する場所となっています。

綾瀬川は、市の北西部から南部までを広くつなぐ川で、特に東武鉄橋上流は岸部と草地がつながっていて、土手や河川敷には植物や野鳥、昆虫が生息しています。

また、市内には用水路が多く、特に葛西用水と八条用水は古くから市内を南北につなぐ水路で、様々な生きものの生息場所や休憩地、移動経路となっています。ここ数年、葛西用水や八条用水域の桜並木においては、クビアカツヤカミキリによる被害が拡大しており、薬の注入や伐採などの対策が進められています。

そのほか、市内には、治水用の遊水池が設置されており、その周辺の緑地は鳥や昆虫の生息場所となっています。

一方で、河川改修や用水の暗渠化が進み、生きものの生息・生育地が減少しています。河川管理者との協議等を通じて、生物多様性に配慮した管理の実施を要請していく必要があります。



綾瀬川

6) 絶滅のおそれのある生きものの生息・生育地

本市には「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の「県内希少野生動植物種」に指定されている植物キタミソウの自生地があります。キタミソウは県条例で保護されていますが、その生育には、光、冠水、水際部分の横断勾配条件などの環境条件が必要なことから、用水路内の植生管理やごみ掃除・除草など市民団体による保全活動と市によるキタミソウの生育条件にあった水位の適正管理が続けられています。

市内では、葛西用水沿いの青柳中学校から青柳堰までの間で自生が確認されています。

そのほか本市では、図2-2-1に示すような国や埼玉県の絶滅のおそれのある生きものの生息・生育環境がありますが、一方では絶滅のおそれのある生きものの生息・生育地は減少し、図2-2-3に示すような既に見られなくなった生きものも数多くなっています。

絶滅危惧種に指定されてはいませんが、最近見かけることが少なくなった生きものを図2-2-2の残したい生きものとして示しています。

開発や河川改修などの際には、早期の情報収集をはかるとともに専門家の意見を聞きながら適切な保護、保全対策を行っていく必要があります。



葛西用水のキタミソウ

埼玉県：絶滅危惧ⅠB類（EN）

環境省：絶滅危惧Ⅱ類（VU）

出典：「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」

（平成24年 埼玉県）

「環境省レッドリスト 2020」（令和2年 環境省）



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

		
ミズオオバコ (VU/VU)	キクモ (NT/-)	ヌマトラノオ (NT/-)
		
ハンゲショウ (VU/-)	タコノアシ (VU/NT)	カワヂシャ (VU/NT)
		
シロバナサクラタデ (NT/-)	ナガボノシロワレモコウ (NT/-)	ゴキヅル (UV/-)
		<p>【凡例】 種名（埼玉県/環境省）の絶滅危惧種指定状況 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT (NT2)：準絶滅危惧（2型） -：指定外</p>
コギシギシ (VU/VU)	ノウルシ (VU/NT)	
		
チュウサギ (NT2/NT)	クイナ (UV/-)	

図2-2-1 そうか生きもの調査で確認された絶滅のおそれのある生きもの

出典：「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成24年 埼玉県）
「埼玉県レッドデータブック 動物編 2018（第4版）」（平成30年 埼玉県）
「環境省レッドリスト 2020」（令和2年 環境省）



キジ



ムナグロ



コチドリ



オオヤマトンボ



クロスジギンヤンマ



ジャコウアゲハ



ハグロトンボ

図2-2-2 残したい生きもの



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章



オイカワ



ヘイケボタル (VU/-)



カヤネズミ



シラコバト (EN/EN)



アオハズク (EN/-)



タマシギ (CR/VU)



ミドリシジミ (NTI/-)

【凡例】
 種名（埼玉県/環境省）の絶滅危惧種指定状況
 CR：絶滅危惧ⅠA類
 EN：絶滅危惧ⅠB類
 VU：絶滅危惧Ⅱ類
 NTI：準絶滅危惧（Ⅰ型）
 -：指定外

図2-2-3 本市では見られなくなった生きもの

出典：「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成24年 埼玉県）
 「埼玉県レッドデータブック 動物編 2018（第4版）」（平成30年 埼玉県）
 「環境省レッドリスト 2020」（令和2年 環境省）



(3) そうか生きもの調査

本市では、平成28年度(2016年度)から草加市・そうか生きもの調査運営委員会による「そうか生きもの調査」を実施しています。この調査は、市内に生息・生育する生きものについて、市民参加により調査し、得られた生きもの情報を草加の生きものデータベースとして蓄積して、今後の生物多様性の取組を進める上での基礎情報として活用することを目的としています。

調査は、「植物」「鳥」「昆虫・蝶・その他」の指標種42種(植物14種、鳥14種、昆虫その他14種)とそれ以外の種に関しては市民から情報提供を募る方法で行われています(指標種42種の詳細は表2-2-1に示しています)。確認された種数の推移を図2-2-4に示します。植物が370~548種と一番多く、次いで昆虫類103~267種、鳥類95~126種、魚類11~17種、は虫類4~9種、甲殻類5~7種、両生類1~4種、哺乳類2~6種、貝類0~2種となっています。トータルの確認種数は、調査を開始した平成28年度(2016年度)が607種と少ない状況でしたが、その後は植物、昆虫の確認数が増加し、900種を超える年度も発生しています。

また、図2-2-5地域別確認種数の状況を見ると、市域北西部の綾瀬川沿いの地域〔⑧地区：旭町、親善町、金明町、清門、長栄、新栄〕と市域北東部の中川と八条用水に挟まれた地域〔⑨地区：青柳(1丁目を除く)、青柳町、柿木町)で多くなっています。

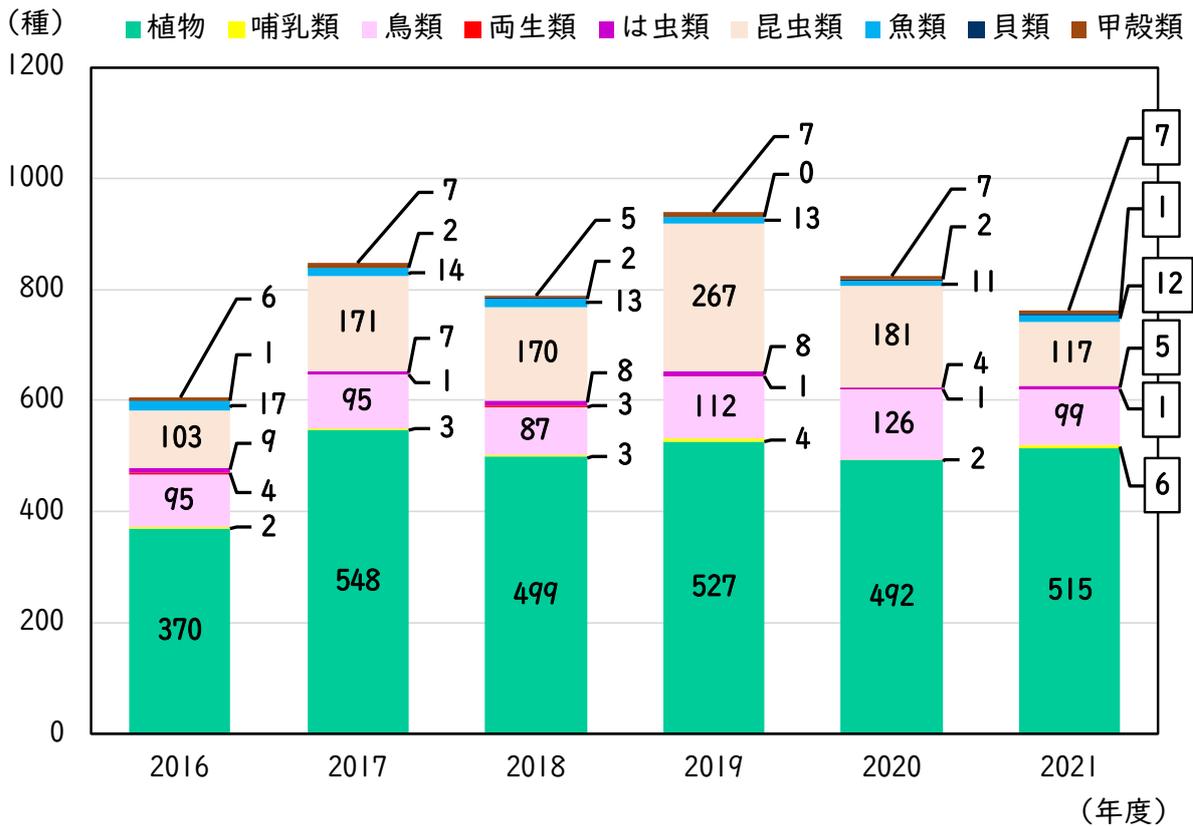


図2-2-4 分類群別の確認種数の推移



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

表2-2-1 指標種42種一覧及び区分

No.	植 物	区分	No.	鳥	区分	No.	昆虫・蝶・その他	区分
1	在来タンポポ	A	15	メジロ	A	29	モンシロチョウ	A
2	セイヨウタンポポ	C	16	キジバト	A	30	アゲハチョウ	A
3	セイトカアワダチソウ	C	17	コサギ	A	31	アオスジアゲハ	A
4	カントウヨメナ	A	18	カルガモ	A	32	ナガサキアゲハ	D
5	キタミソウ	B	19	カワセミ	B	33	ツマグロヒョウモン	D
6	スミレ類	A	20	コゲラ	A	34	アカボシゴマダラ	C
7	ミゾソバ	A	21	ツバメ	A	35	カブトムシ	B
8	イヌタデ	A	22	ツバメの巣	A	36	ニイニイゼミ	A
9	ツユクサ	A	23	ハクセキレイ	A	37	クマゼミ	D
10	ヨシ（アシ）	A	24	モズ	A	38	ツクツクボウシ	A
11	ハンノキ	B	25	ツグミ	A	39	オオカマキリ	A
12	エノキ	A	26	オオヨシキリ	A	40	シオカラトンボ	A
13	クヌギ	A	27	シジュウカラ	A	41	トノサマバッタ	A
14	幹回り2m以上の樹木	B	28	オナガ	A	42	アマガエル	B

【区分について】

A：普通に見られるもの

C：外来種（残したくないもの）

B：ぜひ残したいもの（少なくなったもの）

D：気候変動により分布域が広がったもの



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

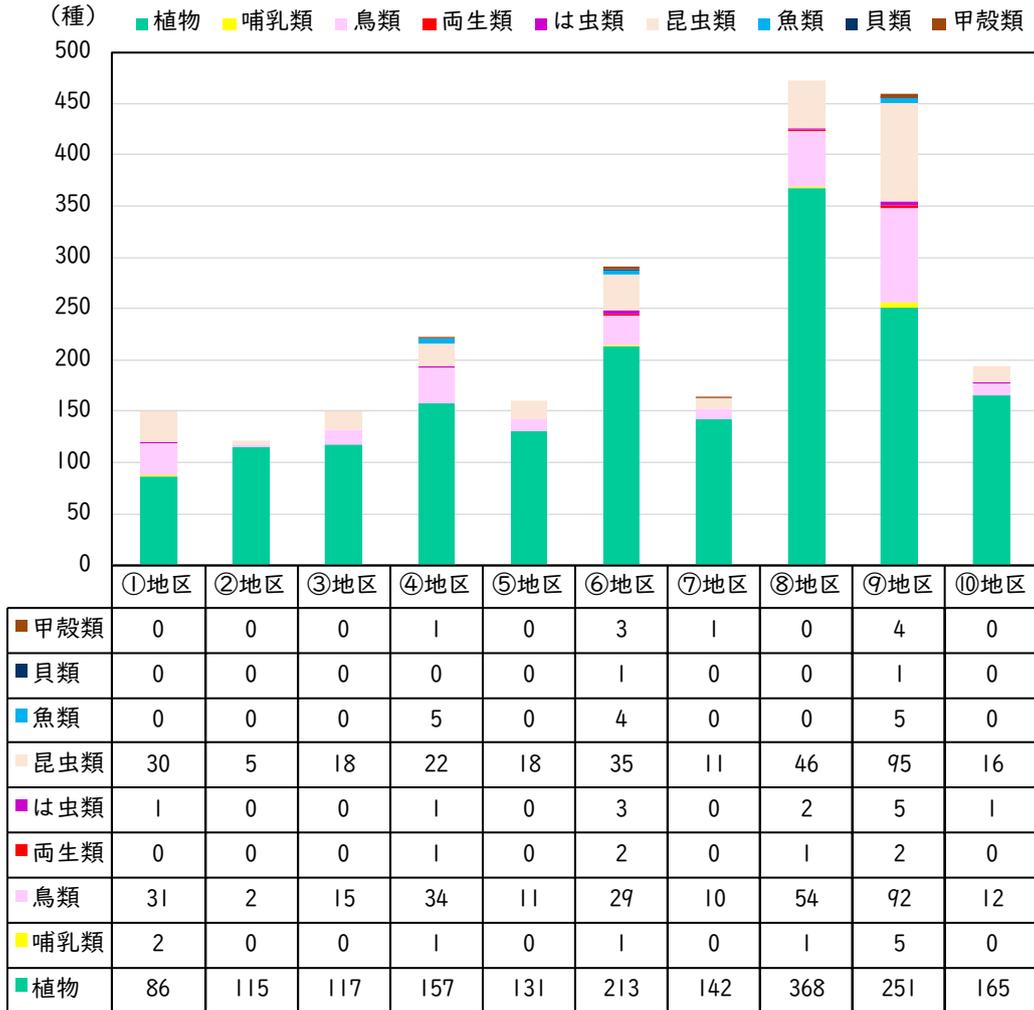


図2-2-5 地区別確認種数〔令和3年度(2021年度)〕

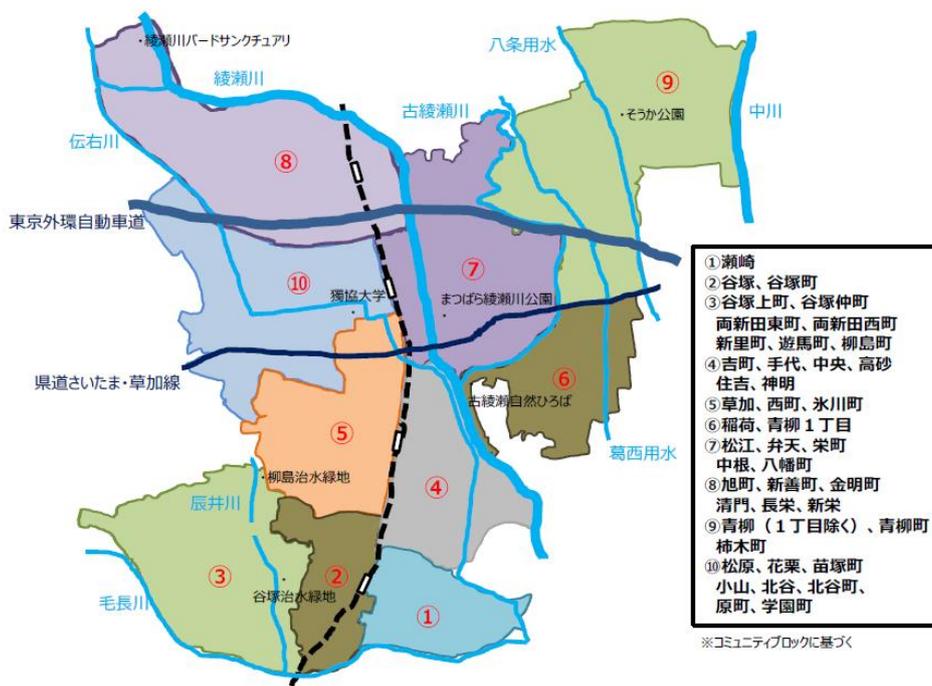


図2-2-6 そうか生きもの調査区域図



3. 草加市の生物多様性の危機

（1）変わりゆく草加の自然

本市の都市化の状況は進み続けています。図2-3-1地目別面積の推移に示すように平成、令和の時代に入ってから都市化の傾向は続いており、昭和64年（1989年）当時と令和4年（2022年）の土地利用状況を比較してみると、宅地は昭和64年（1989年）当時、市域全体の45.6%（1256.9万㎡）であったものが、令和4年（2022年）には60.2%（1653.2万㎡）と14.6%の増加となっています。

一方、減少傾向にあるものは、田、畑、池沼、山林となっており、田は昭和64年（1989年）当時、市域全体の8.8%（243.5万㎡）であったものが、令和4年（2022年）には2.0%（53.9万㎡）と6.2%の減少となっています。畑は昭和64年（1989年）当時、市域全体の11.6%（318.3万㎡）であったものが、令和4年（2022年）には4.2%（115.4万㎡）と7.4%の減少となっています。池沼や山林は、昭和64年（1989年）当時に比べ減少が進み、令和4年（2022年）では池沼がわずか0.03%（0.8万㎡）、山林0.0%となっています。

このように都市化が進み多くの自然環境が失われており、本市では水田や農地を保全するため生産緑地地区の指定、屋敷林などを対象とした保存樹等の指定を進めていますが、その減少を食い止めることは難しい状況となっています。

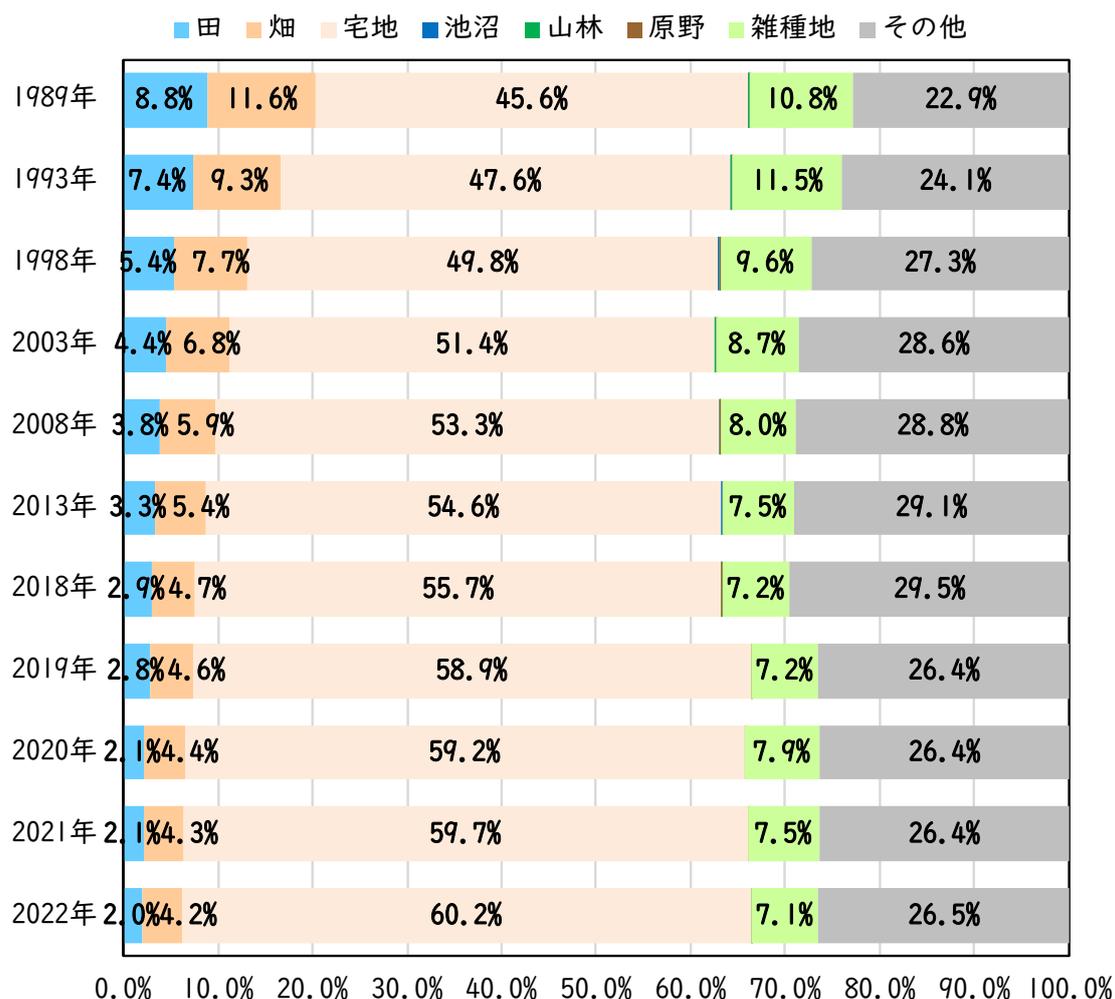


図2-3-1 地目別面積の推移（各年1月1日現在）

出典：草加市統計書（令和4年版）環境編 土地（草加市）

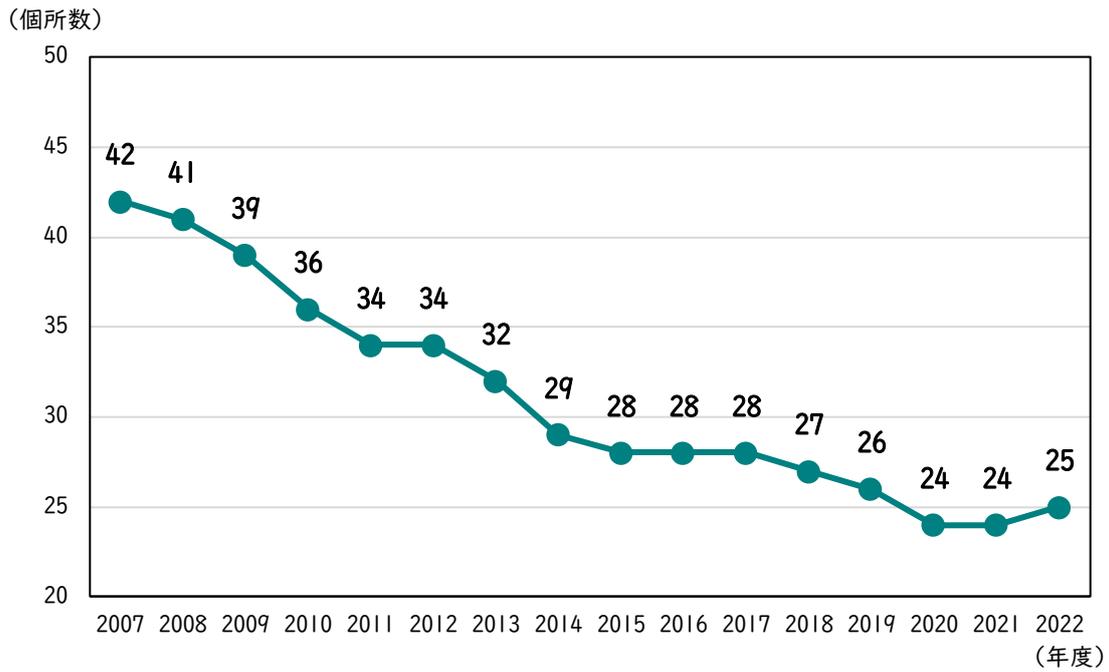


図2-3-2 保存樹林指定個所数の推移



ほとんど見られなくなったハス田



市内にわずかに残る屋敷林

図2-3-3 失われつつある草加の自然



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

(2) エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）

本市には、「生きもの」の生息拠点となっている地域ゆかりの緑地、公園、民有地の庭など、大小の様々な緑地がありますが、それらが市街地の中に点在しています。緑地が点在している状況は、「生きもの」にとって個々の小さな緑地の中に取り残された状態となり、餌を十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまうなど、生息地として厳しい環境といえます。

そこで、「生きもの」の生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、「生きもの」が移動できるようにすることで、「生きもの」が暮らしやすい状況をつくる必要があります。このような、生物の移動が可能であるようにつながれた状態の生息地のネットワークを、エコロジカル・ネットワークといいます。

自然の恵みを持続的に享受するためには、多様な主体が連携・協働し、生物多様性の保全を進めていく必要があります。その手法として、エコロジカル・ネットワークが有効であり、日本各地でその取組が始まっています。

表2-3-1 本市におけるエコロジカル・ネットワークの課題

項目	課題
水辺環境	南北に河川・用水があるものの、東西には用水などのつながりは、現在ではほとんどなくなっており、また、多くの河川・用水は垂直護岸で自然生態系がある水辺環境とは言えない状況にあります。
樹林環境	中川や綾瀬川、八条用水沿いの樹林への連続性が確保できていない状況にあります。
草地環境	草加駅を中心とした市街地で不足している状況にあります。
ビオトープ	学校ビオトープは、エコロジカル・ネットワークを補完する役割を果たしますが、現況では、あまり維持管理が進んでおらず、十分な機能を果たせていない状況にあります。

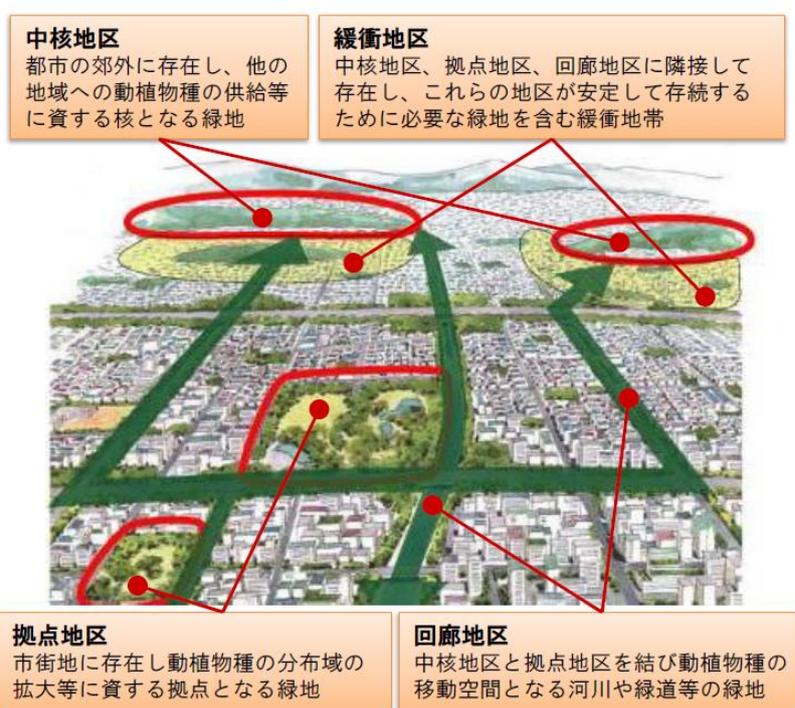


図2-3-4 エコロジカル・ネットワークの形成

出典：国土交通省



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

市内には図2-3-5に示すように生物多様性を保全するためのビオトープや緑地などが点在しています。エコロジカル・ネットワークの更なる形成に向けて、様々な可能性について検討していきます。



図2-3-5 生態系拠点の配置図

出典：『草加市みどりの基本計画（改訂版）』（平成29年 草加市）を基に作成



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

(3) 外来種による影響

草加市・そうか生きもの調査運営委員会による「そうか生きもの調査」の植物種確認数と植物種における外来種確認数とその割合の推移状況を図2-3-6に示します。

平成28年度（2016年度）の植物確認数371件に対する外来種確認数は155件、構成比率は42%となっており、同様に平成29年度（2017年度）は40%、平成30年度（2018年度）37%、令和元年度（2019年度）35%、令和2年度（2020年度）34%となっています。植物種は約1/3が外来種で占められています。

また、図2-3-7及び図2-3-8に示しますように、本市における特定外来生物の確認種には、哺乳類のアライグマ、は虫類のミシシッピアカミミガメ、甲殻類のアメリカザリガニ、魚類のカダヤシ、オオクチバス、ブルーギル、昆虫類のクビアカツヤカミキリ、植物のオオキンケイギク、オオカワジシャ、アレチウリがあります。

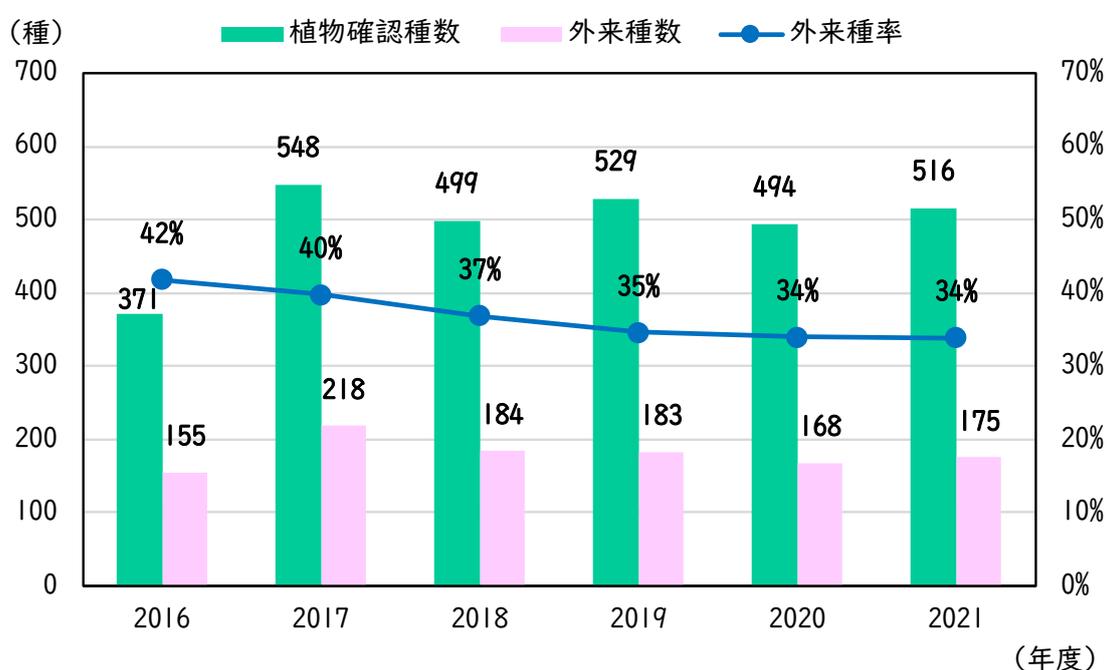


図2-3-6 そうか生きもの調査（植物）における植物確認数と外来種確認数の推移



図2-3-7 特定外来生物の写真（哺乳類・は虫類・甲殻類・昆虫類・魚類）

出典：環境省



図2-3-8 主な特定外来生物の写真（植物）

出典：環境省

本市において、特に影響の大きい種として、アライグマとクビアカツヤカミキリが挙げられます。本市の対応を次に示します。

1) アライグマの防除

アライグマは、繁殖力が高く、強力な捕食者や競争者となる生物もいないと考えられます。このことから、野外に生息するアライグマを放置すれば、急速に個体数を増加させ、分布域を拡大していくことは明らかです。その結果、農林水産業への被害や家屋侵入による被害はもちろん、元来アライグマが生息していなかった日本の生態系に対する影響も増加、拡大をしてしまうことが予想されます。



出典：アライグマ防除の手引き 平成26年3月改訂（環境省）

本市におけるアライグマの捕獲頭数を図2-3-9に示します。平成28年度（2016年度）の捕獲数は、ゼロとなっておりましたが、平成29年度（2017年度）以降は増加傾向を示し、令和4年度（2022年度）の捕獲頭数は、10頭となっています。

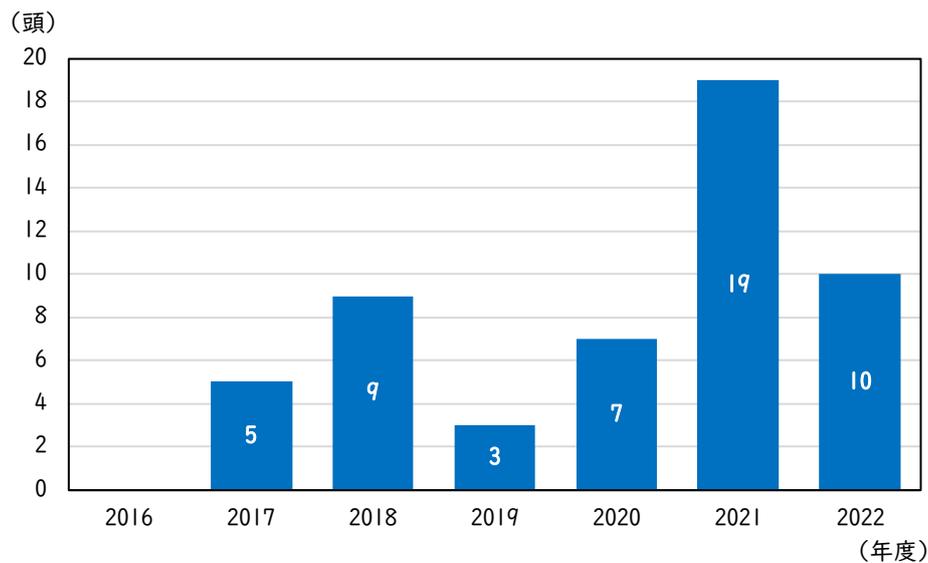


図2-3-9 アライグマの捕獲頭数



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

2) クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリの日本国内への侵入がはじめて確認されたのは平成23年（2011年）の埼玉県深谷市でした。それから10年以上が経過し、今や本種は日本の本州・四国の多くの場所でサクラ、ウメ、モモなどのバラ科樹木に被害しています。クビアカツヤカミキリの幼虫は樹皮下を食い荒らし、多くの幼虫が木に入り込むとその木は枯死してしまいます。そのため、平成30年（2018年）1月に外来種の中でも経済的・環境的影響が甚大な特定外来生物に指定されました。



枯死したモモの中に潜っていた幼虫



木くずを多く含む大量のフラス



クビアカツヤカミキリ雌成虫

出典：クビアカツヤカミキリの防除法
（クビアカツヤカミキリコンソーシアム
代表機関 国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所）

本市においても葛西用水の桜並木や東京外環自動車道沿道の桜並木などで「フラスの出ている木」や「成虫」が多数確認されており「薬液の樹幹注入」、「網巻き」、「伐採」などの防除が進められています。

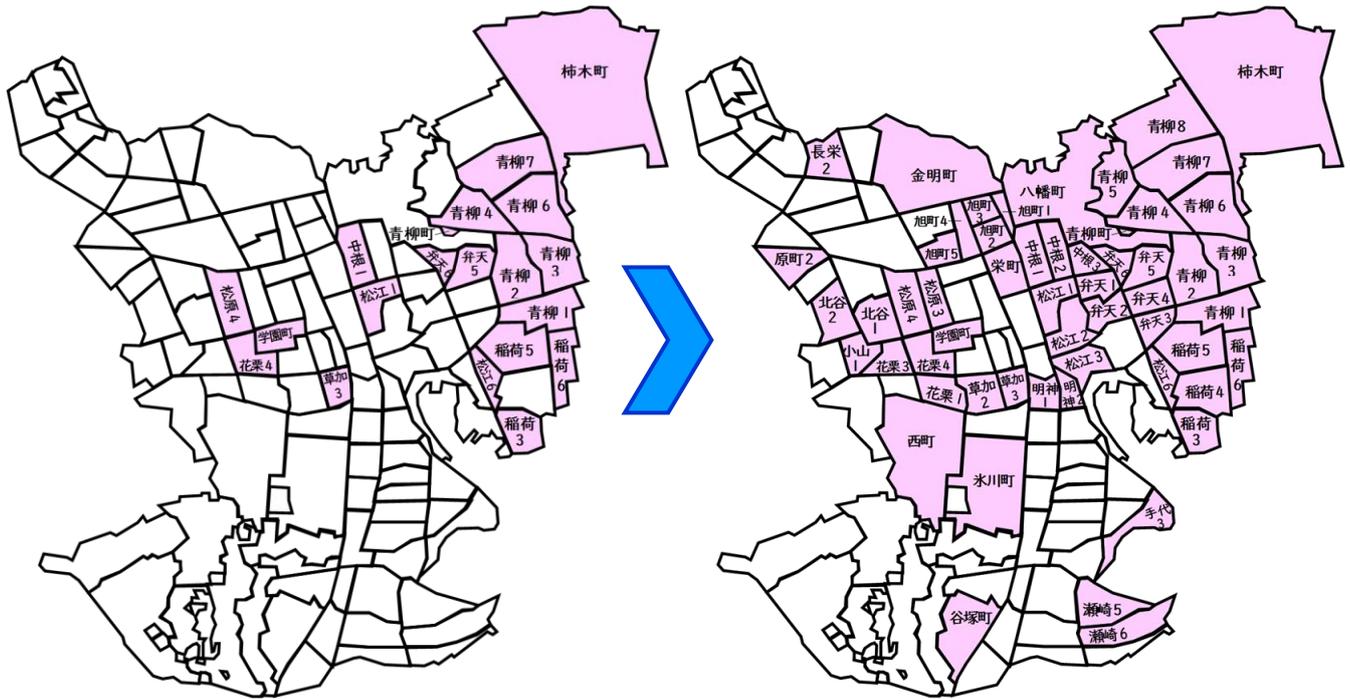
本市におけるクビアカツヤカミキリの確認状況を次ページに示します。



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第2章

平成30年度（2018年度）時点と令和5年度（2023年度）時点のクビアカツヤカミキリの確認地域の比較を図2-3-10に示します。平成30年度（2018年度）時点では、市域の北東部周辺に集中しておりましたが、令和5年度（2023年度）時点では確認地域が拡大し、東部地域や南部地域にも広がっています。令和5年度（2023年度）時点での確認地域は、全町丁数114のうち54町丁（全体の47.4%）となっています。

令和5年度の成虫駆除件数は約494件、フラス発生樹木本数は約75本となっています。



平成30年度（2018年度）

令和5年度（2023年度）時点

注）被害確認されていない地域については、未調査地域も含まれています。

図2-3-10 クビアカツヤカミキリの確認地域
〔平成30年（2018年）と令和5年（2023年）の対比〕

【凡例】
 : クビアカツヤカミキリが確認された町丁



コラム

ナラ枯れや松枯れはなぜ起きるの？

ナラ枯れの原因

ナラ枯れの被害は、カシノナガキクイムシと呼ばれる体長5mm程の昆虫が、コナラやミズナラをはじめ樹木に一斉に穿入し、カシノナガキクイムシと共生するナラ菌の影響により樹木を枯らせてしまう伝染病で、被害木は真夏にも関わらず紅葉したかのように真っ赤に色づくのが特徴です。



カシノナガキクイムシ

対策

- 伐倒くん蒸：被害木を伐採し、薬剤によるくん蒸処理する。
- 立木くん蒸：被害木の幹部に薬剤を注入し、駆除する。
- 樹幹注入：健全なコナラなどの幹部に殺菌剤を注入し、予防する。
- 粘着シート被覆：幹に粘着力の高いシートを貼付け、羽化したカシノナガキクイムシの脱出を阻止することで周囲への拡大を防ぐ。

関東森林管理局ホームページより

松枯れの原因

松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1ミリメートルにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされます。

その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫です。



マツノマダラカミキリ

対策

- 樹幹注入：健康な松の木に穴を開け、線虫の侵入を防ぐ薬剤を注入し、予防する。
- 伐倒くん蒸：松くい虫被害により枯死した木を伐倒、ビニールで包んで薬剤によるくん蒸し、松材の中にいるカミキリの幼虫等を駆除する。
- 破碎処理：チップパーによりチップ化し、松材の中にいるカミキリの幼虫等を駆除する。
- 焼却処理：焼却することで、松材の中にいるカミキリの幼虫等を駆除する。

林野庁ホームページより

ツヤハダゴマダラカミキリ

ツヤハダゴマダラカミキリは、海外では幅広い樹種の樹木に激甚な被害を及ぼし、国際自然保護連合（IUCN）の「世界の侵略的外来種ワースト100」の1つにも選ばれており、我が国でも近年全国で道路、公園、河川敷、学校、森林等の様々な場所で相次いで生息が確認されています。



ツヤハダゴマダラカミキリ

今後生息域が拡大すれば生態系への被害、農林業への被害、倒木や落枝による人身被害などが懸念されるため、生息域が限定的な今のうちに、各地域で関係者が連携して生息状況の確認や被害木の駆除等を進め、被害拡大を防止していく必要があります。

令和5年（2023年）9月1日より特定外来生物に指定されています。

林野庁ホームページより

4. 草加市の生物多様性に関する取組

本市では、生物多様性を保全するために、市民団体の協力・協働で、以下のような取組を実施しています。

表2-4-1 生物多様性に関する取組

<p>① 啓発に係るイベント等の開催</p>	<p>生物多様性についての市民の啓発に係るイベント等として、「そうか生きもの調査」「グリーンカーテン事業」「エコ・クッキング」「ビオトープの維持管理」などを実施しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>そうか生きもの調査</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ゴーヤ苗の配布</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコ・クッキング</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環境講座</p> </div> </div>
<p>② 絶滅危惧種の保全</p>	<p>「埼玉県レッドデータブック（2011）」で絶滅危惧ⅠB類（EN）に指定されており、埼玉県の県内希少野生動植物種に指定されているキタミソウについて、市内の生育地の保全活動に協力しています。</p>
<p>③ 外来種の防除・対策</p>	<p>草加市内で影響の大きいアライグマ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物については調査・対策を実施しています。</p>
<p>④ 学校等の環境学習</p>	<p>埼玉県環境学習応援隊や埼玉県環境アドバイザー、市役所の出前講座を活用して、市内の小中学校で、生物多様性に係る環境学習を実施しています。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>環境学習の風景</p> </div>



第3章 草加市における生物多様性の課題

1. 生物多様性そうか戦略に係る課題

第2章で整理した生物多様性の危機を踏まえつつ、本市における生物多様性保全の課題を以下のとおり整理しました。

表3-1-1 生物多様性そうか戦略の課題

<p>① 主流化・生物多様性を「知る」</p>	<p>生物多様性の減少要因の一つは、生物多様性という言葉が身近になっておらず、社会の中で主流化していないことにあります。</p> <p>普段の暮らしや事業活動が「どのように生物多様性と関係しているのか」その中で「配慮できることは何か」を知らせる機会をつくり、また、市民、事業者、行政それぞれが、自分たちの取組を発信し、相互に情報を共有することが重要です。</p>
<p>② 生物多様性を「守り・育てる」</p>	<p>都市化が急速に進む本市では、開発や相続等によって土地利用が変化し、多くの自然環境が失われ、その結果として生物多様性が減少してきました。本市に暮らしている私達一人ひとりが、生物多様性へ影響を与えてきました。</p> <p>水田や屋敷林といった、自然環境が残された重要な場所は、その多くが私有地です。私有地の利用を、行政が一方向的に制限することは困難ですが、公共施設を始め、新たな民間事業や宅地、集合住宅等の開発、改修などに当たって、生物多様性に配慮した緑地づくり等を進めるなど、できることから始める必要があります。</p> <p>また、自然が残された貴重な地域を維持管理する取組を継続するとともに、その範囲を徐々に広げていき、残すべき自然環境の質を向上させていくことも重要です。</p>
<p>③ 「参加」による向上</p>	<p>生物多様性は、原生の自然だけでなく、人間の暮らしや経済活動と結びついて維持されてきた歴史があります。本市に残された自然も、その多くは水田や屋敷林、用水路といった、人間の営みと共存してきた自然です。</p> <p>これらの自然環境を保全していくためには、昔から行われてきた農作業や、林の管理方法を継承し、継続していく必要があります。</p> <p>しかし、現状では、これらの自然を維持する担い手や、その技術の継承が十分に行われていません。今後、少子高齢化社会の到来により、さらに自然の守り手が不足していくことが予想されます。</p> <p>すでに、ビオトープなどの自然環境のいくつかでは、市民を主体とした保全のための維持管理活動が行われています。これらの活動を継続するとともに、民有の樹林や緑地などに対象を広げていくためには、行政が積極的に関わるとともに、市民や事業者の協力が不可欠です。</p>



2. 自然環境類型別の課題

課題解決のための具体的な施策を検討するために「そうかの自然」[平成15年(2003年)]の自然環境類型の区分に基づき、本市にある生態系を、次ページに示す、田んぼ(休耕田を含む)・ハス田・クワイ田、屋敷林・社寺林(林)、河川、用水路、遊水地、公園・広場、まちな自然・ビオトープの7つの環境類型に分けました。

本市では土地利用の変化が進み、水田やハス田・クワイ田、屋敷林などの減少が大きく、保全や代替環境の整備など対策が必要です。また、本市の重要な自然環境要素である河川や用水路は、面積や総延長という観点から大きな変化はないものの、市内の広い範囲に縦断的に存在しており、1か所の影響が、河川や用水路全体に及ぶことが懸念されます。現に特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリが侵入しており、河川や高速道路沿いの桜並木等を伝って広域に被害が広がりつつあります。

一方、既に生物多様性へ配慮した設計や維持管理が行われている場所もありますが、生物多様性保全の観点からは改善の余地があります。

また、全環境共通の課題として、自然環境が生物多様性の基盤となっていることを知り、自然環境を保全するために市民や事業者の積極的な参加、また絶滅危惧種の生息・生育環境の保全が必要です。



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第3章

表3-2-1 自然環境類型別にみた生物多様性保全上の主な課題

自然環境 類型	対象 の例	4つの危機				生物多様性保全の視点からの課題	
		開発 乱獲	働きかけ 縮小 撤退	外来 種等	地球 環境 変化		
1	田んぼ 休耕田 ハス田 クワイ田	柿木田んぼ 谷塚のハス田 新田の クワイ田	●	●		●	「守り・育てる」 ・水田環境を残すための既存制度適用等の検討 ・減農薬栽培や総合防除(IPM)の推進
2	屋敷林 社寺林	屋敷林 八幡神社 女体神社	●	●	●	●	「守り・育てる」 ・樹林環境を残すための制度適用等の検討 ・外来種対策 「参加する」 ・剪定、下刈り、更新などによる多様な環境創出
3	河川	中川 綾瀬川 古綾瀬川 毛長川 伝右川	●	●	●	●	「守り・育てる」 ・水質改善のさらなる推進 ・親水施設の整備と活用 ・河川沿いの緑道の整備 ・不法投棄ゴミ対策 ・外来種対策 「参加する」 ・河川内の多様な環境の保全維持
4	用水路	葛西用水 八条用水		●	●	●	「守り・育てる」 ・多自然型護岸の整備推進 ・親水施設の整備と活用 ・外来種対策
5	遊水池	柳島治水緑地 谷塚治水緑地				●	「守り・育てる」 ・遊水地の保全、環境の保全
6	公園・広場	そうか公園 松原団地記念 公園			●	●	「守り・育てる」 ・新たな公園緑地整備 ・生態系に配慮した植栽の導入 ・外来種対策 「参加する」 ・生態系サービスの普及啓発
7	まちの自然 ビオトープ	住宅団地 街路樹 自宅の庭 ビオトープ	●	●	●	●	「守り・育てる」 ・生物多様性に配慮した植栽の導入 ・生物多様性に配慮した維持管理 ・外来種対策
共 通	—		●	●	●	●	「知る」/「参加する」 ・自然環境が生物多様性の基盤となっていることを知ること ・自然環境を保全するための活動に市民や事業者が参加すること 「守り・育てる」 ・絶滅危惧種の生息・生育環境の整備 ・外来種対策 ・自然の守り手の不足



3. 地区別の課題

具体的な施策と対応を検討するために、課題を地区別（10地区のコミュニティブロック）に整理しました。

表3-2-2 地区別にみた生物多様性保全上の主な課題（1）

地区	生物多様性上の課題
新田西部	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川、伝右川による水とみどりのネットワークの不足 ・綾瀬川のさらなる水質改善 ・クワイ田など水田環境の保全 ・保存樹林の保全 ・外環道の環境施設帯における生物多様性に配慮した維持管理（要請） ・外来種対策 <p>「参加する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）の保全管理
新田東部	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川、古綾瀬川、谷古田用水（開渠区間）の水とみどりのネットワークの不足 ・綾瀬川のさらなる水質改善 ・「おくのほそ道の風景地 草加松原」の名勝としての維持 ・保存樹林の保全 ・まつばら綾瀬川公園における生物多様性に配慮した維持管理 ・外来種対策 <p>「参加する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷古田用水（開渠区間）における生物多様性に配慮した維持管理
草加川柳	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿木田んぼの企業誘致推進地区では自然環境と調和のとれた土地利用の検討 ・中川、八条用水、葛西用水、古綾瀬川の水とみどりのネットワークの不足 ・中川河川敷とその周辺における自然環境（河畔林や屋敷林等）や農地の保全 ・保存樹林の保全 ・キタミソウ自生地 of 保全 ・そうか公園における生物多様性に配慮した維持管理 ・庭や事業敷地等におけるコゲラ等の回廊となる樹木植栽の実施 ・外来種対策 <p>「参加する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キタミソウ自生地の維持管理 ・柿木田んぼの保全維持管理
草加安行	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝右川の水とみどりのネットワークの不足 ・保存樹林の保全 ・松原団地記念公園、獨協大学における生物多様性に配慮した維持管理 ・外環道の環境施設帯における生物多様性に配慮した維持管理 ・外来種対策 <p>「参加する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松原団地記念公園、獨協大学における維持管理



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第3章

表3-2-3 地区別にみた生物多様性保全上の主な課題（2）

地 区	生物多様性上の課題
草加西部	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝右川の水とみどりのネットワークの不足 ・保存樹林の保全 ・庭等におけるチョウ類の好む植栽（バタフライガーデン等）の実施 ・外来種対策
草加東部	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川、伝右川の水とみどりのネットワークの不足 ・綾瀬川のさらなる水質改善 ・札幌河岸公園の歴史特性をいかした公園としての維持 ・保存樹林の保全 ・八幡神社の社寺林の保全 ・庭等におけるチョウ類の好む植栽（バタフライガーデン等）の実施 ・外来種対策
草加稻荷	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川、古綾瀬川、葛西用水の水とみどりのネットワークの不足 ・綾瀬川のさらなる水質改善 ・庭等におけるチョウ類の好む植栽（バタフライガーデン等）の実施 ・外来種対策
谷塚西部	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛長川、辰井川の水とみどりのネットワークの不足 ・ハス田など水田環境の保全 ・保存樹林の保全 ・谷塚治水緑地、柳島治水緑地、谷塚上町ふれあい広場における生物多様性に配慮した維持管理 ・外来種対策 <p>「参加する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷塚治水緑地、柳島治水緑地における外来種対策 ・ハス田の保全維持管理
谷塚中央	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛長川の水とみどりのネットワークの不足 ・外来種対策
谷塚東部	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛長川、伝右川の水とみどりのネットワークの不足 ・浅間神社の社寺林の保全 ・外来種対策
全地区共通	<p>「守り・育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備時における生物多様性に配慮した公園設計の検討 ・生物多様性に配慮した街路樹植栽 ・生産緑地の減少への対応 ・外来種対策 <p>「参加する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の守り手の不足



第4章 実行計画

1. 施策方針と保全実行計画

将来像を実現するため、本市の施策方針を以下のとおり設定します。また、施策方針に基づき、市が率先実行する保全実行計画を定めます。

将来像1. 行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している

施策方針	保全実行計画	
<p>1-1 市広報や各種補助金の案内資料等において、生物多様性の危機の説明や、保全活動の紹介等を盛り込み、市民や事業者への理解を深めます。</p>	<p>1-1-1 生物多様性に関連する情報の発信</p>	<p>1 そうか生きものだよりの発行【環境課】 2 市のホームページへの情報の掲載【環境課】 3 環境イベント等における生物多様性関連情報の展示【環境課】</p>
<p>2-1 市内の良好な自然環境については、保存樹林制度等を活用して保全していきます。</p>	<p>2-1-1 樹林地の保全</p>	<p>1 保存樹林等の保全【みどり公園課】 2 中川河畔林の保全【環境課】</p>
<p>2-2 市内を流れる河川のうち良好な自然環境については、河川管理者と協議して生物多様性に配慮した維持管理保全を推進します。</p>	<p>2-2-1 河川等の保全</p>	<p>1 河川等の環境保全の推進【環境課・河川課】 2 河畔林等の保全【環境課】 3 河川浄化対策の推進【環境課】 4 不法投棄ごみ対策の推進【環境課・廃棄物資源課】</p>



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第4章

将来像2. 生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している

将来像3. 多様な生きものの生息・生育場所が保全・再生・創出されている

将来像4. 生きもののネットワークが形成されている

将来像5. 子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている

施策方針

保全実行計画

2-3

ビオトープ等を活用して、地域の希少種などの在来種を保全する活動を推進します。

2-3-1

絶滅が危惧される生きものの保全

1 キタミソウ自生地の保全
【環境課】

2 絶滅が危惧される生きものの生息・生育地の保全
【環境課】

2-4

生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理を行います。

2-4-1

生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進

1 資材の購入における生物多様性に配慮した取組の検討
【全所属】

2 公共事業等における生物多様性への配慮の検討
【施設管理所管課】

2-5

エコロジカル・ネットワークや生物多様性に配慮した緑地形成を推進します。

2-5-1

エコロジカル・ネットワークに配慮した緑化等の推進

1 公園・広場の整備推進
【みどり公園課】

2 生物多様性に配慮した事業所や街なかの緑地整備の推進
【みどり公園課】

3 生物多様性に配慮した緑道整備の推進
【みどり公園課】

4 ビオトープの維持管理と活用
【環境課】

2-6

外来種については、法令等に基づき、適切な防除、対策作業を進めていきます。

2-6-1

外来種の防除、対策の推進

1 外来種防除の推進
【環境課・くらし安全課】

2 特定外来生物対策の推進
【環境課・くらし安全課】



将来像6. 生物多様性を保全する活動への参加機会が確保されている

将来像7. 生物多様性を保全する活動に市民や事業者が主体的に参加している

施策方針

保全実行計画

3-1

市民や事業者が参加して河川や緑地などの維持管理や保全活動を推進します。

3-1-1

市民協働による生物多様性保全活動の推進

1 古綾瀬自然ひろばや綾瀬川バードサンクチュアリ等の協働による維持管理【環境課】

3-2

そうか生きもの調査を継続し、市内の生物の基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に生かします。

3-2-1

そうか生きもの調査の実施

1 そうか生きもの調査の実施【環境課】

2 そうか生きもの調査結果の活用【環境課】

3-3

市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等を企画・開催します。

3-3-1

生物多様性を知り、考える機会の提供

1 市が主催するイベント等の活用【環境課】

2 伝統文化の継承と活用【産業振興課】

3-3-2

生物多様性に係る人材の育成

1 生きもの調査等を通じた指導者育成【環境課】

2 専門家による人材育成機会の提供【環境課】



2. 施策と取り組み内容

施策 | - | - |

生物多様性に関連する情報の発信

【基本的な考え方】

生物多様性の大切さ、本市の自然の恵みのすばらしさ、それらを次世代に引き継ぐことの重要性について情報の発信を行い、市民や事業者の理解を深めるとともに、生物多様性を保全する取組への参加を、広く呼びかけていきます。

【主な取組内容】

1. そうか生きものだよりの発行 【環境課】

本市の生物多様性の取組を進めるうえでの基礎情報を収集するために実施している「そうか生きもの調査」の情報を市民に広く知らせるため『そうか生きものだより』の発信を継続していきます。

2. ホームページや SNS を利用した情報発信 【環境課】

市広報等を通じて発信した生物多様性保全の取組情報については、市のホームページや SNS などを通じて積極的に情報発信を行います。

3. 環境イベント等における生物多様性関連情報の展示 【環境課】

「そうか環境とくらしフェア」等において、生物多様性保全の取組等の展示を行います。

令和5年(2023年)8月 No. 25
そうかの生きものをお届けします!

そうか生きものだより



写真・解説文：豊 藤男さん

カンタン（邯鄲）

夏の終わりがくるといろいろな虫の音が聞こえてきます。ジッと耳を傾けてその音の主を探るには少し慣れが必要ですが、聞き分けられると楽しくなります。
マツムシの仲間のカンタンという虫がいます。体は薄黄色をして体長く<11-20mm>、長い触覚をもち、羽をたてて鳴く様子がスズムシに似ています。クズ、ヨモギ、ススキ、カナムグラなどの草むらにいて、オスは葉陰で「ルルルルルルル」と続けて鳴き、その美しい鳴き声から「鳴く虫の女王」とも言われています。夏や蒸に耐えていて近づく

と鳴き止んでしまえば探すのは難しいのですが、見つけた時は小さな姿にはかなさを感じます。
5、6年前までは柿木田んぼの休耕田の草むらで観察することができたのですが、開発が進むにつれ困難になりつつあります。
因みにカンタンの名は「邯鄲の夢（人の栄枯盛衰は所詮夢に過ぎない）」という中国の故事に由来し、「ルルル」の美しさにはかなさと哀れを感じ邯鄲と名付けたと言われています。

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、生物多様性に関する情報を市に提供していきます。
事業者	事業における生物多様性に配慮した取組に関する情報を市に提供するとともに、従業員や取引企業等に生物多様性に関する情報を提供し、取組への参加を促します。
草加市	そうか生きものだより、ホームページ、広報、お知らせメール、SNS などを通じて、生物多様性に関する情報を広く提供していきます。

施策 2-1-1

樹林地の保全

【基本的な考え方】

本市に現存する屋敷林や社寺林、河畔林などの樹林地は、生きものの重要な生息・生育地となっており、生物多様性保全の基盤となっています。

屋敷林や社寺林などの私有地では、所有者の維持管理の負担が増大しているとともに、相続等の発生を機会に減少しているのが現状です。

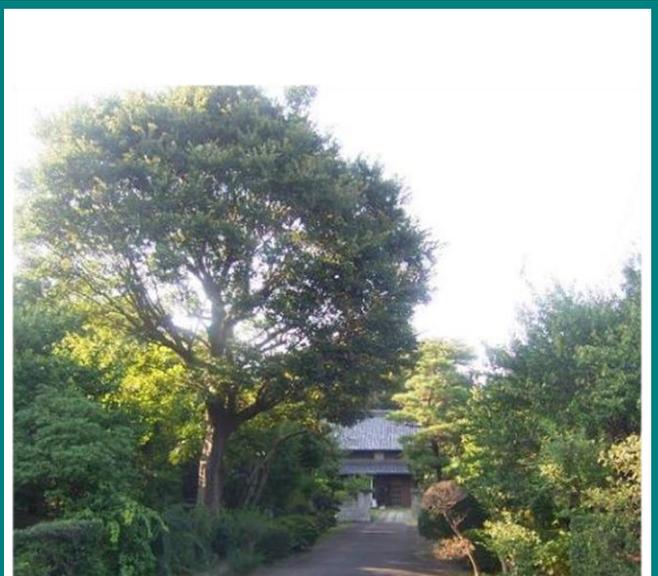
草加市みどりの基本計画及び第二次草加市環境基本計画等に基づき、保存樹林制度等を活用するとともに、河川管理者への協議・要請を行い、本市に残る樹林地の保全を推進していきます。

【主な取組内容】
1. 保存樹林等の保全
【みどり公園課】

私有地にある保存樹林・樹木・生垣は、維持管理に係る支援を行い保全に努めるとともに、私有地に残る貴重な樹林は、市民がより身近にみどりの体感ができるような仕組みづくりを進めます。

2. 中川河畔林の保全
【環境課】

中川河畔林には希少な植物等が確認されており、河川管理者へ河畔林等の保全を協議・要請していきます。



保存樹林

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	保存樹林等の重要性を理解し、維持管理に協力していきます。
事業者	保存樹林等の重要性を理解し、維持管理に協力していくとともに、従業員や取引企業等にその重要性を伝えていきます。
草加市	保存樹林制度等を使用して、良好な自然環境の保全を推進していきます。また、河畔林等の保全を河川管理者に協議・要請していきます。



施策 2-1-2

農地の保全

【基本的な考え方】

本市に現存する水田や畑地などの農地は、農産物の生産地、草加らしい景観の構成要素として、生物多様性上、重要な役割を果たしています。また、生きものの重要な生息・生育地ともなっています。

これらの農地は、後継者不足や、相続等の問題で減少しているのが現状です。

都市農業振興基本計画等に基づき、農地の保全につながる施策を推進していきます。

【主な取組内容】

1. 農地の保全に関する支援の実施

【都市農業振興課】

農産物の生産、地産地消、生きものの生息・生育地など、生物多様性の観点からの農地の重要性を市民等に発信して、農地の保全に関する支援を実施していきます。

2. 柿木地区の乱開発抑止

【環境課・開発審査課・農業委員会】

柿木地区の貴重な財産である豊かな自然環境や田園風景などを次世代に引き継ぐために、農地法や都市計画法などの関係法令の運用や、巡回パトロールなどの監視活動により乱開発を抑制します。



柿木田んぼ

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、農地における生物多様性に関する情報を提供するとともに、都市農業の振興に協力していきます。
事業者	農地の保全について、協力するとともに、従業員や取引企業などにその重要性を伝えていきます。
草加市	都市農業振興基本計画等に基づき、農地の保全につながる施策を推進していきます。

施策2-2-1

河川等の保全

【基本的な考え方】

本市の河川等は、草加らしい景観の構成要素としてだけでなく、生きものの重要な生息・生育地として生物多様性上、重要な役割を果たしています。

水質改善の取組を継続するとともに、河川等の改修に当たっては、生物多様性の機能を保全するよう、河川管理者等と協議をしていきます。

【主な取組内容】

1. 河川等の環境保全の推進

【環境課・河川課】

河川等の改修に当たっては、水辺の生物の多様性や景観に配慮した護岸の整備等を管理者と協議していきます。

2. 河畔林等の保全

【環境課】

河畔林については、河川の改修時に適切に配慮されるよう河川管理者に協議・要請していきます。

3. 河川浄化対策の推進

【環境課】

水質汚濁防止法等に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進、希少植物の生育環境に影響を与えないような非かんがい期の通水の実施により、より多くの生きものが生息できるよう、さらなる河川水質の改善を図っていきます。

4. 不法投棄ごみ対策の推進

【環境課・廃棄物資源課】

綾瀬川流域クリーン大作戦等の啓発イベントを実施し、河川の不法投棄物の引き上げや河川敷の清掃活動により、親しみのある水辺の復活を目指していきます。



河川の清掃活動

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	清掃活動等の啓発イベントへ参加し、親しみのある水辺の復活を目指していきます。
事業者	排水規制の遵守とともに、河川等の保全の重要性について従業員や取引企業等に伝えていきます。
草加市	河川等が適切に保全されるように、河川管理者と協議していくとともに、さらなる河川水質の改善、親しみのある水辺空間づくりのための取組を継続していきます。



施策 2-3-1

絶滅が危惧される生きものの保全

【基本的な考え方】

本市では、キタミソウをはじめ、埼玉県内で絶滅が危惧されている生きものが複数確認されています。また、中川河畔林には絶滅が危惧されるノウルシ、ノカラマツなどの生育地が確認されています。

種の多様性の視点から、絶滅が危惧される生きものの保全を推進していきます。

【主な取組内容】

1. キタミソウ自生地保全 【環境課】

本市に現存するキタミソウ個体群を維持するように、自生地の保全活動支援と市民協働の仕組みづくりを進めます。

2. 絶滅が危惧される生きものの生息・生育地の保全 【環境課】

そうか生きもの調査等で把握された絶滅が危惧される生きものの生息・生育地については、当該種の個体群を維持するように、保全活動支援と市民協働の仕組みづくりを進めます。また、市が管理しているビオトープ等での種の保全等を推進していきます。



キタミソウ観察会

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、絶滅が危惧される生きものの生息・生育に関する情報を提供するとともに、保全の重要性を伝えていきます。また、市民協働による種の保全のためのビオトープ維持管理活動等に参加します。
事業者	市民協働による種の保全のためのビオトープ維持管理活動に従業員等が参加するよう促します。
草加市	絶滅が危惧される生きものの保全活動支援と、市民と協働する仕組みづくりを進めます。

施策2-4-1

生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進

【基本的な考え方】

生物多様性に配慮した取組の一環として、資材の購入、公共事業において生物多様性に配慮した取組を推進していきます。

【主な取組内容】

1. 資材の購入における生物多様性へ配慮した取組の検討 【全所属】

生物多様性に配慮したグリーン購入*の国内動向について事例等を把握していきます。

また、将来的に庁内のグリーン購入指針に関して、生物多様性への配慮事項を追加し、生物多様性に配慮した製品等の購入を推進していきます。

2. 公共事業等における生物多様性への配慮の検討 【施設管理所管課】

公共事業において生物多様性に配慮した取組が実施されるように方針を検討して行きます。



「生物多様性に配慮した製品」であることを示すマークの例

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	日用品の購入など、積極的に生物多様性に配慮した製品を購入していきます。
事業者	資材購入においては、積極的に生物多様性に配慮した製品を購入し、また、事業における生物多様性に配慮した製品情報を広く提供していきます。
草加市	庁内の資材購入において、生物多様性に配慮した取組を推進します。公共事業における生物多様性に配慮した取組方針を検討します。



施策2-5-1

エコロジカルネットワークに配慮した緑化等の推進

【基本的な考え方】

本市では綾瀬川、古綾瀬川、中川、伝右川といった河川、葛西用水、八条用水といった用水路が緑地をつなぐ回廊となっています。

今後は、柿木田んぼ、市内各地に残る屋敷林や社寺林のほか、公園緑地や事業所、庭のみどりなどにも生物多様性の保全の視点を入れ込むなど、エコロジカルネットワークを強化していく必要があります。

【主な取組内容】

1. 公園・広場の整備推進

【みどり公園課】

子どもたちが安全に遊べる環境、健康増進・憩いの場など、コミュニティの形成や防災活動の場として活用できる地域の拠点となる公園の機能改善を進めます。また、草加市みどりの基本計画に基づき、公園・広場の整備を推進します。

2. 生物多様性に配慮した事業所や街なかの緑地整備の推進

【みどり公園課】

草加市緑化推進団体等緑化事業補助金などを活用して市街地の緑化の整備を推進していきます。

3. 生物多様性に配慮した緑道整備の推進

【みどり公園課】

市内の河川・水路沿いの緑道整備に当たっては、草加市みどりの基本計画に基づき、草加市にふさわしい景観形成や生物多様性への配慮を検討していきます。

4. ビオトープの維持管理と活用

【環境課】

古綾瀬自然ひろば、あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）、柿木フーズサイト公園ビオトープなどの保全、維持管理を市民団体の協力のもとに行うと共に、希少種の保全の場としての活用を行っていきます。また、地域として整備した市内の学校ビオトープについては、維持管理の難しさから荒廃（消滅も含む）してしまったものなどがあるため、今後の維持管理方法も含め、関係機関と協力して、環境学習の場としての活用を検討していきます。



柿木フーズサイト公園ビオトープ

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	街なかの緑化に協力し、エコロジカルネットワークを強化していきます。
事業者	事業所における緑化を推進し、エコロジカルネットワークを強化していきます。
草加市	公園・広場の整備、緑化推進団体の補助などにより市街地の緑化の整備を推進していきます。

施策2-6-1

外来種の防除、対策の推進

【基本的な考え方】

工場、事業所や物流倉庫等に海外から運ばれた製品等と一緒に、外来種を意図せずに持ち込んでしまう可能性があります。また、侵略的な外来の植物や遺棄されたペットが野生化し、生態系に影響を与える可能性もあります。

本市では、アライグマ、ウシガエル、クビアカツヤカミキリを始めとする外来種の侵入が確認されており、農作物や街路樹への被害など、生態系に影響を及ぼしています。

特定外来生物については、国・県・市民団体・関係機関等と協力し、防除、対策に努めていきます。

【主な取組内容】

1. 外来種防除の推進

【環境課・くらし安全課】

意図しない持ち込みを防ぐ方法等について、市内事業者等に情報提供し、官民一体となって外来種防除を推進していきます。

また、ペットの遺棄、侵略的な外来の植物等が及ぼす影響について、市民に呼び掛けていきます。

2. 特定外来生物対策の推進

【環境課・くらし安全課】

市内で確認された特定外来生物については、必要に応じた対策を実施していきます。アライグマ、クビアカツヤカミキリについては市民団体との協働による調査、対策の実施を継続していきます。また、ウシガエル等についても、生態系への影響を市民に周知していきます。



クビアカツヤカミキリ対策用ネット
※成虫の分散を防ぐため、樹にネット被覆を行っています。

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、外来種に関する情報を提供します。また、飼っているペットは最後まで面倒を見ます。
事業者	事業者が実施している外来生物防除に関する情報を提供します。また、従業員や取引企業等に外来種防除に関する情報を提供し、取組への参加を促します。
草加市	そうか生きものだより、ホームページ、広報などを通じて、外来生物防除に関する情報を広く提供するとともに、特定外来生物の対策については法律に基づき適切に実施していきます。



施策3-1-1

市民協働による生物多様性保全活動の推進

【基本的な考え方】

本市の生物多様性を保全するためには、屋敷林や農地などの人が関与して維持されてきた環境の保全が欠かせません。

これらの環境を維持するためには、屋敷林では下草刈りや枝の剪定、水田等では除草や水位の変動など維持管理が必要となり、所有者や行政だけでなく、市民の理解と協力が必要です。

本市では、市民協働による生物多様性保全活動への参画機会を増やしていきます。

【主な取組内容】

1. 古綾瀬自然ひろばやあやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）等の協働による維持管理

【環境課】

生物多様性保全活動の市民協働のモデルとして、古綾瀬自然ひろばやあやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）の維持管理作業を市民協働で進め、その情報を市民に発信します。

また、絶滅のおそれのある植物種の生育が確認されている中川（ノウルシ）や葛西用水（キタミソウ）、柿木地区産業団地内に整備された柿木フーズサイト公園エリアなどについても、行政、市民、事業者の協働で維持管理作業を継続していきます。



市民協働作業

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	市民協働による保全活動へ積極的に参加していきます。
事業者	市民協働による保全活動に関する情報を従業員に提供するとともに参加を促します。
草加市	緑地管理の市民協働によるモデル事業を実施し、その効果等の情報について、そうか生きものだより、ホームページ、広報などを通じて、広く提供していきます。

施策3-2-1

そうか生きもの調査の実施

【基本的な考え方】

市民の目線で、本市の生物多様性の大切さを知るとともに、生物多様性の変化を把握するために、そうか生きもの調査を継続的に実施していきます。

【主な取組内容】

1. そうか生きもの調査の実施 【環境課】

そうか生きもの調査について、継続的に実施するための体制について検討し、実施していきます。

2. そうか生きもの調査結果の活用

【環境課】

そうか生きもの調査の結果に基づき、緑地管理などの内容について反映させていきます。



そうか生きもの調査

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	そうか生きもの調査への参加等を通じて、生きものに関する情報を提供します。
事業者	そうか生きもの調査への参加等を通じて、事業における生物多様性に配慮した取組に関する情報を提供します。また、従業員や取引企業等に生物多様性に関する情報を提供し、取組への参加を促します。
草加市	そうか生きものだより、ホームページ、広報などを通じて、そうか生きもの調査の実施及び結果について情報を広く提供していきます。また、調査の結果を用いて、緑地管理方法などに反映していきます。



施策3-3-1

生物多様性を知り、考える機会の提供

【基本的な考え方】

生物多様性の主流化を図るためには、身近な生活と生物多様性との関係を知り、何ができるか考える機会が必要です。

本市では、イベントや講演会、環境学習等を通じて、市民や事業者が生物多様性を知り、考える機会をさらに提供していきます。

【主な取組内容】

1. 市が主催するイベント等の活用【環境課】

そうか環境とくらしフェアや環境講演会等のイベントにおいて、身近な生活と生物多様性との関係について考える機会を提供していきます。また、身近な生活と生物多様性との関係を考える機会の充実を図っていきます。

2. 伝統文化の継承と活用【産業振興課】

国名勝に指定された草加松原の保全や、草加せんべいを代表とする食文化の継承もまた生物多様性と関わりがあります。引き続き、伝統文化の継承を図っていきます。



環境学習

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	身近な生活と生物多様性を知るイベント等へ参加します。
事業者	従業員等に身近な生活と生物多様性を知るイベント等への参加を促します。
草加市	イベントや講演会、環境学習等を通じて、市民や事業者が生物多様性を知り、考える機会を提供します。



施策3-3-2

生物多様性に係る人材の育成

【基本的な考え方】

これまで自然環境保全のボランティアを担ってきた人材の高齢化や自然離れによる意識の変化などにより、自然環境を守る人材が不足しています。また、生物多様性の損失が急速に進んでいる中、生物多様性の重要性が認識されておらず、行動変容に結び付いていません。そのため、自然環境保全を進める人材の育成や、子どもだけでなくあらゆる世代の行動変容に結び付けていく環境教育を進めていくことが必要です。

【主な取組内容】

1. 生きもの調査等を通じた指導者育成

【環境課】

「人と自然の共生する社会」を構築するためには、自然の美しさ、不思議さに対する感性を育み、自然の仕組みと大切さを理解し、環境保全のために行動する市民を増やしていくことが必要です。単純な知識の伝達に止まらず、自然との直接的なふれあい体験を通じて自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てることが必要です。

本市には多くの水辺があります。水辺は生物多様性の豊かな空間であり、これらの場所の環境教育・環境学習の実施は、生物多様性に関する理解を高める上で、より大きな効果が期待できます。そうか生きもの調査は、指導者育成の基礎となるものです。

2. 専門家による人材育成機会の提供や情報発信ツールの活用

【環境課】

そうか環境とくらしフェアなどのイベントや市民の学習会や研修会への講師派遣、出前講座の充実により、日常生活と生物多様性の関わりや保全の必要性について学べる機会を増やし、参加を促します。

また、市の生涯学習情報発信サイト「マイステージ」の活用などにより、各種団体が行っている活動の情報発信や新規メンバー募集の案内を行うなどの環境整備を図ります。

【主な実施主体と期待される役割】

主な実施主体	期待される役割
市民	生物多様性に係る人材育成機会に参加します。
事業者	従業員等に生物多様性に係る人材育成機会への参加を促します。
草加市	イベントや講演会、環境学習等を通じて、市民、事業者、行政の生物多様性に係る人材育成機会を提供します。



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第4章

表4-2-1 指標・目標と施策展開イメージ（1）

1. 生物多様性への理解の促進「知る」－生物多様性の主流化－

【指標】	【施策展開】	【現状値】 令和4年度 (2022年度)	【中間目標】 令和9年度 (2027年度)	【最終目標】 令和17年度 (2035年度)
施策1-1-1 生物多様性に関連する情報の発信				
・生物多様性に関する 情報発信回数	そうか生きものだ より、広報そう か、ホームページ	年4回	年4回 以上	年4回 以上
・生物多様性の認知度	による情報発信	－	60% 以上	80% 以上

2. 生物多様性を「守り・育てる」－水とみどりの質を向上する－

【指標・目標】	【施策の展開】
施策2-1-1 樹林地の保全	
・現状の指定箇所数の維持	現況値を維持できるように地権者等にも生物多様性の重要性を説明し、保全の理解を求めていく
施策2-1-2 農地の保全	
・柿木田んぼの生物の観点からの 適正保存	農業の重要性発信、乱開発抑止パトロールの実施など
施策2-2-1 河川等の保全	
・オイカワ等が繁殖できる水質の 達成	河川管理者への協議・要請、清掃活動の実施、魚類調査による モニタリングなど
・河川沿いの樹林帯の保全、生物多 様性に配慮した河川区間の増加	樹林帯の保全、生物多様性に配慮した河川環境、市民意識の醸 成など
施策2-3-1 絶滅が危惧される生きものの保全	
・猛禽類の繁殖・営巣【4種以上】 (アオハズク、チョウゲンボウ、ツミ、ハヤブサ)	河川管理者への協議・要請、市民協働の仕組みづくり
・キタミソウ自生地 の保全	観察会によるキタミソウの保全意識の醸成
施策2-4-1 生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進	
・グリーン購入指針に生物多様性 への配慮の取組	生物多様性に配慮した資材等調達、公共事業の取組
・公共事業における生物多様性に 配慮した取組	
施策2-5-1 エコロジカル・ネットワークに配慮した緑化等の推進	
・ビオトープの保全、再生、創出	古綾瀬川自然ひろば、あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）の保全
・古綾瀬自然ひろばでの確認鳥類 (27種以上)	学校等への働きかけ既存ビオトープの保全、再生と共に、新たな創出を目指す 柿木フーズサイト公園の希少種保全
施策2-6-1 外来種の防除、対策の推進	
・アライグマ、クビアカツヤカミ キリへの対応	市民協働による調査、対策等の継続実施



表4-2-2 指標・目標と施策展開イメージ（2）

3. 市民・事業者との協働を推進する－「参加」による向上－

【指標】	【施策展開】	【現状値】 令和4年度 (2022年度)	【中間目標】 令和9年度 (2027年度)	【最終目標】 令和17年度 (2035年度)
施策3-1-1 市民協働による生物多様性保全活動の推進				
・ビオトープ保全活動 参加者数	市民の生物多様性の重要性の周知	年556人	年600人以上	年650人以上
施策3-2-1 そうか生きもの調査の実施				
・そうか生きもの調査 参加者数	調査結果のまちづくりへの活用	年237人	年300人以上	年300人以上
・生きものだよりの投稿 件数		年42件	年50件以上	年60件以上
施策3-3-1 生物多様性を知り、考える機会の提供				
・生物多様性を知り、 考える機会の提供 回数	そうか環境とくらしフェア、環境講演会などの実施	年2回	年4回以上	年5回以上
施策3-3-2 生物多様性に係る人材の育成				
・イベント（そうか環境とくらしフェア）や学習会等への講師派遣回数	イベント（そうか環境とくらしフェア）や学習会等への講師派遣と出前講座の充実	年7回	年7回以上	年7回以上
・出前講座の開催回数		年2回	年3回以上	年5回以上



3. 地域区分別の保全方針

第2章で整理した自然環境類型別の課題と、地区別の課題を組み合わせ、本市における地域区分別の生物多様性保全方針を設定しました。

市内の地域区分は、土地利用から「市街地中心部」「市街地周縁部」「水とみどりの地域」に区分しました。

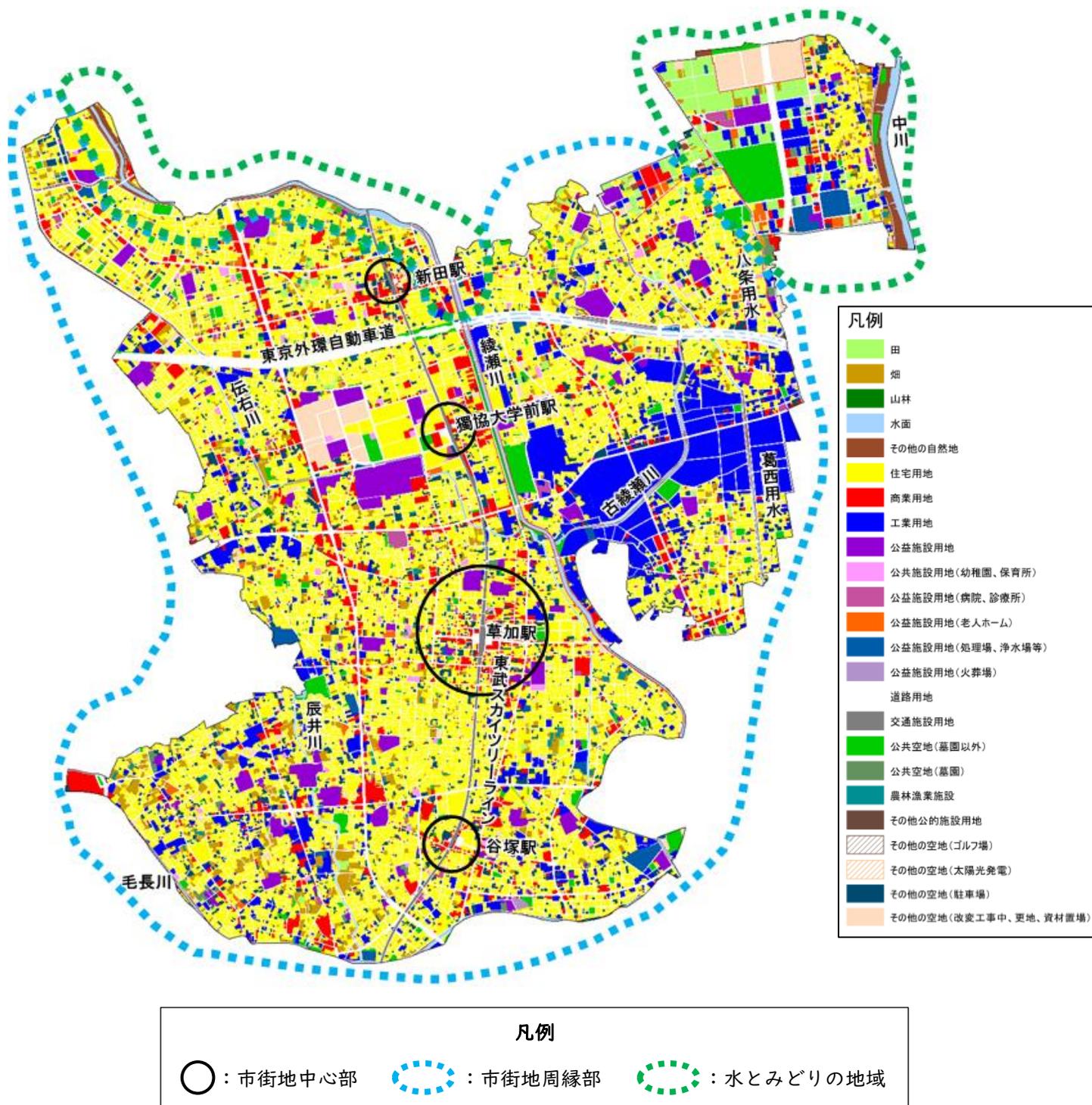


図4-3-1 生物多様性の地域区分

出典：「草加市都市計画マスタープラン基礎調査」(令和2年 草加市)を基に作成

表4-3-1 地域区分別の保全方針（市街地中心部）

生物多様性保全方針	
【地域の特徴】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅や駅前の商業施設及びその周辺の住宅地等が密集する。 ・ 公園等を除き、まとまったみどり、農地等が少ない。 ・ 国道4号線他の街路樹や緑地帯がある。 ・ 綾瀬川、伝右川等の河川がある。
「知る」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境イベント等における生物多様性関連情報の発信
「守り・育てる」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅や戸建の庭における生物多様性配慮の支援 ・ 商店街等におけるプランター設置による緑化補助 ・ 生物多様性に配慮した道路沿いの緑道整備の検討 ・ 外来種等の対策
「参加する」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等を利用した生物多様性保全活動の実施

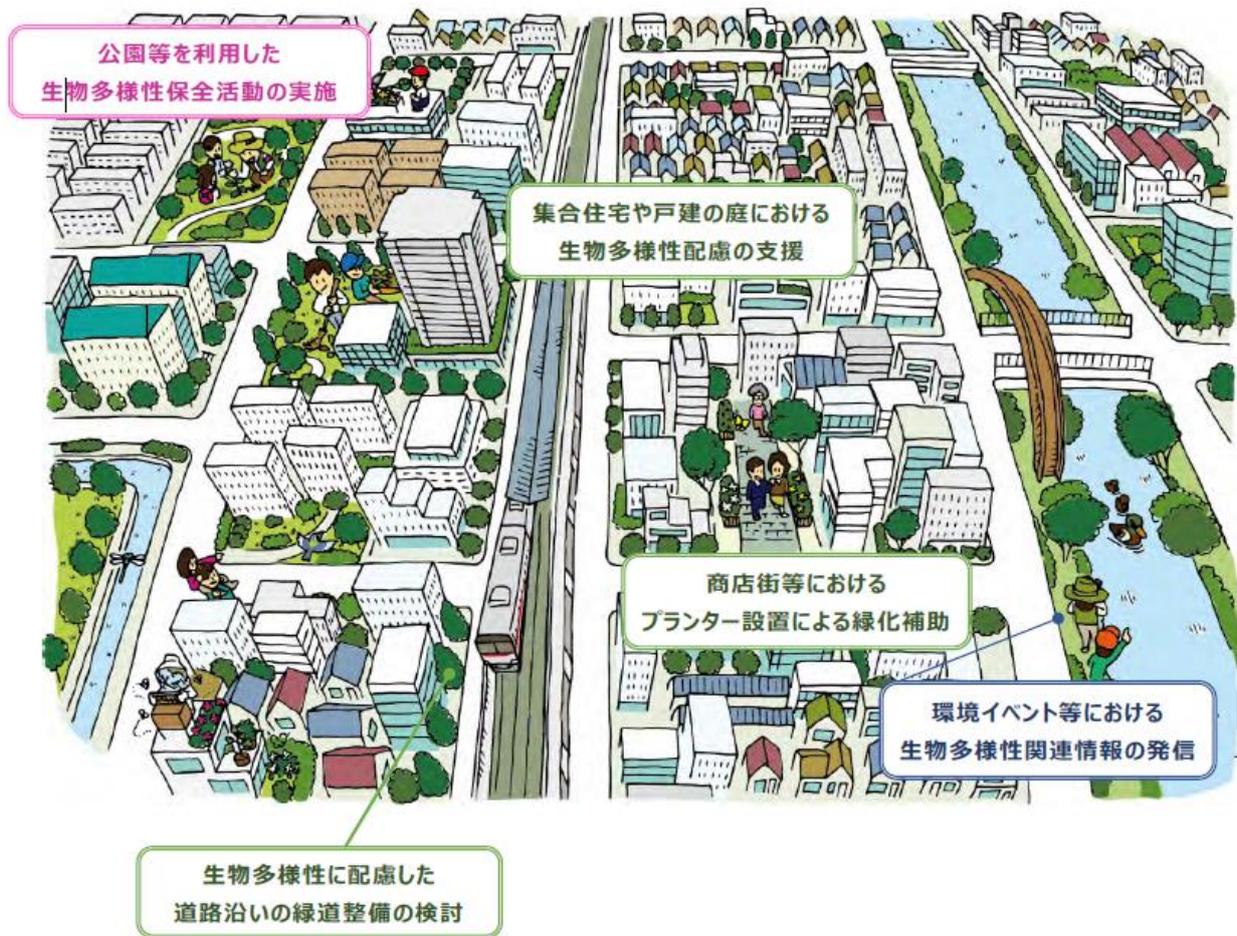


図4-3-2 市街地中心部の将来イメージ



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第4章

表4-3-2 地域区分別の保全方針（市街地周縁部）

生物多様性保全方針

【地域の特徴】

- ・ 駅からやや離れた閑静な住宅街と、物流倉庫、工場や事業所などがある。
- ・ やや規模の大きな公園、屋敷林、工場緑地、遊水地などがあるほか、生産緑地もまばらに存在する。
- ・ 東京外環道、県道他の街路樹や緑地帯がある。
- ・ 綾瀬川、古綾瀬川、辰井川等の河川、葛西用水、八条用水等の水路がある。
- ・ キタミソウの自生地、あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）、古綾瀬自然ひろばなど、保全すべき緑地がある。

「知る」

- ・ 自然観察会などのイベントを通じた生物多様性関連情報の発信

「守り・育てる」

- ・ 「水辺とみどりの交流拠点」の整備
- ・ 緑の生態的回廊の拠点となる公園緑地等の保全、整備、維持管理
- ・ 住宅等の庭や工場緑地における生物多様性配慮の支援
- ・ ビオトープ整備の推進と維持管理
- ・ 樹林や生産緑地等の保全
- ・ キタミソウなど希少種等の生息・生育地の保全
- ・ 生物多様性に配慮した用水や道路沿いの緑道整備と維持管理の検討
- ・ 用水や河川における多自然川づくりの検討
- ・ 公園整備時における生物多様性に配慮した公園設えの検討
- ・ 生産緑地等を活用した生物多様性に配慮した公園計画
- ・ 外来種等の対策

「参加する」

- ・ 公園や緑地を利用した生物多様性保全活動の実施
- ・ 河川内の多様な環境の保全維持（協議・要請）
- ・ 親水施設の整備と活用プログラムの整備（協議・要請）
- ・ ビオトープ等を利用した生物多様性保全活動の実施



図4-3-3 市街地周縁部の将来イメージ

表4-3-3 地域区別の保全方針（水とみどりの地域）

生物多様性保全方針	
【地域の特徴】	<ul style="list-style-type: none"> ・水田や屋敷林などが多くある。 ・東埼玉道路などの街路樹や緑地帯がある。 ・中川や水田周りの水路がある。 ・柿木田んぼや中川の河畔林に希少種等の生息・生育地がある。
「知る」	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会などのイベントを通じた生物多様性関連情報の発信
「守り・育てる」	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の生態的回廊の拠点となる公園緑地等の保全、整備、維持管理 ・既存制度による水田や屋敷林などの自然地の保全 ・新規事業地における緑地保全の実施 ・新規・既存施設と周辺環境の調和 ・コギシギシ、ヌマトラノオ、ミズワラビ、ノウルシ、ノカラムツなど希少種等の生息・生育地の保全 ・用水や河川における多自然川づくりの検討 ・外来種等の対策
「参加する」	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を利用した生物多様性保全活動の実施 ・剪定、落ち葉かき等維持管理作業への市民の参加 ・河川内の多様な環境の保全維持（協議・要請）



図4-3-4 水とみどりの地域の将来イメージ



4. 主体別行動指針

（1）市民ができること

「知る」
① 本市の自然に触れ合う時間をつくります。 生物多様性と私たちの生活との関係を知ることが大切です。市内に残された自然環境に出かけ、自然と触れ合う時間をつくってみてください。昔遊んだ場所が、今どうなっているでしょうか。あるいは、初めて行く場所で新しい発見をすることができるかもしれません。
「守り・育てる」
② 庭などでできる生物多様性への配慮を推進します。 市街化が進んでいる本市では、戸建て住宅や集合住宅の庭、外構緑地も重要な生物多様性保全の場となります。 市民一人ひとりの少しの工夫で、まちの中にも生きものと共生する空間をつくることができます。
「参加する」
③ 生物多様性にかかるイベントへ参加、協力します。 生物多様性は私たちの生活と深く結び付いています。それだけに、その保全をするためには、多くの人の参加と協力が必要となります。市内でも、管理の人手がたりず、生物多様性が低下している水田や畑地、屋敷林などの樹林地、遊水地などの環境があります。 本市では、河川や公園・広場などで生物多様性を保全するための活動を体験できるイベントを開催しています。これらの活動に参加することで、誰でも生物多様性を適切に保全する方法を身に付けることができます。 また、市や市民が開催する生物多様性に係るイベントへの参加・協力を支援しています。
④ 地産地消に協力するとともに、生物多様性に配慮した企業や商品の選択購入を推進します。 地域で作られた農産物等を地域で消費すること（地産地消）は、輸送による燃料消費を減らすだけでなく、地域の自然の恵みである農作物や農業を守り、生きものの生息場所となる農地を保全する役割も果たします。 私たちの消費するものの多くは、地域外や国外で作るものになっています。生物多様性に配慮している企業の製品や商品を選択的に購入することで、生物多様性の保全に貢献することができます。
⑤ 生物多様性の保全に配慮した取組を推進します。 本市では、既に「食べ残し（食品ロス）ゼロ運動」「エコライフ DAY チェックシート」「地球温暖化防止活動補助金*」などの取組を進めていますが、これらの取組は、生物資源の保全や、気候変動による生態系への影響の緩和などの観点から、生物多様性の保全とも関係しています。
⑥ ペットを飼う場合は、最後まで面倒をみます。 動物の遺棄（ペットを捨てる行為）は、法律に抵触する可能性があるとともに、生態系に悪影響を及ぼす可能性があることをよく理解し、一度飼い始めたら最後まで責任をもって飼うことが大切です。



(2) 事業者ができること

「知る」
<p>① 生物多様性に配慮した製品や技術の開発に取り組みます。</p> <p>国連のSDGsの浸透とともに、企業の生物多様性への取組が進められています。</p> <p>生物多様性に配慮した製品や技術の開発は、生物多様性の保全に貢献するとともに、新たなビジネスチャンスにつながります。</p>
<p>② 生物多様性に配慮した原材料や製品の購入に取り組みます。</p> <p>事業者が取り組める生物多様性配慮の一つが購入（サプライチェーン*）における配慮です。</p> <p>工場であれば、水や原材料、電気等が、生物多様性に配慮したものであること、オフィスであれば、使う紙に森林認証を受けた製品を使うことや、適正な環境アセスメント等を経た再生可能エネルギーを使うことなどが考えられます。</p> <p>一方、水資源や原材料等の確保段階で、自然環境を破壊する、不適切な収奪を行っているような製品は、今後、市場から駆逐されていく可能性もあります。既に、ISO14000シリーズや、国際会計基準では、生物多様性配慮の盛込や、企業の自然資本会計について公開し、明らかにすることが求められ始めています。</p>
「守り・育てる」
<p>③ 生物多様性に配慮した事業所づくりを進めます。</p> <p>都市化の進む本市では、事業所の緑地は、大気汚染や騒音などを緩和するとともに、生物多様性を保全するための重要な緑地となっています。</p> <p>そこで、これらの緑地を保全し、生きものの生息・生育空間の確保に努めます。</p>
「参加する」
<p>④ 市の生物多様性に係るイベントに参加、協力します。</p> <p>本市では、河川や公園・広場などで生物多様性を保全するための活動を体験できるイベントを開催しています。これらの活動に参加することで、誰でも生物多様性を適切に保全する方法を身に付けることができます。</p> <p>また、市や市民が開催する生物多様性普及啓発プログラムを支援しています。従業員が、これらのプログラムに参加することで、事業活動と生物多様性とのつながりを考えるきっかけになります。</p>



Ⅲ 生物多様性そうか戦略（第二版）第4章

(3) 行政（本市）ができること

「知る」・「参加する」

① 生物多様性にかかる情報を発信します。

本市では、市民や事業者の生物多様性の「知る」を支援するため、生物多様性を保全する体験イベントを開催するとともに、身近な行政サービスと生物多様性との関係について情報を発信していきます。

② 公共事業の実施に当たっては生物多様性への配慮を取り入れます。

公共事業の実施に当たっては、環境への影響を考慮し、生物や生態系への影響を最小化するように検討します。また、希少な生きものが発見された場合は適切な場所への移植等の保全を行います。

工事や設計等の発注に当たっては、生きものや生態系への影響が最小となるとともに、施工時に購入する資材等についても、国内や海外の生物多様性の保全に配慮するよう森林認証材や再利用材の使用に努めます。また、公共施設の維持管理に当たっても、多様な生息・生育地の創出を目指します。

③ 市職員の生物多様性の重要性意識の向上を図ります。

庁内で組織横断的に生物多様性についての情報の共有を行い、生物多様性の重要性についての情報を発信していきます。

「守り・育てる」

④ 生物多様性の維持のため良好な自然環境の保全を推進します。

生物多様性の「守り・育てる」を推進するため保存樹林制度等を活用して、良好な自然環境の保全を推進していきます。また、本市の重要な生物生息空間でもある河川等については、河川管理者に生物多様性に配慮した管理を協議・要請するとともに、市としても管理等に協力していきます。

⑤ 民間開発において生物多様性に適切に配慮するよう要請します。

民間の開発に対しては、生物多様性に適切に配慮するよう、開発許可制度等を通して、要請していきます。



IV 計画の進行管理等





IV 計画の進行管理等

1. 計画の推進体制

環境基本計画及び生物多様性そうか戦略を推進していくため、各主体（市民・事業者・市）が自らの役割を理解するとともに、これら三者の協働を基礎として計画の推進を図っていきます。

（1）市民・事業者

計画に掲げた施策の推進には、市民・事業者の協力が不可欠であり、それぞれの自主的な活動、協働による取組が推進されるよう周知を図ります。

（2）草加市環境審議会

計画を推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、市民・事業者・学識経験者等を構成員として、草加市環境基本条例に基づき設置する「草加市環境審議会」に、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

（3）草加環境推進協議会

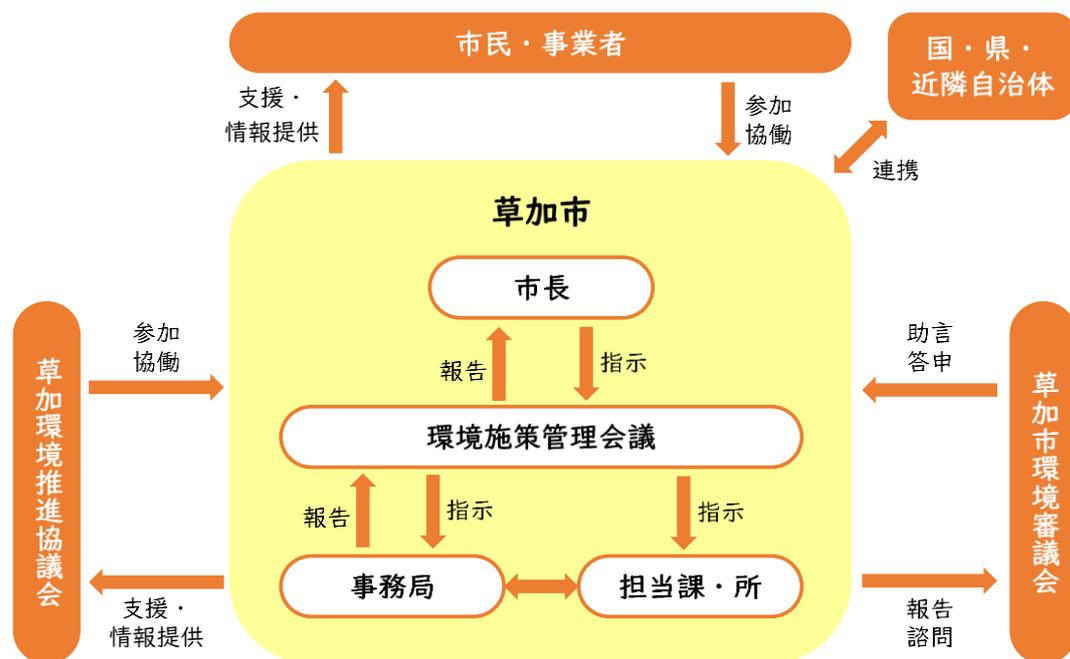
計画の実効性をより高めるためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、市民・事業者により構成された「草加環境推進協議会」と市は、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働により事業を推進していきます。

（4）環境施策管理会議（環境会議等）

計画に掲げた施策の推進には多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「環境施策管理会議」による推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

（5）広域的な連携

国、県及び近隣の地方自治体と共通する課題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいきます。





IV 計画の進行管理等

3. 人材育成

本市では、草加環境推進協議会などと協力し、多くの環境講座やイベント、小中学校や地域への出前講座などを実施しています。地域における環境教育・学習をサポートする役割が期待されますが、メンバーの固定化や高齢化により、本市の環境保全・自然の守り手が不足していくことが課題として挙げられます。

次世代の人々に持続可能な社会の創り手となってもらうためには、意識啓発や新たな担い手の育成に取り組むことが必要です。特に生物多様性においては、生物多様性そうか戦略を通して、今後、生物多様性に係る人材育成を計画的に進め、生物多様性の保全や維持に関係する市民の輪を広げます。

20年後

市民と事業者、行政が協力して、守りたい自然の継続的な維持が行われている。

・守り手と、守りたい自然とを結びつける仕組みを運営する。

10年後

守り手育成の仕組みができ、市民主体で守りたい自然の維持が開始されている。

・守り手を育成し、活躍する場を提供する仕組みをつくる。

5年後

生物多様性の保全に関心を持つ市民や事業者が増えている。

- ・イベントや講演会等を通じて、生物多様性に関連する情報の発信を行う。
- ・市民、事業者、市職員への生物多様性の理解を深める取組を実施する。
- ・生きもの調査を通じて、市民と事業者の守りたい自然への関心を高める。
- ・市が管理するビオトープ等を活用して、維持管理を経験する人を増やす。

生物多様性に係る人材育成のイメージ



市民・事業者に対し、それぞれのステップに応じた環境教育を行う



市民・事業者を環境団体・指導者へつなげる機能の強化

市民・事業者の活動が維持・継続され、環境教育等が活発に行われるために、市民・事業者・社会のニーズに合わせた支援を行う



V 参考資料





草加市環境共生都市宣言

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルに、歴史と文化を築いてきました。

しかし、急激な都市化により、かつての良好な環境が徐々に失われ、さらに私たちの活動は、川や空気の汚れ、ダイオキシンなどの有害物質、地球の温暖化など、身近な環境から地球環境まで影響を及ぼしています。

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまちそうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- Ⅰ 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- Ⅰ 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- Ⅰ 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

(平成11年(1999年)6月5日制定)



資料2 草加市環境基本条例

〔平成12年3月28日〕
条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等（第7条—第24条）

第3章 環境審議会（第25条—第32条）

附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。



V 参考資料

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうらおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。



(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について配慮するものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、草加市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(事業等に係る環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第12条 市は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の原因となる行為及び環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。



V 参考資料

(資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境監査)

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるようその連携に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。



(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、草加市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。
- (4) 地球環境に関すること。
- (5) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第31条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。



V 参考資料

(委任)

第 32 条 第 25 条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則（平成 12 年条例第 18 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

(草加市生活環境保全に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 草加市生活環境保全に関する基本条例（昭和 47 年条例第 47 号。以下「旧草加市生活環境保全に関する基本条例」という。）

(2) 草加市公害対策審議会条例（昭和 45 年条例第 43 号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際旧草加市生活環境保全に関する基本条例第 6 条の規定により実施している施策は、この条例第 4 条の規定により実施している施策とみなす。



資料3 計画の策定経過

会議の開催経過

日時	検討内容	
令和5年 (2023年)	7月12日(水)	ワーキンググループ第1回会議
	8月30日(水)	令和5年度草加市環境審議会第1回会議
	9月27日(水)	草加環境推進協議会環境基本計画検討会(第1回)
	10月25日(水)	令和5年度草加市環境審議会第2回会議
	11月17日(金)	草加環境推進協議会環境基本計画検討会(第2回)
	12月6日(水)	令和5年度草加市環境審議会第3回会議
令和6年 (2024年)	2月15日(木)	令和5年度草加市環境審議会第4回会議

組織名と概要

組織名	組織概要
草加市環境審議会	市民、学識経験者、関係団体などで構成し、環境に関する基本的事項を調査する組織
草加環境推進協議会	市内の複数の環境団体で構成し、啓発や環境整備施設の維持管理など、「人と自然がともに生きるまち 草加」の実現に向け活動する団体
草加環境推進協議会 環境基本計画検討会	草加環境推進協議会の環境基本計画を検討する組織
環境会議	環境基本計画の推進及び進行管理を行う、副市長・教育長・部局長・市長室長による組織
ワーキンググループ	環境指導員会議に先立ち、庁内の意見の集約と検討を行う市の関係各課担当者の組織
環境指導員会議	環境会議に先立ち、庁内の意見の集約と検討を行う市の副部長級の組織



V 参考資料

資料4 委員名簿

草加市環境審議会委員名簿

任期：令和5年（2023年）7月18日
～令和7年（2025年）7月17日

No.	氏名	ふりがな	区分	団体等
1	高野 桜	こうの さくら	市民の代表者（公募）	公募
2	石山 佳奈	いしやま かな	市民の代表者（公募）	公募
3	篠宮 邦昭	しのみや くにあき	市民の代表者	草加市町会連合会
4	阿部 正美	あべ まさみ	事業者	草加商工会議所
5	大湊 哲郎	おおみなと てつろう	事業者	草加八潮工業会
6	渡邊 明男	わたなべ あきお	事業者	草加市農業振興協議会
7	一之瀬 高博	いちのせ たかひろ	学識経験者	獨協大学
8	石阪 督規	いしざか とくのり	学識経験者	埼玉大学
9	小林 憲生	こばやし のりお	学識経験者	埼玉県立大学
10	宮田 尚美	みやた なおみ	学識経験者	NPO 法人 埼玉・エコ・リサイクル連絡会
11	田中 紘	たなか こう	学識経験者	樹木医、松保護士
12	渡邊 明海	わたなべ あけみ	関係団体の役職員	草加環境推進協議会
13	石井 実	いしい みのる	関係団体の役職員	(公財) 埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
14	西谷 栄子	にしたに えいこ	関係団体の役職員	草加市女性会議
15	前田 恵美	まえだ めぐみ	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所



資料5 用語集

あ行

用語	説明
暗渠	道路、鉄道などの地下に埋設したり、地表にあっても水面が見えないように、ふたをしていたりする通水路や排水溝のことです。
エコチューニング	業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことです。
エコドライブ	環境に配慮した運転方法のことで、アイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まないなどを実行することにより、消費燃料を節約し、CO ₂ の排出を削減する運転方法です。
エコライフデイ	簡単なチェックシートを利用し、エコライフを体験するものです。チェックシートをみながら、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を実践し、削減できたCO ₂ 量が計算できます。
エコ・クッキング	環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ることで、「エコ・クッキング」は東京ガス（株）の登録商標です。
温室効果ガス	大気中のCO ₂ やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き（温室効果）があり、これらのガスを温室効果ガスといいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、「二酸化炭素（CO ₂ ）」、「メタン（CH ₄ ）」、「一酸化二窒素（N ₂ O）」、「ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）」、「パーフルオロカーボン類（PFCs）」、「六ふっ化硫黄（SF ₆ ）」、「三ふっ化窒素（NF ₃ ）」の7種類を温室効果ガスと規定しています。

か行

用語	説明
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことです。
河川異常水質事故件数	着色水・濁水、油の流出、魚の浮上死などの水質事故を指します。
カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方です。



V 参考資料

用語	説明
グリーンインフラ	社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。
グリーンカーテン	つる性の植物で建物の壁や窓を覆うことです。植物が生き茂りカーテンのように太陽からの直射日光を防ぐため、グリーンカーテンと呼ばれています。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することです。平成13年（2001年）には、国等によるグリーン調達を促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されています。
クールシェア	夏の節電対策の一つであり、一人で1台のエアコンを使用するのではなく、家庭や町の中の涼しい場所になるべく複数の人で集まって過ごすように心がけることで、節電につなげようとするものです。
光化学スモッグ	春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態をいいます。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりします。

さ行

用語	説明
再生可能エネルギー	石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。
サプライチェーン	原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称を指します。
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）	企業や金融機関が自然への依存度や影響を評価、管理、報告するための枠組みを検討するための国際イニシアティブです。自然関連のリスクを測定し、世界の資金フローを自然環境に対してポジティブにしていくことを目指しています。



用語	説明
自然共生サイト	個人、事業者、団体、地方公共団体などの取組により、生物多様性の保全が図られている場所を環境省が認定する仕組みです。認定された自然共生サイトは、環境省により「OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）」として国際データベースに登録されます。
自然を活用した解決策（NbS）	「Nature-based Solutions」の略称で、自然の力を利用して、生態系と人間いずれにも利益をもたらす方法で社会的課題を解決することを指します。
社寺林	神社や寺院の敷地内に成立している森林のことです。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。
生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。
条件付特定外来生物	特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間外生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称です。令和5年（2023年）6月1日より、アカミミガメ（ミドリガメ）とアメリカザリガニが指定されています。
省資源	資源を節約することを指し、無駄なものを買わず、ものを長期間使うことが省資源につながります。
ゼロカーボンシティ	令和32年（2050年）CO2実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことです。

た行

用語	説明
太陽光発電	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式を、太陽光発電といいます。
太陽熱システム	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムです。
脱炭素社会	地球温暖化の要因となるCO2をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指す社会のことです。
地球温暖化防止活動補助金	本市で行っている、自然エネルギー等を有効に活用し、環境への負荷の少ない生活スタイルの推進を図るための補助金のことです。太陽光発電システムや太陽熱利用給湯器、地中熱利用給湯器、燃料電池給湯器、HEMS、家庭用蓄電池、雨水貯留施設のほか、EVやPHVなどの次世代自動車を対象としています。



V 参考資料

用語	説明
蓄電池	充電と放電を繰り返し行うことができる電池のことで、電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっています。
地中熱ヒートポンプ	地中熱とヒートポンプを組み合わせた冷暖房・給湯システムです。ヒートポンプとは、熱を温度の低い所から高い所に移動させる機械のことで、年間を通して温度が一定の地中を利用し、夏は外気より温度の低い地中に熱を放熱し、冬は外気より温度の高い地中から熱を採熱します。
デング熱	デング熱は、蚊に刺されることによって発症する感染症で、急激な発熱、発疹、頭痛、骨関節痛、嘔気・嘔吐などの症状が見られます。デング熱患者の一部は、まれに重症化してデング出血熱やデングショック症候群を発症することがあり、早期に適切な治療が行われなければ死に至ることがあります。
特定外来生物	外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年（2004年））によって規定された生物のことで、生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含みます。同法で規定する「外来生物」は、「海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令により定められています。
トレードオフ	何かを得るために何かを犠牲にしなければならない事柄や関係性を指す言葉です。

な行

用語	説明
ネイチャーポジティブ	自然生態系の損失を食い止め、回復させていくことを意味する言葉です。

は行

用語	説明
バイオプラスチック	植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的にCO ₂ と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称です。
ビオトープ保全活動	古綾瀬自然ひろば、あやせ新栄ビオトープ（綾瀬川バードサンクチュアリ）、東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープ等における保全活動です。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれます。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」と言うこともできます。



用語	説明
プラスチックごみによる海洋汚染	海洋に流出したプラスチックが紫外線や水中で破断され微粒子状（マイクロプラスチック）になり、生態系・漁業・環境などにさまざまな悪影響を及ぼしているとされています。
フードドライブ	家庭で余った食料品を学校や職場などに集約して、これをフードバンクや慈善団体などに寄付する活動のことです。
フードマイレージ	「食料の輸送量（t）」と「輸送距離（km）」をかけあわせた指標で、「食料の輸入が地球環境に与える負荷」を数値化したものです。例えば、輸入食品の場合、輸送距離が長いと、多くのエネルギーを消費し、CO2排出量も増加します。
保存樹林	本市が指定、保護にあっている樹林、樹木、生垣のことで、都市のみどりの価値を認識し、市民の健康で快適な生活環境をつくることを目的に「草加市みどりの条例」に基づき指定されたものです。

ま行

用語	説明
マラリア	マラリア原虫による感染症で、マラリア原虫を持っている蚊（ハマダラカ）に刺されると発症します。東南アジアやアフリカなどでの感染例が多く見られますが、日本国内での感染例は少なく、年間で60～80人程度となっています。
猛禽類	タカ目、フクロウ目の鳥の総称です。一般的には鋭い嘴と爪を持ち、主に昆虫類や哺乳類、鳥類を捕食します。

や行

用語	説明
屋敷林	防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のことです。

英数字

用語	説明
BEMS	「Building Energy Management System」の略称で、ビル・エネルギー管理システムのことです。対象はオフィスビルや商業ビルです。
ESCO 事業	省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。
EV	「Electric Vehicle」の略称で、本来は電動車両全般を指す言葉ですが、一般的には「バッテリーの電気だけを使ってモーターで走る車」である電気自動車のことを指し、本冊子でもこちらの意味合いで使用しています。



V 参考資料

用語	説明
FEMS	「Factory Energy Management System」の略称で、工場エネルギー管理システムのことです。
HEMS	「Home Energy Management System」の略称で、家庭内エネルギー管理システムのことです。
IoT	「Internet of Things」の略称で、「モノのインターネット」と呼ばれることもあります。建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすることを指します。
ISO14001	組織が自社で設定した環境に関する方針や目的に整合して、自社の事業活動やその結果生まれる製品・サービスが環境に及ぼす影響を管理することによって、健全な環境パフォーマンスを達成し、それを実証できるようにする仕組みの構築を目的とした規格です。
LED	「Light Emitting Diode」の略称で、発光する半導体素子のことです。半導体素子の違いにより、必要となる電圧や発光色が異なり、この発光原理を利用した照明ランプは低い消費電力で大きな光エネルギーを得られること、また寿命が長いことから、懐中電灯などの小電力分野でのLED照明ランプへの代替が進んでいます。
MaaS	「Mobility as a Service」の略称で、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。
PHV	「Plug-in Hybrid Vehicle」の略称で、「プラグインハイブリッド自動車」のことを指し、外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車のことです。
PM2.5	大気中に浮遊する粒径2.5 μm （マイクロメートル： μm =100万分の1m）以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されています。
VPP	「Virtual Power Plant」の略称で、仮想発電所のことを指します。工場や家庭などが有する小規模な分散型のエネルギーリソース（太陽光発電設備と蓄電池など）を、IoTを活用した高度なエネルギーマネジメント技術によりこれらを束ね、遠隔・統合制御することで、電力の需給バランス調整を行う仕組みです。
ZEB	省エネルギーによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
ZEH	断熱性能向上と高効率機器等の導入による省エネルギーの実現と、再生可能エネルギーの導入により、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅のことです。

資料・写真協力

草加環境推進協議会、公益財団法人埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部、
そうか生きもの調査運営委員会、そうか生きもの調査員

第二次草加市環境基本計画（第三版）

生物多様性そうか戦略（第二版）

令和6年（2024年）3月

編集・発行 草加市市民生活部環境課

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030

E-mail:kankyoka@city.soka.saitama.jp



